昭和26年８月27日　第３種郵便物承認　　広島県医師会速報（第2576号）　　2024年（令和６年）１月25日

ISSN　0285-130X　旬刊　５、15、25日発行（１部200円(税別)）

廣島縣醫師會速報

2024年(令和６年) １月25日号　第2576号

1 **第34回 市区郡地区医師会長Web会議**
感染症治療薬不足の対応について

10 **第44回 産業保健活動推進全国会議**
化学物質の自律的管理における産業医に必要な知識

15　会員の栄誉
令和5年度広島県学校保健及び学校安全表彰（野間　尭、神垣　昌人、平田　壽雄、岡東　周一郎、杉野　禮俊、菅田　巖）
読売新聞社主催「第52回医療功労賞」医療功労賞地方表彰（西田　和郎）
労働基準行政関係功労者表彰　広島労働局長表彰（橋本　尚美）

18　理事会記事（12月19日・12月26日）

23　会員へのお知らせ　マイナポータルを通じた医師資格証発行申請の開始
新設の保険医療機関等がオンライン資格確認を導入するための手続（協力依頼）　母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の公布
令和6年能登半島地震の被災に伴う医療法等の取扱い　他

32　社保の栞
「石川県能登地方を震源とする地震」に関する診療報酬関係（被災により保険証なく医療機関を受診する場合等）
通知をe-広報室の診療報酬（令和6年能登半島地震）に掲載しています。
個別指導における主な指摘事項　「酸素の購入価格に関する届出書」の提出はお済みですか？　他

44　広島県地域医療支援センターだより

45　介護保険の窓　e-資料　通達文書（介護保険関係）掲載情報

49　労災・自賠責コーナー　e-資料　通達文書（労災・自賠責関係）掲載情報

50　勤務医ニュース　世界に誇れる医療制度維持のために望むこと（JA広島総合病院　病院長　石田　和史）

51　禁煙コーナー　幻のタバコのない国（広島県医師会常任理事　医療法人社団　福原医院　院長　檜山　桂子）

52　廣島醫学コーナー（第77巻1号）

53　広島県医師協同組合情報　第11回 医師協ゴルフ大会のお知らせ

54　募集コーナー

61　学術講演会・学会ガイド（1月25日～2月24日）

62　学術講演会

65　学会案内　産業医研修会　産業医のためのブラッシュアップセミナー
令和5年度 感染症講習会　令和5年度　広島県医師会 園医・嘱託医研修会
広島県医師会　女性医師部会 総会　他

会員の先生方は、e-広報室からカラーで速報を閲覧できます。

電子処方箋の利用には「医師資格証」が必要です

令和5年1月から運用開始の「電子処方箋」を利用するためには、医師の資格を証明する「HPKIカード」の取得が必要になります。HPKIカードは複数の公的機関が発行していますが、日本医師会が発行する「医師資格証」であれば、日本医師会会員は無料で取得・利用できます。未取得の場合は、ぜひ申請をしてください。

※詳しくは広島県医師会ホームページをご覧ください。

広島県医師会速報の代金（会員負担1回200円）は県医師会費に含まれています。（年間購読料　7,000円（税別））

第34回 市区郡地区医師会長Web会議

－感染症治療薬不足の対応について－

と　き　令和5年11月28日㈫　午後7時
ところ　広島県医師会館　702会議室　Web開催

広島県医師会　会長　松村　誠

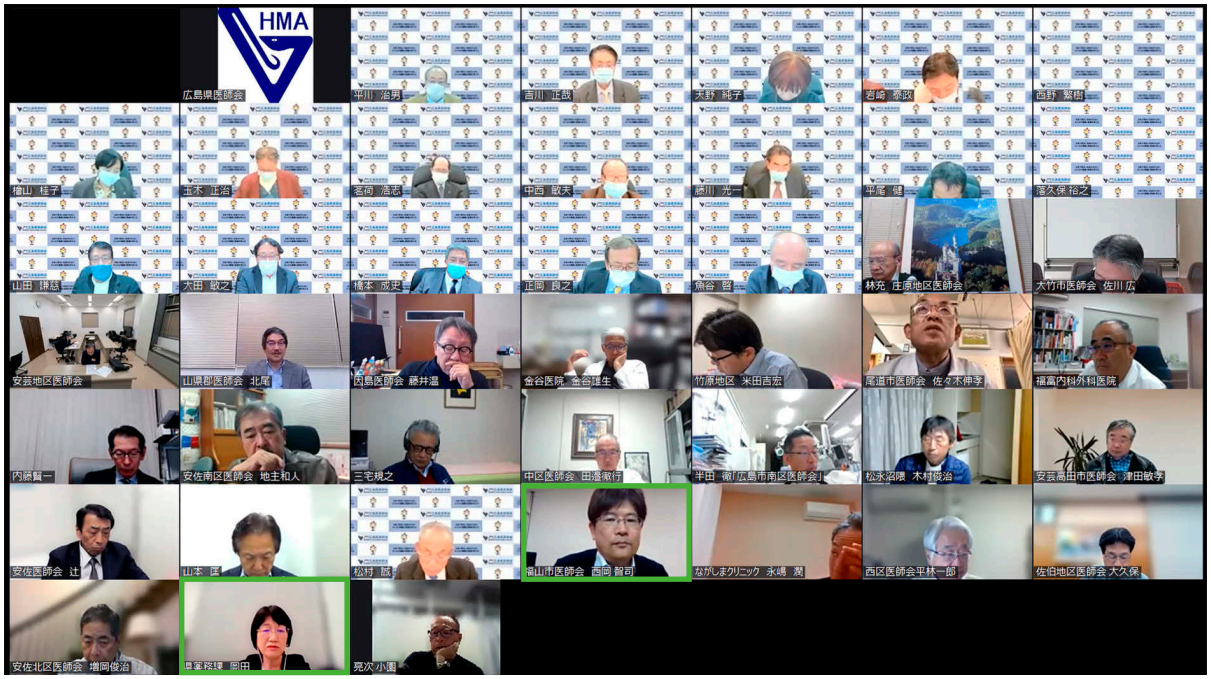

医薬品不足を指摘する西岡智司福山市医師会会長（下2・左4）に状況を説明する岡田史恵薬務課長（最下左2）

第34回の会長Web会議は、最新情報として広島県より①新型コロナ感染状況、②薬不足と薬剤師確保対策、③第8次広島県保健医療計画の骨子の情報提供を受けた。また、市区郡地区医師会からの情報・ご意見では、①佐伯地区医師会（大久保和典会長）、②安佐医師会（辻勝三会長）から各地区医師会の課題や取り組みの報告があった。

挨　拶

広島県医師会会長　松村　誠

11月もあと3日となり朝晩はめっきりと冷え込んでいる。県北からもう雪の便りが届く季節になった。さて、コロナはほぼ小康状態であるがインフルエンザが流行し始めた。このタイミングで、県内でも薬品不足の問題が起きており、本日はその問題も含め情報共有を図りたいと思う。

1.　報告・協議事項

(1)　最新情報

①　新型コロナウイルス感染症の県内の感染状況等について

広島県健康福祉局　新型コロナウイルス感染症対策担当政策監　西川　英樹

新型コロナの感染者数は直近1週間の定点1.72（昨年同期は16.2）で落ち着いている。

年齢構成は、60歳以上が4割以上で増えてい

るが全体の総数が少なく、直ちに警戒が必要とは思っていないが、今後の動向を注視している。全国的には北海道5.98、長野県4.97、それ以外は3以下が多く落ち着いているが、年末に向けては注視が必要である。

一方インフルエンザは11月24日に警報を発令した。定点23.73となっており、西部東保健所、東部保健所、福山市保健所の各々の管内で広範囲に感染が広がっている。

新型コロナの入院等の状況は、直近では100人を切って推移しており、現在は「段階0」で確保病床はない。1医療機関当たりの入院も0人が多く、11人以上入院が2施設あるが、平均は3.0人である。

病院・診療所の双方とも外来医療の逼迫（ひっぱく）状況について、診療・検査、電話対応、受診待ちの行列の発生状況は、いずれも直近では低水準で推移しており、クラスター支援も5類移行後は、支援が少ない状況が続いている。

学校等の出席停止数はインフルエンザの影響で増加している。受診案内・相談センターの入電数も低い水準で推移している。

変異株の状況は、昨年1月からオミクロン株の流行が始まっており、BA.1、BA.2、BA.5と変化し、そのBA.5の中でも、今年に入って置き換わりが進んできて、直近ではEG.5.1が4割程度である。現行のXBB.1.5タイプのワクチンも有効であると言われている。

現在の感染状況を国が示す6つの評価項目の目安に照らすと、直ちに追加の対策を講じるような段階にはないと判断しているが、引き続き、医療提供体制の確保にご協力くださるよう、よろしくお願いする。

②-1　感染症治療薬不足の対応について

広島県健康福祉局薬務課長　岡田　史恵

長期にわたる医薬品の供給不足への対応については、現場の先生方に大変なご苦労をおかけしている。コロナは落ち着いてきているが、インフルエンザの早い流行に伴い、感染症患者が急増しており、特に鎮咳薬、去痰薬等の感染症対応医薬品の不足がますます深刻となり、大変厳しい状況にあると認識している。

現在、県内の卸の状況や国の対応を再度確認中であり、近日中には通知をお示しできればと考えているが、この逼迫具合が昨年の比ではなく、全国的に深刻な状況になっており、卸も本当に対応に窮している。

根本的な解決策はない中、先生方には過剰発注を控えるなど、必要最小限の処方にご協力いただいているところだが、代替薬もなく急を要する場合は、厚生労働省の医療用解熱鎮痛薬等の供給相談窓口、医療用解熱鎮痛薬等110番があるので、利用をご検討いただければと考えている。

9月29日付で厚生労働省から相談窓口について、対象医薬品、相談方法の追加が通知されており、改めてご紹介すると、対象医薬品が10月10日から追加になっている。それまでは解熱鎮痛薬、トラネキサム酸、鎮咳薬だけだったが、新たに去痰薬が追加になっている。

また、相談方法は、個別相談に加え地域の実情に応じて、地域の医師会や薬剤師会単位で対象の医薬品の不足について、地域の団体で取りまとめた相談も受け付けるということで、10月10日から運用されている。この相談窓口は、11月2日現在で4,768件の相談があり、そのうち85%は対応している状況とのことである。

また、県内卸売業者5社に11月16日時点での状況を聞くと、解熱鎮痛薬は、イブプロフェン、ロキソプロフェンは一部で通常販売になってきているが、鎮咳薬、去痰薬、その他のアセトアミノフェンは、全卸売業者で優先販売、既存の得意先のみの販売になっている状況である。

国がメーカーに増産要請をかけており、それに対してシオノギがこれまで1月から10月の生産量が1,704万錠であったメジコンを、11月から12月でその1.4倍の量生産することを表明しており、東和薬品は、メジコンの後発であるデキストロメトルファンについて、23年度中1.4倍の生産を予定しており、カルボシステインも同様に1.4倍の生産を予定している。これ以外にも杏林製薬でムコダインの在庫放出も表明されており、徐々に増えてくると期待はしている。

【質問】

福山市でも医薬品不足が続いており、特に小児科領域での薬不足は非常にシビアな状況になっている。小児科の当番医に日曜日は百数十人の発熱患者が押し寄せて、対応に非常に窮しているという状況で、来院されても薬がなかったりと小児科の先生も非常に困られて、この状況を市民・県民の皆さまに、もっと広く知っていただくことが非常に大切だと思う。

当番医に来て2時間待って薬がなく、非常に立腹されるという事態も多発しており、マスコミを通じて、こうした薬不足が続いており日常診療にも影響が出ていることを、しっかりと啓

発していただくことが大切だと思う。

県医師会にも、前回は発熱患者の来院時の注意喚起ポスターを各医療機関に配っていただいたが、今は医薬品不足で診療が完全に行えない場合があると一言書いたポスターを配り病院に貼っておくだけでも、かなりイメージも違うとの声も上がっているため、県医師会としても考えていただきたいと思っている。

薬が日本にない状況であることを、市民・県民に啓発することが大切ではないかと思っている。今後、年末年始を控えて、さらにひどい状況になることを大変危惧している。

【回答】

日々ご苦労いただいており大変恐縮である。やはりリスクコミュニケーションが大切なことだと思うため、県で何ができるか検討し、マスコミを通じた啓発なども検討してまいりたい。

【回答】

広島県医師会としても、ご提案いただいた各医療機関向けの薬不足についてご理解を得るポスターの作成を、早急に検討させていただく。素晴らしいご提案に感謝する。

②-2　広島県の薬剤師確保対策について

広島県健康福祉局薬務課参事　片平　尚貴

病院薬剤師には病棟薬剤業務や、医師からのタスクシフティング等が求められている。また薬局薬剤師は在宅医療や通院がん患者への高度薬学管理などを中心に、業務・役割のさらなる充実が求められている。

一方で医師と同様に、薬剤師の従事先にも地域偏在や業態偏在、病院では薬剤師が不足しているが、薬局はある程度充足しているなど、業態偏在も指摘されている。そうした中で、全国的に次期医療計画に地域の実情に応じた薬剤師確保対策を盛り込み、取り組みを推進していくこととされている。

本県では病院薬剤師の地域偏在には負の連鎖があると考えている。病院薬剤師が不足する病院では病棟薬剤業務が充実できず、そうすると薬学生は患者さんに直接接する病棟薬剤業務にやりがいを感じているところであるが、薬剤師不足の病院には魅力を感じてくれないという現状がある。

また、院内の他職種からも病棟薬剤業務が充実していないと、薬剤師の重要性が認識されにくい現状もある。配備条件に満たないため、薬剤師関連の診療報酬も得られず、給与を上げにくいことになり、ますます薬剤師の確保ができないという負の連鎖が生じている。課題としては、どこかで病棟薬剤業務を充実させて、負の連鎖を断ち切る必要があると考えている。

薬局薬剤師については在宅医療の点で地域偏在があると認識している。在宅医療における薬剤師需要はあるが、薬局側が人材不足で他職種からの要請を断る区域もある。また、そもそも需要がない区域があり、他職種との連携を構築し需要の喚起も必要と考えている。

このような中で本県の薬剤師確保体制の目指す姿として、基幹病院など薬剤師が充足している病院に籍を残したまま、半年から1年間ほど薬剤師に地域の病院へ出向していただき、病棟薬剤業務を充実させていただく取り組みを考えている。

また、病院同士でお互いに人材交流をしていただき、若手薬剤師への魅力づくりの取り組みもしていきたいと思っている。さらに、薬局からの研修生を病院で受け入れていただき、連携体制の構築、薬局にとっては、在宅医療につながる他職種とのつながりや、薬学的管理能力を向上する取り組みができないかと考えている。全体のマッチングをコントロールタワーとして、病院薬剤師会と県薬剤師会に担っていただく姿を描いており、これらを医療計画に盛り込む予定としている。

検討体制として、今年度、協議会を立ち上げており、県病院協会からは中西敏夫先生にも参加をいただいている。右側には検討項目を書いており、3番にモデル事業とあるが、今年度実際に現在、広島大学病院の薬剤師が公立みつぎ総合病院に出向していただいており、その評価も実施させていただいているところです。

また、各病院長へのお願いとして3点あり、薬剤師がある程度充足しているところには出向元病院として、薬剤師が不足しているところには出向先病院として、ぜひ協力をいただきたいと思っている。薬剤部単独だけではなく病院全体として送り出しの体制と受け入れの体制が必要となるため、協力をお願いする。

2つ目は、現在、広島大学が病院と学生、薬局、学生を結ぶ『ヒロダイマッチングシステム』を開発している。求人情報のマッチングシステムへの登録をお願いしたいと思っている。一元的に情報発信することで、学生などに対しアピールできるようになると思っている。

3つ目は、薬局薬剤師の研修生の受け入れ、薬局との連携体制の構築にもご協力いただきたい。研修後についても、その薬局と入院患者の

持参薬の管理や、薬局の在宅医療の能力を共有し、その薬局にPCAポンプの取り扱いがあるかなど、情報共有もしていただければと思う。また、災害時にはその薬局から病院に手伝いに来てくれるというようなメリットもあると思う。

少子化によって医療従事者の確保がさらに困難となっていく中、限られた医療資源を持続可能な医療体制に持っていくために、薬剤師もぜひ貢献できる体制を構築したと考えているので、次年度以降、ぜひ協力をお願いしたい。

【質問】

薬剤師の地域偏在を均てん化するための出向は非常にいい試みだと思う。ただ、院外処方と院内処方の割合の問題点もあり、もしそうだとすれば院外処方を増やすような試みも効果的だと思うがいかがか。

【回答】

今回、薬剤師の不足状況を分析し、薬剤師の少数スポットを優先的に支援したいと思っている。その少数スポットを設定する際の一因として、院外処方をしっかり出してくれており、削りしろがないかも見たいと思っている。効率的な薬剤師業務という観点からも検討したいと考えている。

【追加】

県の薬務課が国の予算を受け、薬剤師確保対策の体制を立てられているが、県内の全病院に薬剤師の不足状況等のアンケートを出された。驚くべきことに98%の回答率で、いかに各病院が薬剤師の確保に苦慮しておられるかがよく分かった。

薬剤師の非常に少ないところ、院内処方をしておられるところと院外処方を積極的にしておられるところなど、そういうデータも取ってあり、今回は薬剤師の派遣業務をまず実施する。

また、広島大学は科研費でマッチングシステムを構築しており、これがうまくいけば、地域医療介護総合確保基金の中で薬剤師確保対策を実施するように、県でも薬剤師会とも考えている。

【質問】

先日、私たちの病院でも薬剤師の就活セミナーがあり参加したが、今の学生のほとんどは、調剤薬局志望が多いことに衝撃を受けた。確かに病院薬剤師と調剤薬剤師があり、調剤へ流れていき、病院薬剤師不足はなかなか解決しないと思う。

【回答】

これは病院薬剤師協会がアンケートを採っており、初任給は調剤の方が非常に高いが、病院は最後まで勤務されたらこの格差がほとんどなくなっている。そのため給与体系を少し見直そうという話も出ており、調剤に入られた人は途中で辞められる人が結構多く、そういう人に病院で勤務してもらうにはどうしたらいいかということも議論している。

③　第8次広島県保健医療計画の骨子について

広島県健康福祉局医療介護政策課参事
戸手　啓介

医療法に基づく「都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画」として、国が定める医療計画作成指針や本県の実情を勘案した計画であり、計画期間は令和6（2024）年度～令和11（2029）年度（6年間）である。

次期（第8次）保健医療計画では、従前の5疾病5事業に加えて、新たに「新興感染症の発生・まん延時における医療」を6事業目に追加し議論を進めている。計画2年目の令和7年度からは、かかりつけ医機能の確保も新たに入り、2026年以降の次の地域医療構想の策定の議論も始められており、大幅な見直しが想定はされる。

また、がん対策推進計画、循環器病対策推進計画、医療費適正化計画の3計画は、保健医療計画と政策的に関連が深く、定める内容に重複する部分が多くあることから、次期計画から、保健医療計画と一体的に策定する。

計画の内容として総括的に振り返ると、5疾病では拠点整備など体制づくりは全般的には進んできたが、がん検診あるいは特定健診の受診率がまだ低いという状況があり、予防の観点で引き続き取り組んでいく。

脳卒中・心血管疾患対策は、リハビリテーション専門職の育成によって一貫した体制を目指し、今後の目標を示している。同時に5疾病については拠点づくりだけではなく、がんに代表されるように外来対応の幅が広がっており、その対応も方向性として計画している。

5事業は、救急医療については、間もなく次期救急搬送支援システムの試行実験が始まり、新たなシステムの構築に向けた取り組みを進める。へき地の医療対策は、人材の偏在や地域偏在が依然としてある。このへき地の対策は保健医療計画よりも長い、70年ぐらいに渉（わた）ってやっているが、今後、オンライン診療なども活用しながら、引き続き推進するとともに、総合診療医の確保・育成に取り組むことを方向性として入れている。

小児、周産期の医療対策は、出生数が全国的に下がっており、医師の確保も全国的に困難であるが、県民に安全な医療を確保していく必要があり、高次の医療機能を集約化・重点化していくという方向を入れている。

在宅医療と介護の連携体制は、人口推計から計画期間中に受療率が非常に高い75歳あるいは85歳以上の方がより増えてくる。高齢者自体の増え方は緩やかになっていくが、ピークを迎えることが予測されており、まさに正念場になるか。在宅医療を考える上で多職種連携であったり、何よりも24時間の体制をどうやって構築するか。かかりつけ医機能の確保も重要であり、そうしたところを踏まえて取り組んでいく必要がある。

人材の確保の医師については、県で新病院、高度医療・人材確保の拠点も含めて、医師を循環させる仕組みを作っていきたいと考えている。看護師については、在宅医療の充実に資することと、コロナを踏まえた専門性の確保に加えて、医師及び看護師全体として勤務環境の改善に取り組んでいく必要があると考えている。

新興感染症については、基本的には感染が拡大するようなことが起これば、医療機関との協定に基づき病床を転換して確保するが、本県ではCDCを中心としたコロナの経験があり、それを生かしていくということを平時から心がけることになる。

医療費の適正化については、医療提供体制をどうするか、あるいは外来の重複、多剤投与の是正も含めて、持続可能な提供体制を確保することに主眼を置いている。それを踏まえ目指す姿については、感染症の対応を踏まえて持続可能な提供体制を目指していくことを入れている。

今後12月に医療審議会の保健医療計画部会が開催され、そこで素案をご審議いただく予定になっており、年が明けて1月以降はパブリックコメントあるいは、県議会の審査を受けて3月に次期計画を決定する流れになっている。

【質問】

資料に「看護職員には養成所への支援」等とあるが、これは養成所を支援するだけではなく、養成所のあり方を考え直さなければ、本当にもう確保できない。看護学校に進む方が社会人も含めて減っていると思うため、もう少し養成のあり方まで踏み込んで、今後、方向性を示していただきたいと思う。

【回答】

担当課にも情報共有させていただく。

(2) 市区郡地区医師会からの情報・ご意見

① 佐伯地区医師会の現状と課題

佐伯地区医師会会長　大久保　和典

以前より、なぜ廿日市市なのに佐伯地区医師会なのか、佐伯地区医師会と広島市佐伯区医師会との違いがよく分からないなどのお声をいただいている。まずはその辺りから簡単にご紹介させていただく。

佐伯地区医師会の名称は、エリアが旧佐伯郡であるため佐伯地区医師会となっている。佐伯地区医師会の名前である「佐伯」は、正式には「さえき」であり、昭和57年頃に現代語法に改めて「さいき」に変更している。

「さえき」の由来は非常に由緒あり、西暦122年、日本武尊が遠夷(えんい)を制して多数の捕虜を連れ帰り、その人々を住まわせた所が安芸沼田から西の地域で、いわゆる沼田、己斐、五日市、廿日市の辺りで、この捕虜の人々が昼夜ともに非常に騒ぐ人々で礼儀がなく、あまりにもうるさかったといわれており、この「さわぐ」が「さえぐ」に変化し、その「さえぐ」が「さえぎ」に、「さえぎ」が「さえき」と変化して、このうるさい人々は「佐伯部(さえきべ)」と呼ばれ、住んでいた所が「佐伯(さえき)郡」と呼ばれるようになったといわれている。

この人々を管理する役人が「佐伯氏」と呼ばれ、西暦593年には佐伯鞍職(くらもと)が厳島神社を創建している。以来、宮司は代々佐伯家が務めておられる。このように非常に伝統ある名前である。

佐伯地区医師会の場所は、広島県の西部に位置し、広島県北部ともいえる山間部から、島しょ部に当たる江田島市の沖美町、能美町、大柿町、この3町までが旧佐伯郡であり、非常に細長いエリアとなっている。

廿日市市の人口は約11万6,000人、江田島市が約1万3,000人、医師会員はA会員の数は廿日市市が93名、江田島市が13名、合わせて106名、病院は廿日市市が9つ、江田島市が2つ、計11病院である。

佐伯地区医師会は一番古くは明治21年、佐伯郡医会として設立されたと聞いており、明治40年に佐伯郡医師会が創立されている。このときの佐伯郡は己斐から五日市、廿日市、大竹、そして能美が佐伯郡であったが、昭和4年に己斐町、草津町、古田村が広島市へ編入となっている。そして昭和17年にいったん解散となり、昭

和22年に新制佐伯郡医師会が再開している。このときは五日市から廿日市、大竹、能美と結構広い地域であった。そして昭和30年に大竹市医師会が独立退会され、大竹市医師会を設立されており、昭和60年には五日市町が広島市に編入になり、私どもの名称も佐伯地区医師会と変更し、昭和61年1月1日で五日市支部の先生方、A会員66名、B会員20名の86名の先生方が広島市医師会へ編入されている。平成17年には湯来町も広島市に編入され現在に至っている。

現在の医師会の役員は、顧問4名、理事17名、監事2名、議長、副議長で構成しており、事業は訪問看護ステーションを2つ運営している。1つは廿日市市で平成3年から、常勤・パート・事務合わせて25名の大所帯で運営している。また、広島市佐伯区湯来にある湯来訪問看護ステーションも運営しており、常勤7名、パート2名、事務1名の10名で運営中である。

また、市からの委託事業としてHMネットを活用させていただいた胃の内視鏡検診の事業、日曜集団特定健診、職員健診、その他、日曜在宅当番医、廿日市休日夜間急患センターの運営に協力している。

この10年間の主な取り組みとしては、平成27年に休日夜間急患診療所に、内科だけだったが外科の先生方にもお願いして外科を開設した。令和元年からHMネットを利用した胃内視鏡検診事業を開始している。令和2年には休日・夜間急患診療所をJA広島総合病院内に移転して、新たにスタートしている。そして令和4年、運営に携わっていた江能准看護学院が閉鎖となっている。

廿日市市の急患診療所の前身は、平成6年に廿日市市の診療所の先生方36医院で平日の18時から22時までの準夜間診療を開始した。これが全国初の試みだったと伺っている。

それから平成14年に、この準夜間診療を終了して、廿日市市休日・夜間急患診療所を内科だけで開設し、平成27年に外科を開設、令和2年にはJA広島総合病院内に移転している。

この休日夜間急患センターは、内科系は月曜から土曜は19時から22時、日曜、祭日、年末年始等は9時から21時で、1年365日、先生方にお願いして出務していただいている。外科は月曜日から金曜日の準夜帯、19時30分から22時の時間で運営をしている。

問題は、年度別の来院者の数がコロナの始まる令和元年までは年間7,000人程度であったが、令和元年から令和2年にかけて2,000人台に減少しており、出務する先生方、私どもは楽であるが、運営は非常に厳しい大変な状況になっている。

医師会として力を入れているのが会員福祉、顔の見える関係づくりで、ゴルフ大会は広島市佐伯区医師会と大竹市医師会、それから歯科医師会、薬剤師会の皆さんと一緒に開催している。グリーン会ゴルフ大会（佐伯区、佐伯地区）は昭和44年から行っており、西部医師ゴルフ大会（大竹、廿日市、五日市）は昭和54年からで、三師会ゴルフ大会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）は昭和57年からである。その他、野球観戦、ジャズライブパーティー、ワインパーティー等々、行っている。

独自の取り組みとして、五師士会というものを作って活動しており、これは平成17年に元会長の望月昭先生の旗振りで、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、福祉士会、5つの専門職団体で設立した。市民の健康と福祉に寄与し、学術の高揚に励み、会員間の親睦に努め、廿日市市に理想的な地域包括ケアシステムを構築するために設立され、その後、理学療法士会、栄養士会等々に加入していただき、平成27年にはNPO法人化している。現在は理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の3つの職種がリハビリ士会としてまとまり、トータル五師士会から今8師士会という、8つの団体で構成されている。令和3年までは医師会事務所の中に五師士会の事務所も入れていたが、令和4年から廿日市市が運営する多世代サポートセンターへ事務局を移転し現在に至っており、会員数は現在1,507名で年間500円/人の会費をいただいて運営している。

この五師士会は研修を主にしながらレクリエーションも行い、多職種の顔の見える関係づくりに力を入れており、市からの委託事業として住民向けの相談会、ミニ講座の開催、ACPの啓発等々、いわゆる市民公開講座のようなものを開催したりしながら運営している。

最後に佐伯地区医師会の課題は、まずはA会員の減少と高齢化で、現在新規入会の先生には入会金300万円、月会費2万5,000円をいただいているが、他の医師会の先生とも話して、やはり少し高いと思うし、今後検討の余地ありと思っている。A会員は平成27年から平成28年が一番多く112人で、それから徐々に減少して令和5年度総会時点で105人である。この平均年齢は他地区医師会と同様に、高齢化が進み60歳以上が94人中60人で63.8%、65歳以上は43.6%、75

歳以上が11.7%であり、5年先10年先を考えると、医師会の事業への出務の定年が75歳であるため、この各種委員会、当番へ参加していただく会員の減少が確実で、将来を見据えた対策の検討を現在行っているところである。

また、廿日市市と能美地区会員間との交流の問題について、現在、佐伯地区医師会は廿日市市に事務局を用意しているため、能美の先生方からは、やはり距離的にも遠方になり、行政も異なることで、往来がスムーズに行えない状況がある。現在は理事会・月例会は廿日市市で開催しているが、能美地区の先生方は安芸地区医師会の先生方と、独自に江能地区月例会を開催しておられる。その交流は理事会・月例会をWebで配信している。事務局の職員が定期的に能美地区の先生方を訪問させていただき、会員福祉事業への参加をお願いして、来ていただいている。私も12月に江能地区の月例会と忘年会があるため参加する予定である。

もう1つの課題は災害対策である。これまで医師会として手つかずだったのが災害対策で、災害救護医療マニュアルを今年の5月に作成した。これは廿日市市、消防本部、西部保健所、歯科医師会、薬剤師会等々と協議を行い作成しており、10月、11月とJA広島総合病院の災害訓練、廿日市市各地区の防災訓練の視察に行ってきた。今後は災害時の医療救護所の開設に向け、防災訓練をどのように開催するか検討中である。

最後の課題は、医師会館の建て替えに備える資金の準備についてである。入居している医師会館は、平成10年より廿日市市の商工会議所と廿日市市と佐伯地区医師会で協議し、平成15年に完成した。総工費が7億6,000万円、佐伯地区医師会が使用するフロアの広さに合わせて、市へ寄付金を1億7,000万円、備品の購入費3,000万円で平成15年に2階部分に入居している。今年令和5年11月は20年経つため、全館の空調を取り換えている。廿日市市のものであるため廿日市市が全部負担し、固定資産税も要らないため、いい入居契約ができていると思っている。2階部分の医師会が640平方メートル194坪であり、賃料が年間234万5,000円、月に直すと19万5,000円の賃料で、坪当たり月に1,000円の賃料で使わせていただいている。現在、事務局、訪問看護ステーション等々が入居しているが、現在ちょうど20年で、あと20年後、30年後には必ずまた将来の建て替えの話も出て、その頃には恐らく4億円～5億円が必要になる可能性があると思うため、今から準備をするように心がけている。

②　安佐医師会の紹介

安佐医師会会長　辻　勝三

安佐医師会は明治9年に有志医会が誕生したことに端を発し、その後、幾たびかの名称変更、組織変更を経て、昭和48年に現在の安佐医師会という名称になり、平成25年に一般社団法人安佐医師会となっている。そして本年4月には安佐医師会病院を開設し、安佐医師会の歴史に残る大きな一歩であると考えている。

安佐医師会が活動する安佐地区は、令和5年9月末での時点で安佐南区の人口は24万3,228人、高齢化率は21.8%、安佐北区の人口は13万8,452人、高齢化率は35.4%となっている。

安佐南区は広島8区の中で人口が最も多く、一方で高齢化率は最も低い区である。ただ人口が多い分、高齢者人口そのものは市内で最も多くなっている。区の人口は10年前と比較すれば5,000人以上増加しているが、ここ数年は減少傾向にある。

安佐北区は広島市内の高齢化率トップで、人口は10年前と比較して1万3,000人以上減少している。無医地区に準じる地区もあり、人口構造的には両極端ともいえる2地区を管轄している医師会である。

安佐医師会の会員数は令和5年9月の時点で685名である。その内訳は開業会員であるA会員が258名、勤務会員であるB会員が206名、公的病院勤務及び研修医であるC会員が182名、非就業会員が38名となっている。10年前の同時期と比べると100名程度増えており、ここ数年は穏やかに増加している。ただ、高齢化や安佐北区の人口減少など、地区の状況も変化してきており、今後どうなっていくか注視しているところである。

安佐医師会の主な事業は、当会の定款に書かれており、毎年、重点的に取り組むべき施策を幾つか挙げている。令和5年度の重点施策は5項目あり順次ご紹介する。

重点施策の1つ目は広島市北部在宅医療・介護連携支援センターの運営である。当センターは広島市が全国の地域包括ケアの1つのモデルとすべく、安佐医師会に委託して設置したもので、広島市北部地域における入院医療から在宅医療への流れを確立するとともに、地域での日常生活を支える医療、介護、保健・予防の連携を強化し、有機的に結びつけるための地域包括

ケアシステムを支える拠点として運営し、在宅医療を支える人を支えるという目標を掲げている。

重点施策の2つ目は安佐医師会病院の運営である。この病院の開設に至る背景は、広島医療圏北部地域の医療機能の分化を通して、病院機能ネットワークを構築しようというもので、具体的な病床再編は、旧安佐市民病院をはじめとする4病院1,060床を、安佐医師会病院を加えた5病院で、それぞれの役割、病床数を見直しながら進めた。

再編事業のうち、安佐市民病院の機能分化については、安佐医師会病院の建物内に5事業を集約しており、安佐医師会は、これらの施設機能とともに地域包括ケアシステムを先導する拠点としての役割を果たしていきたいと考えている。ちなみに広く地域住民の皆さまに認知していただき、身近な施設として愛着を持っていただくために「ヘルスネット安佐」という愛称を定めている。

安佐医師会病院の役割は、北部医療センターを中心に、転院可能な患者を対象にポストアキュートとして受け入れ、在宅医療や生活復帰への支援を行っている。また一方で在宅医療機関等からサブアキュートの患者や、レスパイト入院が必要な患者などを受け入れている状況である。

安佐医師会病院の特徴をまとめると、1. 広島市の要請に基づいて安佐医師会が設置・運営する病院である。2. 高度急性期病院と在宅とを結ぶ慢性期、回復期の医療を提供する病院である。3番目が特に重要なことで、広島圏域北部地域、具体的には先ほど病床の再編に加わっていただいた安芸高田市や山県郡の病院や、あるいは関係部署と連携を密にして、地域包括ケアシステムを構築していく上で核となる病院を目指すことである。

重点施策の3つ目は安佐准看護学院の運営である。当学院は昭和55年3月に安佐南区祇園に開校し、令和5年4月に安佐北区可部南に移転した。受験者数・入学者数の推移は、以前に比べて受験者数は減少傾向にあるが、これまではおおむね定員を確保できている。ただ、本年度は可部に移転したことが影響したのか、受験応募者数が減少している。学生確保は学校運営の要で重要な課題と考えている。また教員の確保も、広島県での教員養成講習が中止となり、こちらも大きな課題と考えている。

重点施策の4つ目は可部夜間急病センターの運営である。当センターは平成23年3月、安佐北区可部に開業し、平成25年4月からは土曜診療を開始している。令和5年4月に現在の安佐北区可部南に移転している。夜間急病センターの患者数推移は令和2年度から新型コロナウイルス感染症の流行による外出自粛、受診控えの影響により、患者数は減少しているが、移転後は発熱患者の動線分離ができたため、今後はこうした感染症にも対応していけるものと思っている。

最後に電子処方箋のモデル事業について触れておく。令和5年1月の電子処方箋管理サービスの運用開始に向けて、先行導入地域として全国で4地域が指定され、安佐地区がその1つとなった。安佐市民病院を中心に、39の薬局と15の医療機関が参加したものである。医療DXの進展は、これからの重要なキーワードになってくるため、安佐医師会としてもできる限りの対応を、きちんと考えなければならないと感じている。

今後の課題は、まずは会員とのつながりである。安佐医師会はこの10年間で100名程度の会員が増加しているが、コロナ禍における会議や行事の中止・縮小によって、会員同士あるいは会員と医師会との交流が希薄になっている。今後は、これらを再び盛り上げながら、医師会への理解や参画を呼びかけていきたいと考えている。次に地域連携の一層の推進である。これまでに築いてきた連携の輪を、さらに強固なものとしていくことが必要と考えている。広島市中心部には、2030年度をめどに高度医療人材育成拠点として新病院が設置される予定であるが、それと対をなすような、北部地域の完結型医療を担う存在になれたらいいと考えている。最後に時代に即した対応として、先ほどの電子処方箋などを一例とする医療DXの流れに遅れることなく対応していかなければと考えている。

以上で安佐医師会の紹介とするが、これまでご発表いただいた地区医師会の取り組み等も、大変参考になるものばかりであった。今後も相互に情報共有しながら、皆さまと共に進んでいきたいと思っている。

閉会の辞

広島県医師会副会長　吉川　正哉

本日は第34回市区郡地区医師会長Web会議にて熱心にご討議いただき感謝する。広島県からは新型コロナウイルス感染症の県内の感染状況等について報告いただいた。コロナは小休止

の状態であるがインフルエンザが非常に増えており、その対応は十分に気をつける必要がある。また感染症治療薬不足については、確かになかなか手に入らない状況がまだまだ続くと思う。広島県の薬剤師確保対策と、第8次広島県保健医療計画骨子については実は聞いており、先ほど松村会長がお話しされたが、看護師養成所に対する支援のあり方について、広島県も考えていただければと思っている。

また市区郡地区医師会からの情報では、佐伯地区医師会と安佐医師会から、それぞれ医師会の概要、事業活動の現状などご報告いただいた。熱心に事業を展開されており引き続き発展することを願っている。本会としても、今後とも各地区医師会の皆さま方と情報を共有しながら、医療に関する各種問題に対応してまいりたいと思うため、引き続きよろしくお願いする。

第34回 市区郡地区医師会長Web会議　名簿

令和5年11月28日㈫　19時00分～20時00分

医師会名	氏名	医師会名	氏名
広島県	松村　誠	広島市中区	田邉　徹行
広島市	山本　匡	広島市東区	金谷　雄生
呉市	玉木　正治	広島市南区	半田　徹
福山市	西岡　智司	広島市西区	平林　一郎
尾道市	佐々木伸孝	広島市佐伯区	永嶋　潤
三原市	小園　亮次	広島市安芸区	魚谷　啓
因島	藤井　温	広島市安佐南区	地主　和人(代)
大竹市	佐川　広	広島市安佐北区	増岡　俊治
安芸地区	白川　敏夫		
佐伯地区	大久保和典		
安佐	辻　勝三	オブザーバー	
安芸高田市	津田　敏孝		
山県郡	北尾　憲太郎	広島県健康福祉局健康危機管理担当部長	増井　博文
賀茂東部	市場　康之	新型コロナウイルス感染症対策担当課長	草薙　真一
東広島地区	山田　謙慈	新型コロナウイルス感染症対策担当政策監	西川　英樹
豊田郡	寺元　康	広島県健康福祉局薬務課長	岡田　史恵
竹原地区	米田　吉宏	広島県健康福祉局薬務課参事	片平　尚貴
世羅郡	卜部　利眞	広島県健康福祉局医療介護政策課参事	戸手　啓介
松永沼隈地区	木村　俊治		
深安地区	世良　一穂		
府中地区	内藤　賢一		
三次地区	中西　敏夫		
庄原市	林　充		
広島大学	志馬　伸朗	広島県医師会　傍聴者	常任理事

第44回 産業保健活動推進全国会議

－化学物質の自律的管理における産業医に必要な知識－

と　き　令和5年10月19日㈭　午後1時
ところ　日本医師会館　Web開催

広島県医師会　副 会 長　吉川　正哉
広島県医師会　常任理事　三宅　規之
広島県医師会　常任理事　茗荷　浩志

令和5年10月19日㈭日本医師会館よりWeb会議システムを用いてハイブリッド形式で標記の全国会議が開催された。本会議は、厚生労働省、日本医師会、都道府県医師会、労働者健康安全機構、産業医学振興財団との意見交換を行い、産業保健活動のあり方について検討することを目的として開催されている。

当日は、約400名が参加し、情報交換と意見交換が行われた。

以下、会議の概要を記す。

Ⅰ．挨　拶（要旨）

厚生労働大臣　武見　敬三（代読）

労働者の健康を巡る状況は、高齢化の進行により一般健康診断の有所見率が上昇を続けている。何らかの疾病を抱えながら働いてる労働者も増加している。加えて女性の就業率が上昇しており、働く女性の健康問題に対応していくことがますます重要となっている。これらの対策の1つとして治療をしながら働く方々への支援が一層重要となっている。厚生労働省では、反復継続して治療が必要となる疾病を抱える労働者に関して、事業場における治療と仕事の両立支援の具体的な取り組みをまとめたガイドラインを作成し、その周知啓発の強化に取り組んでいる。

また、過労死等の労災認定件数は、令和4年度は904件であった。過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策を推進する必要がある。特に精神障害による労災認定件数は、令和4年度は710件と過去最高となっていることからメンタルヘルス対策を一層強化していく必要がある。化学物質については、個別規制の対象となっていない全ての危険有害な物質への対策を強化するため、今後はリスクアセスメントに基づいた事業者による自立的な管理が求められる。

●●●

日本医師会会長　松本　吉郎
（ビデオメッセージ）

先般、日本医師会認定産業医制度における単位シールがフリマサイトにおいて売買されていることが発覚した。本件は認定産業医制度の根幹を揺るがすものであり、断じて容認できるものではない。9月26日付で都道府県医師会担当役員にお送りした文書の通り、記名式または整理番号入りの単位シールを発行いただき、このような事態が起こらないよう対応を求めている。日本医師会としても、受講情報のデータ化に向けた取り組みをより推進するとともに、認定産業医の先生方への質の高い研修の確保、受講機会の提供に向けて議論を重ねてまいる。

さて、化学物質の自律的管理は、労働安全衛生規則の改正等が行われ、令和4年より順次施行されている。令和6年4月には、全ての項目が施行され、化学物質を扱う事業場では、法令準拠型の管理から自立的な管理への移行が求められている。自律的管理は基本的に事業場に求め

られている対応ではあるが、リスクアセスメント対象物を使用している労働者向けの健康診断の項目決定や、同種の遅発性疾病が複数労働者で発生した場合の聴取・判断など、事業場から産業医に求められる業務もある。以上を踏まえ、今年度の全国会議では、産業保健総合支援センター、地域産業保健センターの活動報告に加え、シンポジウムとして、化学物質の自律的管理、さらに産業医需要供給実態調査事業に関する報告を行う。本日、得られた知識を現場で役立ていただきたい。

●●●

労働者健康安全機構理事長　有賀　徹

現在、わが国の治療と仕事の両立支援においては、企業と医療機関とともに両立支援コーディネーターでサポートするトライアングル型支援を進めている。令和4年度は約5,600名の両立支援コーディネーターを養成した。また能力の向上及びコーディネーター同士の地域のネットワークの構築のために全国47産業保健総合支援センターにおいて、事例の検討会そしてコーディネーター同士で意見交換を行う交流会を開催しコーディネーターの資質の向上を図っている。令和4年度の診療報酬改定において対象疾患両立支援に関する対象疾患の追加もあったが、今後ますます治療と仕事の両立は大変重要となり両立支援コーディネーターの需要が高まっていく。当機構としても本年度も引き続き治療と仕事の両立支援への普及及びコーディネーターの積極的な養成、そして地域とネットワークの形成について取り組んでいく。

●●●

産業医学振興財団理事長　清水　英佑

日頃、産業保健のさまざまな課題に取り組んでいただいているが、私ども関係者を取り巻く状況の変化は相変わらず厳しいものがある。そのような状況の中、令和元年以降、働き方改革関連法が施行され、職場の健康問題に対する社会一般の認識が広まり、産業医の職務やそれに伴う権限・責任はさらなる拡大の様相を呈している。産業医をはじめ産業保健チームとしての対応により問題解決に向けて協働することの重要性がこれまでになく高まってきている。一方、課題の多さに比較して、産業保健を担う人材の層はまだ十分でない現状にある。当財団としても、今後この道を共に進む仲間をさらに増やし知恵を集めて企業規模や業績のいかんを問わず、全ての労働者が健康で生き生きと働けるような環境を実現するという産業保健の究極の目標に向かって歩んでいく。

Ⅱ．産業保健総合支援事業に関する活動事例報告

(1)「事業場と産業医のマッチング事業に関する活動事例報告」

熊本産業保健総合支援センター産業保健専門職
尾池　千賀子

日頃から事業場からは「産業医を紹介してほしい、産業医の探し方が分からない」産業医からは「産業医活動をしたいが事業場が見つからない、事業場を紹介してほしい」などの相談が度々寄せられたことから契約を希望する事業場や産業医が一定数いるのではないか。「産保センター」を介したマッチングシステムがあれば役立つのではないかということから「事業場と産業医のマッチング事業」を展開した。

令和4年度は、公開した事業場16件全て契約が成立した。令和5年度は、9月末現在で7件をサイトに公開し、全ての事業場において契約が成立している。また、マッチングを契機に契約した産業医の中には、初めて事業場の産業医活動を経験する産業医も複数名含まれており、産業医の掘り起こしにもつながっている。今後の課題として、事業場で産業医が効果的な活動を進めるには、事業場側の産業保健活動への理解を深めていく必要がある。また、事業場がへき地にある場合は産業医が出にくい傾向にある。熊本県全体をくまなく網羅できるよう登録産業医をさらに増やしていく必要がある。さらに手続きの簡略化を進めるなど、よりスピーディーなマッチングにつなげていきたい。今以上に関係機関との連携を図りながら、より効果的なマッチングシステムの構築を進めていきたい。

(2)「かかりつけ医意見書」で患者・会社・地域経済「三方よし」の両立支援へ

滋賀産業保健総合支援センター産業保健専門職
長澤　孝子

当センターでは、特に小規模事業場での安全衛生対策への取り組みが進んでいない現状から、その傘下で支援を行う地産保コーディネーターとの協力関係の構築に努め、産業保健総合支援センターでの保健指導の推進に重点を置いた活動を進めてきた。そして、健康相談、面接指導

を実施した労働者の状況を踏まえた事業主への助言を行い、併せてがんや慢性疾患の労働者だけでなく、メンタル不調や精神疾患の労働者にも両立支援が必要と考え取り組んできた。

両立支援活動が、より多くの「事業者」と「労働者」双方の安全、安心に役立つものになるためには、50人未満事業場の健康診断後の保健指導を通して、事業主の「安全配慮義務」と、労働者の「自己保健義務」に対する周知啓発の実施が大切である。そのためには、地域産業保健センターのコーディネーター、登録産業医、登録保健師、各事業場の衛生担当者との連携が必要である。今回、特にメンタルの事例結果から小規模事業場での産業保健を円滑に進めるためには、いかに、「事業主」「人事労務」まで理解を得られるかが大切であり、特に小規模事業場の産業保健には、「かかりつけ医」の役割が大きかった。

⑶「静岡さんぽの両立支援ー静岡県におけるキーパーソンを見出すー」

静岡産業保健総合支援センター産業保健専門職
奥柿　智子

病院相談窓口の協力を得つつ継続的な治療を必要とする方のために、個々の価値観や病状に合わせた治療と仕事の両立のあり方を検討している。また、多くの専門職が組織の枠にとらわれずに知恵を出し合い、情報を共有して協力し合えるように調整している。また、就業先の意向と就業配慮可能なラインを確認しつつ、職場の理解と協力を得ることで、病状を悪化させることなく仕事の継続が可能かを見極め、その上で本人と職場の双方に無理のない就業の形を見いだすことができるように支援を行っている。両立支援は、個々に状況が異なるため、基準や決まった正解のない答えを見いだそうという支援であると思うが、本人と会社双方が納得のいく、満足できる結果となるよう産業保健総合支援センターの持つ調整力を生かしていきたい。

⑷「行動災害（転倒・腰痛災害）防止と健康起因事故防止に向けた神奈川産業保健総合支援センターの活動事例」

神奈川産業保健総合支援センター副所長
赤前　幸隆

高齢化や筋肉量の低下、体のバランス機能の問題などに取り組み、9月20日現在、52事業場を支援し、12,919人の労働者が対策に取り組んでいる。特に食品加工業、建設業、倉庫・運送業、社会福祉施設などが支援の対象となっている。

また、当センターが開発した「健康応援！ゼロ災無料出張サービス」は、支援申し込みのあった事業場に産業保健相談員（理学療法士・運動指導士）が訪問した日から支援を開始している。産業保健相談員が安全管理者、衛生管理者、産業医と連携して支援を進める。また、アンケート調査により健康課題を把握して支援メニューの提案、さらに企業に対して転倒や腰痛予防の運動や安全管理の支援を行っている。無料支援終了後は関東労災病院治療就労両立センターや神奈川県理学療法士会などの有料支援につなげている。

Ⅲ．シンポジウム「化学物質の自律的管理における産業医に必要な知識」

⑴「化学物質の自律的管理の基礎」

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長　安井　省侍郎

改正省令で定められた産業医の役割として、化学物質によるがんの把握強化、リスクアセスメント等に基づく健康診断の実施・記録作成等、特殊健康診断の実施頻度の緩和である。リスクアセスメント対象物に係る健康診断では、リスクアセスメントの結果に基づき事業場が自ら選択して講じるばく露低減措置等の一環としての健康診断を実施した場合、健康診断の記録を作成し5年間（がん原性物質に係る健康診断については30年間）保存しなければならない。有機溶剤、特定化学物質（特別管理物質等を除く）、鉛、四アルキル鉛に関する特殊健康診断の実施頻度について、作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合には、事業場は当該健康診断の実施頻度（通常は6月以内ごとに1回）を1年以内ごとに1回に緩和することができる。

職場における化学物質管理に関する相談窓口は、厚生労働省の新たな化学物質規制ポータルサイト、また、電話、メール等による相談窓口を設置、専門家によるリスクアセスメントの訪問支援を行っているので活用していただきたい。

⑵「リスクアセスメント対象物健康診断ガイドライン」

厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課長　松岡　輝昌

2024年4月から施行されるリスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドラインは10月17日にリニューアルした。

リスクアセスメント対象物健康診断の基本的な考え方として、①事業者による自律的な化学物質管理の一環として、化学物質のばく露による健康障害発生リスクが高いと判断された労働者に対し、医師等が必要と認める項目について、健康障害発生リスクの程度及び有害性の種類に応じた頻度で実施するもの。②化学物質のばく露防止対策（工学的対策、管理的対策、保護具の使用等）が適切に実施され、労働者の健康障害発生リスクが許容される範囲を超えないと事業者が判断すれば、基本的にはリスクアセスメント対象物健康診断を実施する必要はない。③ばく露防止対策を十分に行わず、リスクアセスメント対象物健康診断で労働者のばく露防止対策を補うという考え方は適切ではない。

産業医には、実施の要否、検査項目、実施頻度・期間についての意見が期待される。また、健康診断の具体的な検査項目に関して産業医が参考にできるよう、具体的な検査項目の設定方法の考え方について公表することを検討している。産業保健総合支援センターでは、産業医等に対する相談に対応する予定である。

(3)「産業医が対応すべき事例」

労働安全衛生総合研究所　山本　健也

化学物質の自律的な管理において、産業医の関与が想定されることは、リスクが許容できない場合のリスクアセスメント対象物健康診断実施の要否への助言、リスクアセスメント対象物健康診断の項目の設定、健康診断結果の事後措置、職場の化学物質管理への支援、遅発性疾病の把握強化への対応である。リスクアセスメント対象物健康診断では、リスクアセスメントの結果に基づき事業者は労働者の意見を聞き、必要があると認めるときは、医師等（医師または歯科医師）が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければならない。また、濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露した恐れがあるときは、速やかに医師等による健康診断を実施しなければならない。これらの健康診断を実施した場合は、その記録を作成し5年間（がん原性物質に関する健康診断は30年間）保存しなければならない。産業医の役割は「リスクアセスメントの実務者」ではなく、「自律的な管理」ができるように職場を助言・指導する立場である。「リスクアセスメント健康診断」への対応の準備をお願いする。

(4)「外部相談・支援窓口について」

労働者健康安全機構理事　中岡　隆志

当機構では、厚生労働省からの要請を受け、今年度から、産業保健総合支援センターにおいて、職場の化学物質管理全般に関する相談支援事業を開始した。具体的な事業内容は、専門的研修、事業者の希望に応じた個別訪問支援、専門的相談の3つである。1つ目の専門的研修は、労働安全衛生総合研究所の化学物質情報管理研究センターの協力のもと研修内容を策定し、事業者や産業保健スタッフ、化学物質管理者等向けに研修を実施している。2つ目の個別訪問支援は、事業場の使用している化学物質や作業環境など具体的な状況に応じた専門的な支援が必要な場合に労働衛生コンサルタント等の資格を有した産業保健相談員等が事業場を訪問し指示、助言等を行っている。3つ目の専門的相談は、厚生労働省が作成したQ＆Aに基づいた相談対応を行っている。産業保健総合支援センターで対応が困難な相談は、厚生労働省と連携して回答を示している。

Ⅳ. 説明・報告

「産業医需要供給実態調査事業に係る報告」

産業医需要供給実態調査事業委員会

一瀬　豊日

産業医需要供給実態調査事業委員会が行った産業医需要供給実態調査、ボトルネック改善調査小委員会が行ったボトルネック解消事業の結果等について報告があった。

委員会において、産業医需要に関わる情報の整備、医師偏在等による医師数不足や高齢化問題への配慮、「産業医不足」の言葉が指す意味が混在する。産業医需要に関わる情報、産業医従事者の情報整備のあり方には注意を要する。事業所側が産業医を求める際の情報格差の解消などの課題がある。また、ボルトネック解消事業として、地域や組織によって解決すべきボトルネックも異なることが明らかになった。産業医、企業、医師会など各々が地域ごとに最適解を検討できる情報・手法の提供を目標として現在、各地域や都道府県でどんな取り組みを行えば、より効果的にボトルネックを解消できる方法が分かる報告書を準備している。

最後に、富山県医師会から提出された質問に対し、神村裕子日本医師会常任理事が回答した。

【質問】富山県医師会
産業医研修単位シール、フリマサイトへの出品問題について

9月28日の毎日新聞で日本医師会認定産業医研修制度の研修会を受けたことを証明する「単位シール」がフリマサイトで5件販売され、実際に売買されたことの記事が掲載された。これは産業医研修制度の根幹を揺るがす事件である。日本医師会としてどのように対応され、予防策を講じるのかをお聞きしたい。

【回答】神村裕子日本医師会常任理事

産業医ならびに産業保健関係の皆さま方には、このたびの件について、ご心配をおかけしたことをおわび申し上げる。

令和5年9月25日付「日本医師会認定産業医制度実施に当たって留意事項−46−認定産業医制度における単位シールについて」で通知したとおり、フリマサイトにおいて、日本医師会認定産業医制度研修会の単位シールが販売されていることが発覚した。直ちにフリマサイト運営者に対して削除申請及び今後出品が行われないように申し入れた。厚生労働省の担当部局との連携及び警察への相談も行い、鋭意対処している。日本医師会認定産業医制度では、都道府県医師会を通じて研修手帳を受講者に交付し、同制度の研修会の主催者は研修手帳に受講取得単位を記載し証明することになっている。現在、手帳への単位の記載方法として、主催者による手帳への押印、単位シールの研修手帳への貼付が行われている。

日本医師会では再発防止に向けた対応策として、単位シール形式で受講者に付与する場合には、番号等が入った単位シールを作成の上、番号と受講日から受講者を照合できるよう管理する。あるいは受講者名を印字した単位シールを使用することをお願いした。今後、「医師資格証」で管理できるように検討していきたい。

また、このような不正事案は、これまでの認定産業医の手引きの中では認定取り消しの規定を明示していない。令和5年10月改訂版に認定取り消しやWeb研修会等の単位の規定についても新たに記載した。

今後、お願いした対応方法では限界があると思うため、医師資格証を活用した本人確認に基づく単位の登録あるいは研修会の予約も可能なシステムのデジタル化を進めたい。確実に予防できると言い切れるものではないことは重々承知しているが、まずは早急に対応させていただいた。

担当理事コメント

第44回産業保健活動推進会議に出席した。厚生労働大臣の挨拶にあったように、これからは治療をしながら働く方々への支援が一層重要であり、治療と仕事の両立支援が重要と考える。各産保センターからの報告でも両立支援についての報告がいくつかあり、それぞれの取り組みが進んできていると受け取っている。

化学物質の取り扱いについては、なかなか簡単ではない面も多々あり、産業保健センターなどに問い合わせながら、対応していく姿勢が必要であると感じた。

最後に、日医認定産業医単位シールについて質問もあったが、日医資格証などの利用も含めて、より簡単で確実な受講者本人確認システムの確立を望むところである。

（三宅　規之）

HMネットに参加して地域医療連携を広げよう!!

ひろしま医療情報ネットワーク（HMネット）は、診療情報や処方情報、健診情報などを共有し、円滑な地域医療連携を実現することを目標としております。HMネットに参加して地域医療に貢献しましょう。

参加書類のダウンロード
https://www.hm-net.or.jp/koubo/koubo.zip　HMネット　検索

参加医療機関の導入事例紹介
https://www.hm-net.or.jp/interview　ひろげようHMネット　検索

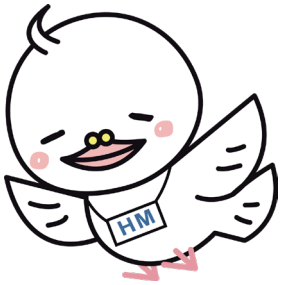

イメージキャラクター
ぽぽじろー

祝 会員の栄誉

令和5年度広島県学校保健及び学校安全表彰

野　間　　尭 氏
・広島県済生会　済生会呉病院（呉市医師会）

神　垣　昌　人 氏
・神垣小児科（呉市医師会）

平　田　壽　雄 氏
・医療法人社団　ひらた眼科（広島市医師会）

岡　東　周一郎 氏
・岡東耳鼻咽喉科医院（広島市医師会）

杉　野　禮　俊 氏
・医療法人社団　杉野小児科医院（安佐医師会）

菅　田　　巖 氏
・医療法人社団　スガタ整形外科医院（安芸地区医師会）

（令和6年1月25日㈭　広島県庁にて表彰）

読売新聞社主催「第52回医療功労賞」医療功労賞地方表彰

西　田　和　郎 氏
・医療法人　西田医院（呉市医師会）

（令和6年1月30日㈫　広島コンベンションホールにて表彰）

おめでとうございます。今後ますますのご活躍をお祈り申し上げます。

祝 会員の栄誉

労働基準行政関係功労者表彰
広島労働局長表彰

橋　本　尚　美 氏

・独立行政法人労働者健康安全機構　中国労災病院（呉市医師会）

（令和5年11月23日付け表彰）

おめでとうございます。今後ますますのご活躍をお祈り申し上げます。

万一の医療事故に備えての保険制度です

開設者である医療法人が損害賠償請求を受けた場合の備えは大丈夫ですか？

日医医賠責保険は会員個人を対象としているため、法人に対して損害賠償請求を受けた場合、保険金が支払われない場合があります。

日医医賠責特約保険では、開設者である医療法人に対して損害賠償請求がされた場合にも保険金支払い対象となります。

日医医賠責特約保険 中途加入のおすすめ

日医医賠責保険の特色を継承し補完する日医A会員の任意加入保険です

加入をおすすめするA会員

非A会員が起こした医療事故につき、開設者・管理者としての賠償にも備えたいA会員

法人（99床以下の法人立病院・法人立診療所および定員99名以下の介護医療院）の責任部分の賠償にも備えたいA会員

高額賠償の支払い（1事故3億円、保険期間中9億円まで）に備えたいA会員

この機会にぜひともご加入をご検討いただきますようお願いいたします。

日医医賠責特約保険と日医医賠責保険の関係

毎月1日での中途加入ができます

保険期間　中途加入月1日から令和6年7月1日まで

中途加入手続　中途加入月の前月15日までに広島県医師会へ加入依頼書を提出

お問い合わせ先　広島県医師会（保険医事課）

☎082-568-1511（平日9:00～17:45）

✉ijihosei@hiroshima.med.or.jp

詳しくはこちら

https://www.med.or.jp/doctor/sonota/sonota_etc/003368.html

e-広報室 新着のお知らせ

e－広報室に下記を追加いたしました。

e-資料 通達文書

●令和５年12月18日　医療機器に係る物流2024年問題等により生じうる課題と対応策について
●令和５年12月20日　公益通報者保護制度の広報資料の周知について（依頼）
●令和５年12月22日　「アルツハイマー病の新しい治療薬に関する情報の周知について」の送付について
●令和５年12月25日　「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行に伴う関係政省令の公布について
●令和５年12月26日　分娩や妊婦健診等の受け入れについて
●令和５年12月26日　医療情報システム安全管理ガイドラインの解説資料について
●令和５年12月26日　感染対策のための実地での研修に係る令和5年度における募集について
●令和５年12月27日　医薬品の効能又は効果等における「プラダー・ウィリ症候群」に関する疾病の呼称の取扱いについて
●令和５年12月27日　医薬品の効能又は効果等における関節症性乾癬（乾癬性関節炎）の名称の取扱いについて
●令和５年12月27日　エムポックスに関する情報提供及び協力依頼について
●令和５年12月27日　「エムポックス 診療の手引き 第1.0版」の周知について
●令和５年12月27日　医療機能情報提供制度の医療機関等情報支援システム（G-MIS）による報告について
●令和５年12月27日　HPVワクチン接種に係る医療機関向け研修会の開催について
●令和５年12月28日　「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知について（協力依頼）
●令和５年12月28日　旧優生保護法一時金に係る周知広報への協力について（再依頼）
●令和５年12月28日　書面及び光ディスク等による請求の継続に係る届出について
●令和６年１月２日　令和6年能登半島地震にかかる災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について
●令和６年１月３日　令和6年能登半島地震の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて

学会・研修会等　Web申込受付一覧

広島県医師会HPから下記の申し込みを受け付けております。

２／２㈮	令和5年度 感染症講習会 ～ダニ類媒介感染症および薬剤耐性菌対策～	締切１／26
２／８㈭	令和5年度 医療機関向けサイバーセキュリティ研修会	締切２／６
２／11㈰	令和5年度 医療機関税制Webセミナー	締切２／９
２／22㈭	令和5年度 広島県医師会　園医・嘱託医研修会	締切２／９
３／３㈰	広島県医師会　女性医師部会 総会	締切２／22
３／16㈯	広島がん高精度放射線治療センター（HIPRAC） 県民公開セミナー　発見しよう！自分に適した「がん治療」	締切２／29

広島県医師会　医師のみなさまへ・県民のみなさまへ　検索

県医師会理事会記事

令和5年度第31回常任理事会

（令和5年12月19日）

松村会長　挨拶

「今年のこの人 ～岸田文雄内閣総理大臣～」

皆さん、こんばんは。「今年のこの人」についてお話ししたいと思います。何といっても今年のこの人は岸田文雄内閣総理大臣です。今年は、爆弾事件や秘書問題もあり、年末には閣僚である安倍派5人衆が辞任するという事態に陥りました。

また内閣支持率も二十数%で非常に厳しい状況ですが、何とかタフな岸田内閣総理大臣ですから、乗り切られると思いますし、来年もさらに活躍してもらいたい一心で「今年のこの人」として選びました。

なお、岸田内閣総理大臣から「松樹千年翠」の揮毫（きごう）もいただきました。この書のようにいつまでも内閣総理大臣であってほしいと願っています。

さて、12月15日に発表された来年度の診療報酬改定は、人件費にも回せる本体部分が0.88%引き上げ、介護報酬は1.59%引き上げに決まりました。

これをどう評価するかについては、これから中央社会保険医療協議会での具体的な協議内容次第になると思います。初診料や再診料の減点ということはあってはならないと思います。実際どの程度の人件費アップに診療報酬アップ分が使われるのかということにも注目しなければならないと思っております。

ところで、5月にはG7広島サミットがありました。岸田内閣総理大臣は、「核兵器のない世界」を目指して、この国際舞台で大活躍をされました。

次は、9月13日に発足した第2次岸田第2次改造内閣です。まさかこの2段目の閣僚2人が年内に辞めることになるとは思いもよらなかったことです。

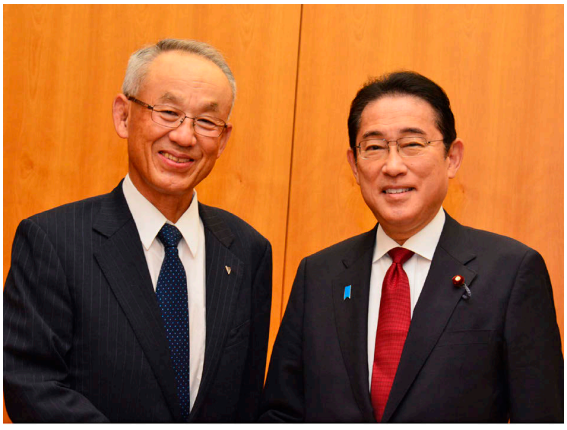

松村誠広島県医師会会長（左）と岸田文雄内閣総理大臣（右）

平和記念公園でのG7広島サミット首脳等

第2次岸田第2次改造内閣

岸田文雄内閣総理大臣による「松樹千年翠」の揮毫

この改造内閣には、武見敬三先生と自見はなこ先生も入閣されています。医師会にとっては縁（ゆかり）のある方が2人とも入閣されたことも画期的なことでしたが、今後、岸田内閣がいかに挽回されるかということを注目したいと思います。

協議事項

・市郡地区医師会主催学会等の日本医師会生涯教育講座認定申請の件　（平川常任理事）

令和5年度、12件の申請、講師、演題、カリキュラムコード等、いずれも承認

・講演会補助金の件　（檜山常任理事）

補助申請要領（市郡地区医師会主催の講演会への補助）に基づき、補助金支給を承認

・役職員出張申請の件　（茗荷常任理事）

原案どおりいずれも承認

報告事項

・12月9日　令和5年度産業医実地研修会　（三宅常任理事）

労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センター化学物質情報管理部部長の山本健也先生を講師として開催した。本研修受講により基礎・実地2単位または生涯・実地2単位が取得できた。受講者は111名（会員107名、非会員4名）であった。

・12月10日　令和5年度広島県医師会学校医研修会　（天野常任理事）

県内の学校医等を対象に広島県医師会学校医研修会を開催した。広島大学病院感染症科の大毛宏喜教授による今後の感染症対策に関する講演のほか、日本医師会の渡辺弘司常任理事の学校保健全般に関する講演を行った。

・12月12日　第3回広島県医師会史第Ⅲ編編纂委員会　（平尾常任理事）

広島県医師会史第Ⅲ編の進捗状況、校正、最適業者との契約延長について協議した。

・12月13日　第1回院内事故調査委員会　（山田常任理事）

院内事故調査委員会にオブザーバーとして参加した。

・12月13日　第35回広島スポーツ医学研究会準備委員会　（三宅常任理事）

令和6年2月3日㈯に開催予定の「第35回広島スポーツ医学研究会」の進行、一般演題のグループ分け、一般演題・特別講演の座長などを協議した。

・12月13日　令和5年度第1回広島県認知症地域支援体制推進会議　（天野常任理事）

標記の推進会議がWebで開催され、議事として、若年性認知症対策検討部会における検討結果、第9期ひろしま高齢者プラン（認知症施策）素案について協議した。

・12月14日　令和5年度都道府県医師会医事紛争担当理事連絡協議会　（山田常任理事）

今村英仁日本医師会常任理事より日本医師会医師賠償責任保険50年の歩みと制度運営に関する経過報告、「転倒に関する分析結果と医事紛争」について紹介後、都道府県医師会からの質問・要望事項4題に対して回答があった。当県からは、廃業特則について質問した。また、令和6年度からの日医特約保険システムの改定に伴い、スケジュール感や具体的な改定後の県医師会の対応について事務連絡があった。

・12月14日　令和5年度第1回警察連絡委員会　（三宅常任理事）

令和4年度の活動報告及び令和5年度の事業活動の中間報告後、令和5年度の死体検案研修会、死体検案書の作成研修会、広島県医師会・広島県警察連絡協議会・総会の開催について協議を行った。

・12月14日　地対協　第2回精神疾患専門委員会　（天野常任理事）

第8次広島県保健医療計画（精神疾患対策）素案について協議し、次期計画の施策の方向及び取り組み内容を確認した。また、精神疾患等ごとの拠点機能を担う医療機関について、アンケート結果をもとに協議した。

・12月15日　広島県障害者自立支援協議会令和5年度第1回医療的ケア児等支援部会　（大田常任理事）

標記の協議会がWebで開催され、医療的ケア児支援センターの市町連携等に向けた取り組み、第5次広島県障害者プラン素案、医療的ケア児への通学支援モデル事業、医療的ケア児支援センターの活動状況について報告し、広島県障害者自立支援協議会医療的ケア児等支援部会委員の増員について協議した。

・12月15日　広報委員会　（平尾常任理事）

12月25日号、1月5日号、1月15日号の広島県医師会速報の企画・編集、ビデオスケジュール・ホームページ掲載メニュー、令和6年1月5日号表紙下段のデザイン、もみじ医Facebook投稿等について報告・協議した。

・医療安全研修会実施報告（呉市・世羅郡医師会）　（山田常任理事）

12月14日㈭に「報告文化を育てよう！～インシデント報告の重要性～」をテーマに開催された。参加者の内訳は医師22名、看護師14名、その他6名の合計42名であった。

・日本医師会報告（駒込日記）令和5年12月15日号　（茗荷常任理事）

日本医師会常任理事の渡辺弘司先生より、日本医師会での活動状況について報告があった。

令和5年度第32回常任理事会

（令和5年12月26日）

松村会長　挨拶

「今年（2023年）の10大ニュース」

皆さん、こんばんは。今日は今年最後の常任理事会ということで、恒例により「今年の10大ニュース」を発表します。

m3の医療情報専門サイトの「医師が選ぶ2023年10大ニュース」では、第1位は、やはり「新型コロナウイルス感染症が5月8日に5類へ移行したこと」が選ばれました。以下はそれに続いて、医療に関わるトピックスが選ばれています。

そこで、「2023年広島県医師会10大ニュース」について事務局とも協議をし、選んでみました。

やはり、1番目は世界的な行事で5月に広島で開催された「G7広島サミット」に対し、現地医療対策本部等として開催協力をしたことです。広島県医師会館の利用や「G7広島サミット県民会議」への参加など広島県医師会の総力を挙げて全面的に協力をしたということで1番にしております。

2番目は新型コロナウイルス感染症が5月8日に「5類」に移行したことです。広島県医師会では西野繁樹常任理事を中心に「オール広島で乗り切る」ことができました。

3番目は4月にケニア・モンバサで開催されたIPPNW世界大会に参加しました。被爆80年の節目に長崎を最後の被爆地とすることを世界に向けて発信するため、2025年IPPNW世界大会を長崎で開催するよう立候補し、11月に正式に決定しました。

4番目は、9月にわが県選出の岸田文雄内閣総理大臣と会談し、広島県医師会史第3編の祝辞を依頼するとともに、記念撮影を行いました。

5番目は、10月に在北米被爆者健康相談等事業を実施し、無事に任務を完遂しました。

6番目は、6月まで広島県医師会が中国四国医師会連合の当番県を務め、総会、常任委員会や会長会議等を主催しました。

7番目は、昨年広島県医師会館1階ロビーに開設した被爆伝承コーナーに、新たに在ブラジル原爆被爆者協会から貴重な資料を4月に受領しました。

8番目は、6月の第134回広島県医師会定時代議員会は久々に完全対面で開催しましたが、役職員挙げて取り組み、成功裏に終わりました。

さらには、9番目として11月に、山本匡広島市医師会会長のもとで第76回広島医学会総会を開催しました。これも大盛会でした。

最後10番目が、12月に湯﨑英彦広島県知事と中本隆志広島県議会議長に令和6年度広島県医療行政施策提案要望書を提出し、今年を締めくくりました。

2023年　広島県医師会10大ニュース

No.	記事タイトル
1	G7広島サミット　現地医療対策本部として開催協力（5月19～21日）
2	新型コロナウイルス感染症「5類」に　オール広島で乗り切る（5月8日）
3	IPPNW世界大会（ケニア・モンバサ）参加（4月26～30日）・2025年世界大会　長崎開催に決定（11月11・12日）
4	岸田文雄内閣総理大臣と会談（9月14日）
5	在北米被爆者健康相談等事業（10月10～20日）
6	中国四国医師会連合　当番県（～6月末）
7	被爆伝承コーナー　在ブラジル原爆被爆者協会資料受領（4月10日）
8	第134回広島県医師会定時代議員会（6月11日）
9	第76回広島医学会総会（11月26日）
10	湯﨑英彦広島県知事と中本隆志広島県議会議長に令和６年度広島県医療行政施策提案要望書を提出（12月6日）

それぞれ、皆さん今年1年を振り返っていただき、来年の飛躍につなげていただければと思います。

今日は今年の10大ニュースを発表しました。今年もありがとうございました。

協議事項

・市郡地区医師会主催学会等の日本医師会生涯教育講座認定申請の件　（平川常任理事）

令和5年度、20件の申請、講師、演題、カリキュラムコード等、いずれも承認

・広島県医師会役員職務分掌の件　（茗荷常任理事）

原案を承認し、理事会へ上程

・広島県学校保健会医療的ケア検討会議委員の推薦の件　（茗荷常任理事）

天野純子常任理事及び大田敏之常任理事の推薦を承認

・広島県衛生検査所精度管理専門委員推薦の件（広島県・広島市・呉市・福山市）　（橋本常任理事）

原案どおり会員1名の推薦を承認

・第23回日本認知療法・認知行動療法学会に対する医学会補助金の件　（檜山常任理事）

補助申請要領（医学会への補助）に基づき、補助金支給を承認

・第443回広島精神神経学会に対する医学会補助金の件　（檜山常任理事）

補助申請要領（医学会への補助）に基づき、補助金支給を承認

・講演会補助金の件　（檜山常任理事）

補助申請要領（市郡地区医師会主催の講演会への補助）に基づき、補助金支給を承認

・広島県医師会及び広島がん高精度放射線治療センターの業務委託の件（センター単独）　（茗荷常任理事）

センター単独の一般10業務と機器の保守管理11業務の委託を原案どおり承認

・広島県医師会及び広島がん高精度放射線治療センターの業務委託の件（共同）　（茗荷常任理事）

医師会とセンターの共同発注部分の14業務の委託を原案どおり承認

・暮らしの中の看取り準備講座「楽しく学ぶ認知症＝見方が変われば何かが変わる＝」後援依頼の件　（茗荷常任理事）

後援名義の使用許可を見送ることを承認

・役職員出張申請の件　（茗荷常任理事）

原案どおりいずれも承認

報告事項

・12月21日　令和5年度審査運営協議会（支払基金）　（松村会長）

診療報酬等確定金額の推移によると令和5年9月診療分は前年同月比103.3%（医科・合計）、前年同月比107.7%（医科・入院）、前年同月比100.3%（医科・入院外）の状況であった。

・12月21日　令和5年度第3回広島県医療審議会保健医療計画部会　（吉川副会長・中西常任理事）

次期保健医療計画の基準病床数（療養病床、一般病床、精神病床、感染症病床及び結核病床）や次期計画の素案について協議・承認されたほか、令和5年度紹介受診重点医療機関の確認方法について協議した。また「高度医療・人材育成拠点」の整備に向けた取組状況に関する報告があった。

・12月9日、12月16日　医師会立看護学校合同学校説明会（福山会場、広島会場）　（平尾常任理事）

医師会立看護学校の入学者増及び看護人材の確保を目的とし、県内の医師会立看護学校による合同学校説明会を福山・広島の2会場で開催した。スケジュールは同一で、教職員による学校紹介、及び在校生・卒業生による座談会を行った。また、両会場で個別相談ブースを設置し、各学校が参加者からの相談に対応した。参加者は福山会場16名、広島会場30名であった。

・12月12日　令和5年度第3回　地対協　救急医療特別委員会　（西野常任理事）

「高度医療・人材育成拠点（新病院）」基本計画の報告と第8次広島県保健医療計画（救急医療対策）の計画案の協議が行われた。

・12月16日　長崎県医師会・広島県医師会懇談会　（茗荷常任理事）

長崎県医師会役職員を迎えて、「第24回IPPNW世界大会」（令和7（2025）年10月1日㈬～5日㈰、長崎市　出島メッセ長崎）の開催成功に向けて意見交換を行った。

・12月18日　第3回臨床検査精度管理推進委員会　（橋本常任理事）

11月8日に実施した「第51回臨床検査精度管理調査」の結果と評価基準検証、集計解析、

報告書の作成等について報告と協議を行った。また、令和6年3月10日に開催する「検査部長・技師長連絡会議」ならびに「臨床検査精度管理向上研修会」の開催方法等について確認を行った。

・12月19日　令和5年度第2回広島県食育推進会議　（魚谷常任理事）

第4次広島県食育推進計画の素案、目標項目・目標値及び計画策定に係る今後のスケジュールについて協議した。

・12月20日　令和5年度第2回健康ひろしま21推進協議会　（魚谷常任理事）

健康ひろしま21（第3次）の素案及び指標（案）について協議した。

・12月20日　第1回広島県医師会勤務医部会　（大田常任理事）

勤務医部会総会ならびに勤務医のホームページについて協議を行った。勤務医部会総会における講演講師は北原加奈子広島県健康福祉局長へ依頼することとした。広島県医師会の勤務医のホームページ開設については、住居晃太郎委員を中心にWGを立ち上げて検討を進めることとした。

・12月20日　令和5年度広島県エイズ対策推進会議　（正岡常任理事）

エイズ対策の現状としてHIV/エイズの発生動向及び広島県エイズ対策推進指針取組状況について協議した。

・12月21日　令和5年度第2回広島県障害者自立支援協議会　（大田常任理事）

広島県工賃向上に向けた取組（第5期）骨子案、相談支援従事者等研修に係る実施体制等の見直し、「サービス管理責任者及び児童発達管理責任者更新研修」ならびに「相談支援従事者現任研修」の受講に必要な実務経験の期間に係る取り扱いについて報告があり、第5次広島県障害者プラン素案作成に向けて協議した。

・12月21日　心臓検診検討会　（天野常任理事）

学校心臓検診の結果の振り返りと今後の心電図判定事業の取り組みについて検討を行った。また学校心臓検診問診票の改訂について意見交換を行った。

・12月21日　尾道市医師会看護専門学校・尾道准看護学院視察　（平尾常任理事）

医師会立看護学校の実情を把握するため、県内医師会立看護学校6校を視察することとした。今回は、尾道市医師会看護専門学校、尾道准看護学院を訪問し、施設見学をした後、学校関係者及び尾道市医師会の看護学校担当役員から話を伺った。

・12月22日　令和5年度広島県児童虐待防止連絡会議　（大田常任理事）

児童福祉法の一部改正についてこども家庭庁から説明があった。また広島県から県内における児童虐待の実状や対応状況について報告があった。

・広島県地域医療支援センター月例報告（9月分～11月分）　（中西常任理事）

「広島県地域医療支援センター」は、都道府県が医師の地域偏在解消に取り組む拠点として設置するもので、医療法にも位置づけられている。医師のキャリア形成支援を行いながら、医療機関の医師確保を支援するなど、さまざまな取り組みを行っている。このセンターの月例報告（令和5年9～11月分）があった。

・医療安全研修会実施報告（府中地区医師会）　（山田常任理事）

12月21日に「医師が語る誤嚥防止～摂食誤嚥とは～」をテーマに開催された。参加者の内訳は医師18名、看護師8名、その他15名の合計41名であった。

・日本医師会報告（駒込日記）令和5年12月22日号　（茗荷常任理事）

日本医師会常任理事の渡辺弘司先生より、日本医師会での活動状況について報告があった。

会員へのお知らせ

e資料 のマークのある文書は、e-広報室「通達文書」へ全文が掲載してあります。

医療扶助オンライン資格確認の導入経費に係る助成金申請期間の変更のお知らせについて

e資料

日医発第1722号（情シ）（保険）令和6年1月5日
日本医師会常任理事　長島　公之

令和5年11月21日付 日医発第1465号（情シ）（保険）「医療扶助のオンライン資格確認に関するお知らせ」にて、医療扶助のオンライン資格確認等に関してお知らせしましたが、助成金をもらうための導入期限および申請期間が変更され、その周知依頼が厚生労働省より本会宛にまいりました。

【助成金の申請期間等について】※令和6年1月5日時点での情報
助成金をもらうための導入期限：令和6年3月1日
助成金の申請期間　　：令和5年11月13日～令和6年3月1日
※今後の助成金の詳細については、決まり次第追って周知致します。
令和6年度も支援が継続されるよう、日本医師会として引き続き働きかけてまいります。

【「医療機関等向け総合ポータルサイト」URL】
https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=oqs_csm_top
※最新の情報や詳細は上記URLからご確認ください。

【照会先】
厚生労働省 社会・援護局 保護課 保護事業室 医療係
TEL：03-5253-1111　内線2829
MAIL：hogo-iryou@mhlw.go.jp

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

マイナポータルを通じた医師資格証発行申請の開始について

e資料

日医発第1724号（情シ）令和6年1月5日
日本医師会常任理事　長島　公之

これまで医師資格証の発行申請については、紙による申請または「HPKIセカンド電子証明書の申請受付および医師資格証WEB申請サービスの開始について（令和5年3月1日付日医発第2236号（情シ））」でご案内差し上げたWEBによる申請の2通りの申請方法をご提供していましたが、今般、これらに加えてマイナポータルを通じた申請方法を新たに追加いたしました。

また、マイナポータルを通じて申請していただいた場合は、HPKIセカンド電子証明書とマイナンバーカードが紐付き、マイナンバーカードによるHPKIのリモート電子署名も可能になります。

これらの具体的な手続き方法や画面例等は、後日、改めてご案内差し上げますが、まずは、受付が開始されたことをご連絡いたします。

医療DXの世界の中で医師資格の証明ができる電子署名は、現時点において医師資格証（HPKIカード）のみです。電子処方箋のみならず、医療DXに関しては本会も推進する立場であり、その基盤であるHPKIの普及促進の観点から、厚生労働省、デジタル庁と連携して、今般の申請方法の拡充、マイナンバーカードとHPKIの連携を実施いたしました。

なお、同じくHPKIの普及促進の観点から、マイナポータルを通じた申請に限り、本会非会員の発行費用を当面減免することも併せてご案内いたします。

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

新設の保険医療機関等がオンライン資格確認を導入するための手続について（協力依頼）

e資料

日医発第1725号（情シ）（保険）令和6年1月9日
日本医師会常任理事　長島　公之

厚生労働省より、新設の医療機関が診療開始月の月初からオンライン資格確認を導入できるように必要な手続を整備し、別添のとおり地方厚生（支）局長宛てに通知したとのことで、本会に周知依頼が参りました。

なお、これらの取扱いについては、令和6年4月以降に新規指定を受ける医療機関が対象となります。

1.　オンライン資格確認の導入に向けて必要な準備

導入に向けて必要な準備の全体・概要については、「オンライン資格確認の導入に向けて必要な手続き」（別添1の別紙3）及び「ネットワーク整備を含むオンライン資格確認導入に向けた準備作業の手引き」（別添2）を参照ください。

別添2の手引きは、厚生労働省のホームページの下記にて随時更新予定とのことです。

○厚生労働省のホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html
同ページの「ネットワーク整備を含むオンライン資格確認導入に向けた準備作業の手引き」の項目

2.　受付番号

医療機関がオンライン資格確認を利用するためには、医療機関等コードが必要ですが、保険医療機関等として指定される前は代替として地方厚生（支）局が受付番号を交付するとのことです。

保険医療機関等の指定を受ける医療機関は、指定の申請に先立ち、「受付番号情報提供依頼書兼回答書」（別添1の別紙1）を地方厚生（支）局に提出してください。

受付番号の交付を受けた後、オンライン資格確認の実施機関（社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会）に受付番号を含む所要の情報を提出、「医療機関等向け総合ポータルサイト」のアカウント登録などを行います。

3.　オンライン資格確認の導入計画書

オンライン資格確認の経過措置に該当する場合を除いて、指定申請書の添付書類として、「オンライン資格確認の導入計画書」（別添1の別紙2）を提出することになります。

【別添資料】

・【事務連絡】　新設の保険医療機関等がオンライン資格確認を導入するための手続について（協力依頼）
・【別添1】　地方厚生（支）局長宛 オンライン資格確認を導入するための手続きについて（協力依頼）

【別紙1】 受付番号 情報提供依頼書兼回答書
【別紙2】 オンライン資格確認の導入計画書
【別紙3】 周知資料
・【別添2】 ネットワーク整備を含むオンライン資格確認導入に向けた準備作業の手引き【医療機関・薬局の方々へ】

※別添資料および通知全文はe-広報室へ掲載しております。

母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の公布について

日医発第1752号（健Ⅱ）令和6年1月9日
日本医師会常任理事　渡辺　弘司
濵口　欣也

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定）においては、書面掲示、目視等を義務付けるアナログ規制について点検・見直しをすることとされ、令和4年12月末に公表された工程表に基づき、順次見直しが行われているところです。

今般、当該工程表において、現行法上フロッピーディスク等特定の記録媒体での提出等を求める規定について、手続のオンライン化の支障となっていることから新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるよう見直しを行う方針が示されたことを踏まえ、母体保護法施行規則（昭和27年厚生省令第32号）の一部が改正され、こども家庭庁成育局母子保健課より各都道府県等宛に別添の通知がなされるとともに本会に対しても周知方依頼がありました。本改正により、不妊手術又は人工妊娠中絶の都道府県知事への届出等について、フロッピーディスク等の特定の記録媒体（フレキシブルディスク）以外の方法（電磁気的記録媒体やオンライン）が可能となります。

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

令和6年能登半島地震の被災に伴う医療法等の取扱いについて

日医発第1766号（地域）令和6年1月9日
日本医師会常任理事　江澤　和彦

厚生労働省医政局総務課長、地域医療計画課長、医療経営支援課長より、都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部長宛に、「令和6年能登半島地震の被災に伴う医療法等の取扱いについて」の通知が発出され、本会に対しても周知方依頼がありました。

本件は、令和6年能登半島地震の被災に伴う医療法、同施行令及び同施行規則の取扱いをまとめたものです。

取扱いの内容は、①病院や診療所の建物が破損し、医療の提供が不可能な場合において代替建物等で一時的に医療の提供を継続しようとする場合の開設許可・届並びにエックス線装置の届出等、②被災者に対し医療を提供するため、仮診療所を開設する場合の許可・届出、③診療時間の延長、④定員超過入院や病室外入院等、⑤医師等が被災した場合等の数の算定、⑥被災又は被災地内で医療活動に従事するための病院や診療所の休止届出、⑦被災地の医療法人又は地域医療連携推進法人において、業務に支障が生じている場合の医療法上の義務についての配慮、についてであります。

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

令和6年能登半島地震による被災地において医療用酸素ガスボンベの代わりに工業用酸素ガスボンベを用いて医療用酸素ガスを供給すること等について（医療機関及び製造販売業者等への周知依頼）

日医発第1768号（技術）（地域）（保険）（介護）令和6年1月9日
日本医師会副会長　茂松　茂人

厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課より各都道府県等衛生主管部（局）に対し、標記の事務連絡が出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

今般の地震による被災地の患者に対する医療用酸素ガスの供給に際し、医療用酸素ガスボンベ等が枯渇したことにより、やむを得ず医療用ガスボンベの代わりに工業用ガスボンベとして使用する場合や、やむを得ず工業用液化酸素ガス超低温容器を医療用液化ガス超低温容器として使用する場合の取扱いについて、「酸素ガス専用の工業用ガスボンベ（黒色）を使用すること」、「患者への使用に際し、緊急避難的な状況における工業用ガスボンベの暫定使用であることを可能な限り説明すること」等のそれぞれ8点の条件を示すものであります。

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

令和6年能登半島地震への医療支援について（お願い）

日医発第1757号（総務）（経理）令和6年1月11日
日本医師会会長　松本　吉郎

去る1月1日に発生した石川県能登半島地方を震源とするマグニチュード7.6の地震で被災した医療機関及び地元医師会を支援するため、全国の医師会及び会員に対し支援金のお願いをすることにいたしました。

貴会におかれましては、本趣旨にご賛同いただき、貴会管下郡市区等医師会及び会員各位のご協力につきまして、ご高配賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、近年、全国的に災害が増加していることを鑑み、お寄せいただいた支援金総額と被災医療機関の総数・被災状況等を確認のうえ、場合によっては、支援金の一部を今後の災害支援に向けた積み立てとさせていただきます。

追って、支援金の配賦については、改めてご報告いたします。

支援金の送付方法は、下記のとおりです。

記

1. **支援金受付**
   銀　行　名：三井住友銀行　神田支店
   口 座 番 号：普通預金　3640137
   口　座　名：日本医師会能登半島地震医療支援金
   フリガナ名：ニホンイシカイノトハントウジシンイリョウシエンキン
   ＊手数料は各自ご負担願います。
   ＊税務上の取扱い（後掲）
2. **受付期間**　令和6年1月11日～2月29日
3. **領収書について**
   領収書の発行をご希望される場合は、「寄附金領収書発行依頼書」（e-広報室掲載）に必要事項をご記入のうえ、本会経理課へご送付ください。

「令和6年能登半島地震医療支援金」の税法上の取扱いについて

この度の支援金の税法上の取扱いにつきましては、「特定公益増進法人に対する寄附金」に該当いたします。

個人の方は寄附金の控除（所得控除又は税額控除）、法人（医療法人等）の方は「一般の寄附金」とは別枠で損金算入ができます。

なお、税法上の取扱いについて、詳しくは国税庁のホームページ若しくは管轄税務署等にお問い合わせください。

領収書が必要な方へはご希望に応じて発行いたしますので、「寄附金領収書発行依頼書」に必要事項をご記入の上、郵送・FAX・電子メールのいずれかの方法で日本医師会経理課までお送りください。

なお、領収書のお届けまでは、入金日から最大2カ月程度かかる見込みとなりますのでご理解のほど宜しくお願いいたします。

(問い合わせ先)

日本医師会　経理課

電話：03-3942-6486（直通）

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

厚生労働科学研究「医療現場における医療AIの導入状況の把握、及び導入に向けた課題の解決策の検討のための研究」に関連する医療AI製品のアンケートについて（周知協力依頼）

e-資料

日医発第1674号（情シ）令和6年1月12日

日本医師会常任理事　釜萢　敏

今年度、厚生労働科学研究（臨床研究等ICT基盤構築・人工知能実装研究事業）において、「医療現場における医療AIの導入状況の把握、及び導入に向けた課題の解決策の検討のための研究」の一環として全国の医療機関に対し医療AIの導入実態と普及課題についてのアンケートの実施が決定し、同研究班の代表者より本会へアンケートの協力要請がございました。

本アンケートの目的は、医療現場におけるAI利用の現状調査、利用がない場合にはその理由や課題についての調査を行い、医療AIの普及が阻害されている部分の課題解決のための提言を行うことです。提言により、医療現場における効率化や質の担保等で重要な役割を担う医療AIの現場利用、さらに継続利用が可能な社会・業界構造を作ることが目的となっております。

なお、本アンケートにより得られた成果、「医療AIを実際に社会で継続的に使用する上で必要な事項」は、政府の検討会での資料としても活用される予定となっております。

つきましては、ご多用のおり大変恐縮ではございますが、本アンケートの実施に関しましてご了知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

調 査 名：医療AIの製品の導入課題に関するアンケート
実施主体：厚生労働科学研究「臨床研究等ICT基盤構築・人工知能実装研究事業」 竹下 班
研 究 者：竹下　康平 氏（東京慈恵会医科大学　先端医療情報技術研究部）
調査対象：医師、医療機関の経営者、施設長ほか
※アンケートへの回答は任意です。
調査手段：WEB上のアンケートフォームへの入力
Ｕ Ｒ Ｌ：https://www.ai-survey.net/
回答期限：令和6年2月16日㈮

※別添資料および通知全文はe-広報室へ掲載しております。

「電子処方箋管理サービスの運用について」の改正について

日医発第1783号（情シ）（技術）令和6年1月12日
日本医師会常任理事　長島　公之
常任理事　宮川　政昭

令和5年1月31日付 日医発第2038号（情シ）（技術）「電子処方箋の運用開始について」にて、「電子処方箋管理サービスの運用について」の改正に関してお知らせしましたが、電子処方箋管理サービスの機能追加（リフィル処方箋への対応、口頭同意による重複投薬等チェック結果閲覧、マイナンバーカードを活用した電子署名）等に伴い、再度、「電子処方箋管理サービスの運用について」の内容が改正され、その周知依頼が厚生労働省より本会宛にまいりました。

※別添資料および通知全文はe-広報室へ掲載しております。

石川県能登地方を震源とする地震に伴う予防接種の取扱について

日医発第1798号（健Ⅱ）令和6年1月12日
日本医師会感染症危機管理対策室長　釜萢　敏

本事務連絡は、今般の災害を踏まえ、予防接種法に基づく定期接種や新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について、居住地以外の市区町村において実施を希望する場合等の取扱を連絡するものです。
つきましては、本件についてご了知のうえ、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 居住地外市区町村において定期接種を実施する場合、一般的には居住地の市区町村長から居住地外市区町村長に対して実施依頼が行われているが、今般の災害により依頼を行うことが困難な場合は、被災者からの実施希望の申出を以て、居住地外市区町村において実施して差し支えないこと。
　また、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については平時でも一定の要件に該当する場合は住所地以外の市区町村での接種が可能であるところ、災害の被災者については住所地外接種届出を省略して住所地以外の市区町村で接種を受けることも可能となっていること。
2. 当該定期接種及び新型コロナ予防接種の実施に当たっては、被災者がおかれている状況を考慮し、予診の徹底など健康状態を十分に把握した上で実施すること。
3. 今般の災害により規定の接種時期に定期接種を受けることのできなかった被災者については、規定する時期を超えた場合(※)にあっても、当該定期接種を受けることが可能であること。

※　原則的に、当該特別の事情がなくなった日から起算して2年を経過するまでの間は、定期接種の対象とする。
　ただし、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風については15歳（沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを使用する場合に限る）、結核については4歳、Hib感染症については10歳、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る）については6歳に達するまでの間に限る。
※　肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る）については、当該特別の事情がなくなった日から起算して1年を経過するまでの間は、定期接種の対象とする。

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

令和6年能登半島地震におけるオンライン診療を実施するための研修受講の取扱いについて

日医発第1803号（地域）令和6年1月15日
日本医師会常任理事　長島　公之

厚生労働省医政局医事課より各都道府県等衛生主管部（局）宛に標記の事務連絡が発出されました。

オンライン診療を実施するにあたっては、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（令和5年3月一部改訂版。令和5年4月6日付日医発第69号（地域）でご案内）より、医師は厚生労働省が指定する研修を受講しなければならないこととされています。

本事務連絡は、令和6年能登半島地震に対する非常時の対応として、以下の要件を満たすときは、上記の研修を受講していない場合であっても、オンライン診療を実施しても差し支えないものとするものです。

要件は、「患者又は医療機関等が被災したことにより通常の診療が困難な場合」であり、「『被災地』（災害救助法の適用対象市町村をいう。以下同じ）の医療機関に所属する医師又は被災地に派遣されている医師が速やかにオンライン診療を提供する必要がある場合」です。

なお、この場合においても、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（以下「指針」と呼ぶ）を確認し「指針」に沿った診療となるよう留意することが求められています。

被災地以外は、通常通り「指針」を遵守し、実施することとされております。

※通知全文はe-広報室へ掲載しております。

令和5年度広島県合同輸血療法研修会開催要領

1　目　　的

広島県合同輸血療法委員会の設置目的である「医療機関における輸血療法委員会相互の情報交換を図り、県内における輸血医療の標準化をめざす」に則り、研修会を通じて、血液製剤の適正使用、安全性に関する知識の向上及び有効利用のより一層の推進を図る。

2　参加対象者

医師、薬剤師、看護師及び臨床検査技師　等

3　日　　時

令和6年2月3日㈯　15：00～17：00

4　開催方法

Zoomウェビナーによるオンライン開催

5　演題及び講師（予定）　（敬称略）

時間	演題及び講師
15：00 〳 16：00	報告及び意見交換 「「災害時等輸血用血液製剤供給体制の実効性の向上」について」 広島県合同輸血療法委員会委員長　藤井　輝久
	休憩（10分）
16：10 〳 17：00	特別講演 「離島への血液製剤搬送～その具体的な方策と課題～（仮）」 独立行政法人国立病院機構長崎医療センター臨床検査部長　長井　一浩

6　主　　催

広島県合同輸血療法委員会（事務局：広島県、広島県赤十字血液センター）

7　共催（予定）

（一社）日本輸血・細胞治療学会中国四国支部、（一社）広島県医師会
（一社）広島県病院協会、（公社）広島県薬剤師会、（公社）広島県看護協会
（一社）広島県臨床検査技師会、（一社）広島県病院薬剤師会

8　研修単位認定　調整中

⑴　日本輸血・細胞治療学会
※認定制度によっては参加単位が付与されることもありますので各自 、日本輸血・細胞治療学会の各認定制度のホームページでご確認ください。

⑵　日病薬・広島県病薬生涯研修認定制度
※希望者には後日参加証明書を発行します（所属医療機関等への一括送付）。
※単位認定シール等の交付はありません。

【参加事前申込】

事前申込期日：令和6年2月2日㈮
申込先：Zoomウェビナーの事前登録
https://us06web.zoom.us/webinar/register/WN_s-Y2lFU8TG2E5u-fEav9Nw

（事務局：照会先）

広島県薬務課　田中
TEL：082-513-3223、FAX：082-211-3006
e-mail：fuyakumu@pref.hiroshima.lg.jp
広島県赤十字血液センター　学術情報・供給課　山口
TEL：082-241-1290、FAX：082-504-5476

電子処方箋の運用には医師資格証が必要です

令和5年1月から運用を開始した「電子処方箋」を利用するためには、オンライン資格確認のシステム導入のほか、「HPKIカード」の取得が必要です。HPKIカードは、複数の公的機関が発行していますが、日本医師会が発行する「医師資格証」であれば、日本医師会会員は無料で取得、利用できます。

まだ申請をされていない場合は、ぜひお早めに申請をしてください。

医師資格証の利用シーン

- 広島県医師会館駐車場減免
- JAL DOCTOR登録制度
- 日医生涯教育かかりつけ医単位管理
- NEW 電子処方箋システムの利用
- HPKI電子署名
- HMネットのログイン認証
- オンライン診療時の医師の証明

etc.

費　用

日本医師会会員は初回発行手数料、5年ごとのカード更新費用も全て**無料**
日本医師会非会員は、初回発行時及び5年ごとのカード更新時に**5,500円**かかります。

医師資格証の申請方法

(1)　申請書類を所属医師会に【持参】した場合

申請書類 一式を所属医師会に持参 ▶ 所属医師会で対面による書類確認 ▶ 自宅または医療機関に医師資格証が届く

(2)　申請書類を日本医師会電子認証センターに【郵送】した場合

申請書類 一式を電子認証センターに郵送 ▶ 医師資格証発行完了通知はがきが連絡先住所に届く ▶ 受取希望の医師会で医師資格証を受領

申　請　書　類

❶医師資格証発行申請書　❸住民票（発行から6ヵ月以内、コピー不可）
❷医師免許証のコピー　❹身分証明書（運転免許証・マイナンバーカードなど）

お問い合わせ先

広島県医師会 広報情報課　TEL：082-568-1511

日本医師会電子認証センター	https://www.jmaca.med.or.jp
広島県医師会 医師資格証ページ	https://www.hiroshima.med.or.jp/ishi/shikaku/

社保の栞

e-資料 のマークのある文書は、e-広報室「通達文書」へ全文が掲載してあります。

「石川県能登地方を震源とする地震」に関する診療報酬関係（被災により保険証なく医療機関を受診する場合等）通知をe-広報室の診療報酬（令和6年能登半島地震）に掲載しています。

【e-広報室の情報は随時更新しておりますので、ご確認ください】

e-広報室 → 診療報酬・指導関連情報 → 診療報酬関連情報トップ（能登半島地震関係）
→ ■令和6年能登半島地震

※e-広報室への入室方法（ログインパスワード等が不明な場合）は、本会広報情報課へお問い合わせください。

「掲載通知」

・令和6年1月2日　令和6年能登半島地震にかかる災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について（第1727・保険）

被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても医療保険による受診が可能である旨示されました。

・令和6年1月3日　令和6年能登半島地震の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて（第1729・保険）

被災地の医療機関・薬局等での保険診療について、仮設建物での継続、処方箋を持参できない場合の調剤、定数超過入院・人員配置基準や訪問看護の柔軟な対応等の特別な対応が示されました。

・令和6年1月10日　令和6年能登半島地震の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて（その2）（第1777・保険）

被災地での患者受入や被災地からの転院受入の際のやむを得ない場合の平均在院日数等の施設基準等の柔軟な対応について示されました。

・令和6年1月13日　令和6年能登半島地震の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて（その3）（第1802・保険）

被災地における保険診療によるオンライン診療の実施の場合の要件や届出の取扱いや、DPC対象病院が提出するデータ提出加算、医療機関が提出する外来データ提出加算等各種データの提出期限の取扱いが示されました。

・令和6年1月5日　令和6年能登半島地震にかかる災害の被災者に係る公費負担医療の取扱いについて（第1749・保険）

公費負担医療（原爆、感染症、難病、小慢、特定疾患、肝炎等）について、受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いが示されました。

・令和6年1月18日　令和6年能登半島地震にかかる災害の被災者に係る公費負担医療の取扱いについて（その2）（第1850・保険）

新規申請及び受給者証等の有効期間経過後の取扱いが追加して示されました。

・令和6年1月5日　令和6年能登半島地震にかかる災害による被災に関する診療報酬等の請求の取扱いについて（第1750・保険）

被災した医療機関等において、診療録及びレセプトコンピュータ等を滅失、汚損又は棄損等した場合は、令和5年12月診療分の診療報酬を概算請求することが可能と示されました。

・令和6年1月12日　令和6年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る保健医療機関等における一部負担金等の取扱いについて（第1800・保険）

対象者の要件に該当する患者さんについて、令和6年4月末までの診療、調剤及び訪問看護に係る一部負担金等支払いを猶予することが示されました。また、取扱いの期間は、状況によって延長する可能性があります。

・令和6年1月15日　令和6年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る保険医療機関等における一部負担金等の取扱いについて（その2）（第1810・保険）

対象となる市町村や健康保険組合等が更新されました。

・令和6年1月16日　令和6年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る保険医療機関等における一部負担金等の取扱いについて（その3）（第1839・保険）

対象となる市町村や健康保険組合等が更新されました。

・令和6年1月19日　令和6年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る保険医療機関等における一部負担金等の取扱いについて（その4）（第1861・保険）

対象となる市町村や健康保険組合等が更新されました。

・令和6年1月18日　令和6年能登半島地震に伴う災害の被災者が受けたはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る医師の同意書等の取扱いについて（第1849・保険）

被災者が受ける、はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費に関して、医師の同意書の柔軟な対応等の取扱いが示されました。

令和6年度診療報酬改定率について（概要）

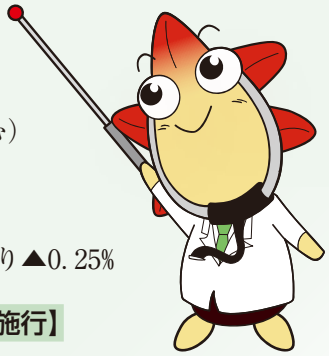

1.　診療報酬＋0.88%【注：令和6年6月施行】

※1～3を除く＋0.46%

各科改定率 医科＋0.52%　歯科＋0.57%　調剤＋0.16%

（40歳未満の勤務医等及び事務職員等賃上げ＋0.28%程度含む）

※1医療関係職種（看護職員、病院薬剤師他）ベア＋0.61%

※2入院時食事基準額の引き上げ＋0.06%

※3生活習慣病を中心とした管理・処方箋料等の再編などにより▲0.25%

2.　薬価等　▲1.00%【注：令和6年4月（材料価格は令和6年6月）施行】

①薬価 ▲0.97%　②材料価格 ▲0.02%

「詳細は厚生労働省HPをご覧ください」

ホーム＞報道・広報＞報道発表資料＞2023年12月＞2023年12月20日㈬掲載

＞診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬改定について

個別指導における主な指摘事項について

～保険診療の取扱い、診療報酬の請求等について～

広島県医師会常任理事　落久保　裕之

保険医が保険医療機関において、健康保険法、医師法、医療法、医薬品医療機器等法の各種関係法令の規定とともに、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」の規定を遵守し、医学的に妥当適切な診療を行い、保険医療機関が診療報酬点数表に定められたとおりに請求を行ってはじめて診療報酬が支払われることとなります。

令和5年12月26日開催の「第35回市区郡地区医師会長Web会議」において、中国四国厚生局指導監査課より、在宅医療に係る算定の留意点として、往診料と在宅患者訪問診療料などについてご報告（p. 35～ p. 37）いただきました（在宅医療算定の決まりごとは、非常に分かりにくく、会員の先生方から寄せられる質問も多いとのことです）。

また、保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項の周知徹底を目的に、新規を含む個別指導等が懇切丁寧に行われており、それらにおける主な指摘事項が中国四国厚生局のHPに掲載されております。ご参考までにご案内いたしますので、会員の皆さまにおかれましては日々の診療に役立てていただきますようお願い申し上げます。

○個別指導において保険医療機関等に改善を求めた主な指摘事項について

中国四国厚生局HP ＞ 業務内容 ＞ 主な業務別情報 ＞ 保険医療機関・保険薬局・柔道整復師関係 ＞ 個別指導において保険医療機関等に改善を求めた主な指摘事項について

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/chousaka/chousaka02.html

○適時調査において保険医療機関に改善を求めた主な指摘事項について

中国四国厚生局 ＞ 業務内容 ＞ 主な業務別情報 ＞ 保険医療機関・保険薬局・柔道整復師関係 ＞ 適時調査において保険医療機関に改善を求めた主な指摘事項について

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/chousaka/chousaka03.html

【問い合わせ先】

中国四国厚生局指導監査課

〒730-0012　広島市中区上八丁堀6-30　広島合同庁舎4号館2階

TEL：082-223-8209　FAX：082-223-8235

広島県最低賃金が変わりました

（令和5年10月1日から）

☆　時間額　　970円

特定の産業で働く労働者については、広島県最低賃金よりも金額の高い産業別最低賃金が適用される場合があります。

お問い合わせ先

広島労働局労働基準部賃金室（TEL：082-221-9244）または最寄りの労働基準監督署へ

広島労働局HP：https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/

令和5年12月26日「第35回市区郡地区医師会長Web会議」

「指導等から見えてくる在宅医療に係る算定の留意点」

中国四国厚生局指導監査課

往診料と在宅患者訪問診療料

〇往診料

患者又は家族等患者の看護に当たる者が、**保険医療機関に対し電話等で直接往診を求め、**当該保険医療機関の医師が往診の**必要性を認めた場合**に、可及的速やかに患家に赴き診療を行った場合の評価。

※**定期的ないし計画的に**患家又は他の保険医療機関に赴いて診療を行った場合は**算定できない。**

〇在宅患者訪問診療料（Ⅰ）

在宅での療養を行っている患者であって、**疾病、傷病のために通院による療養が困難な者**に対して、患者の入居する有料老人ホーム等に併設される保険医療機関以外の保険医療機関が**定期的に訪問**して診療を行った場合の評価。

※継続的な診療の必要のない者、通院が可能な者に対しては**算定できない。**

【算定要件（抜粋）】

〇患者又は患者の家族の署名付の訪問診療に係る**同意書を作成**し、診療録に添付する。

〇訪問診療の**計画及び診療内容の要点**を診療録に記載する。

〇訪問診療を行った日における**診療時間（開始時刻及び終了時刻）**及び**診療場所**について診療録に記載する。

	往診料	在宅患者訪問診療料
診療形態	患者又は家族等患者の看護にあたる者からの直接往診の求めに応じて、可及的速やかに患家に赴き診療を行った場合	在宅での療養を行っている患者であって、通院による療養が困難な者に対して、定期的に訪問して診療を行った場合
患者や家族などの同意	不要	患者又は家族等患者の看護に当たる者の同意が必要。訪問診療に係る同意書に署名を受け、診療録に添付する。
1日あたりの実施回数	必要に応じて複数回実施可能	原則1日1回。なお、訪問診療後に患者の急変等により往診を行った場合は、往診料を算定
1週間あたりの算定回数	制限なし	原則週3回まで（厚生労働大臣が定める疾病等と急性増悪などの場合は制限なし）
診療録への記載事項	患者又は家族等患者の看護に当たる者からの求めに応じて往診したことなど、往診の理由	訪問診療の計画及び記載内容の要点、訪問診療を行った日における診療時間、診療場所

施設入居者に対する在宅患者訪問診療料

〇特別養護老人ホーム

1. 末期の悪性腫瘍
2. 当該患者を当該特別養護老人ホーム（看取り介護加算の施設基準に適合しているものに限る）において看取った場合（在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院又は当該特別養護老人ホームの協力医療機関の医師により、死亡日から遡って30日間に行われたものに限る）

〇小規模多機能型居宅介護事業所・看護小規模多機能型居宅介護事業所

（小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスを受けている患者（宿泊サービスに限る））

サービス利用前30日以内に患家を訪問し、在宅患者訪問診療料、在宅時医学総合管理料、施設入居時等医学総合管理料及び在宅がん医療総合診療料（以下「在宅患者訪問診療料等」という）を算定した保険医療機関の医師が診察した場合に限り、算定することができる（末期の悪性腫瘍の患者以外の患者においては、**利用開始後30日以内に限る**）。

また、保険医療機関の退院日から当該サービスの利用を開始した患者については、当該サービス利用開始前の在宅患者訪問診療料等の算定にかかわらず、退院日を除き算定できる（末期の悪性腫瘍の患者以外の患者においては、**利用開始後30日以内に限る**）。

在宅時・施設入居時等医学総合管理料

〇施設入居時等医学総合管理料の対象者

- 養護老人ホーム（定員110人以下に限る）
- 軽費老人ホーム（Ａ型のみ）
- 特別養護老人ホーム（末期の悪性腫瘍、死亡日から30日以内の患者に限る）
- 短期入所生活介護事業所（介護予防を含む。サービス利用前30日以内に訪問診療等を算定した医師に限り、サービス開始後30日まで）（※）
- 有料老人ホーム
- サービス付き高齢者向け住宅
- 認知症対応型共同生活介護事業所　　など

〇在宅時医学総合管理料の対象者

- 自宅（戸建て住宅、集合住宅）
- 小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービス時のみ）（介護予防を含む。サービス利用前30日以内に訪問診療等を算定した医師に限り、サービス開始後30日まで）（※）
- ケアハウス　　など

（※）末期の悪性腫瘍患者は除く。また、保険医療機関の退院日からサービスの利用を開始した場合、サービス利用前の訪問診療料等の算定に関わらず退院日を除いて算定できる。

療養の給付と直接関係ないサービス等（在宅医療における主なもの）

(1) 日常生活上のサービスに係る費用
・おむつ代、尿取りパッド代
(2) 公的保険給付とは関係のない文書の発行に係る費用
・証明書代
・診療録の開示手数料
(3) 診療報酬点数上実費徴収が可能なものとして明記されているもの
・在宅医療に係る交通費
(4) 医療行為ではあるが、治療中の疾病又は負傷に対するものではないものに係る費用
・インフルエンザ等の予防接種、感染症の予防に適応を持つ医薬品の投与
(5) その他
・保険医療機関おける患家等への処方箋及び薬剤の郵送代
など

※費用の徴収にあたっては、患者に対し、徴収に係るサービスの内容や料金等について明確かつ懇切に説明し、同意を確認の上徴収する。
※同意の確認は、徴収に係るサービスの内容及び料金を明示した文書に患者側の署名を受ける必要がある。

療養の給付と直接関係ないサービスとはいえないもの（在宅医療における主なもの）

(1) 手技料等に包括されている材料やサービスに係る費用
① 入院環境等に係るもの
・血液検査など検査結果の印刷費用代
② 材料に係るもの
・衛生材料代（ガーゼ代、絆創膏代など）
・おむつ交換や吸引などの処置時に使用する手袋代
・骨折や捻挫などの際に使用するサポーターや三角巾
・医療機関が提供する在宅医療で使用する衛生材料等
③ サービスに係るもの
(2) 診療報酬の算定上、回数制限のある検査等を規定回数以上に行った場合の費用
（費用を徴収できるものとして、別に厚生労働大臣の定めるものを除く）
(3) 新薬、新医療機器、先進医療等に係る費用

かかりつけ医のための適正処方の手引き

高齢者に多く見られる残薬や多剤併用などの課題に取り組み、医薬品の最適な使用と薬剤費の適正化を推進するため、日本医師会において「かかりつけ医のための適正処方の手引き」を作成しています。

既存の「①安全や薬物療法」「②認知症」「③糖尿病」「④脂質異常症」に加え、新たに「⑤高血圧」の薬物療法についての手引きが作成されました。

日本医師会ホームページ（https://www.med.or.jp/doctor/sien/s_sien/008610.html）からダウンロードできますので、患者さんの服薬管理を行う際の参考資料としてご活用ください。

「酸素の購入価格に関する届出書」の提出はお済みですか？

広島県医師会速報2575号（令和6年1月15日号）でもお知らせしましたが、令和6年4月から令和7年3月までの一年間において、酸素の診療報酬請求を予定されている保険医療機関は、令和5年1月から同年12月までの間の酸素の購入実績を、地方厚生（支）局長に届出する必要があります。

現時点で、まだ、「酸素の購入価格に関する届出書」の提出がお済みでない保険医療機関におかれましては、下記提出期限までに、届出書を提出いただきますようお願いします。

なお、届出がない場合は、酸素加算を算定することができませんので、ご注意ください。

記

提出期限　**令和6年2月15日㈭**

提 出 先　**中国四国厚生局指導監査課**
住所：〒730-0012　広島市中区上八丁堀6-30　広島合同庁舎4号館2階
TEL：082-223-8209

提出方法　郵送又は窓口提出（FAXでの受付は行っておりません）

届出様式　中国四国厚生局ホームページ
（https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/shinsei/shido_kansa/sanso_konyu/index.html）
に様式（Excel版及びPDF版）を掲載しています。

記載要領　中国四国厚生局ホームページ（上記アドレス）に掲載しておりますので、ご参照願います。

そ の 他　インターネット環境にない保険医療機関は、上記提出先へ届出様式等の送付をご依頼ください。

健康食品の利用に関する啓発ポスターについて

広島県地域保健対策協議会
医薬品の適正使用検討特別委員会

このたび本委員会では、多くの方が利用しているものの、その利用方法によっては健康被害をもたらす可能性のある、いわゆる「健康食品」に関する正しい知識の普及啓発のため、標記ポスターを作成いたしました。

広島県地域保健対策協議会のHPに掲載しておりますので、院内に掲示いただき、健康食品の利用方法などについて注意喚起のご協力をお願いいたします。

広島県地域保健対策協議会ホームページ（https://citaikyo.jp/）
トップページ＞公開資料＞薬剤関連

（別紙様式25）

酸素の購入価格に関する届出書（令和6年度）

１［前年の1月から12月の間に酸素の購入実績が***ある***場合］

購入年月	定置式**液化**酸素貯槽（CE）		可搬式**液化**酸素容器（LGC）		大型ボンベ（3000㍑超）		小型ボンベ（3000㍑以下）	
	購入容積（㍑）	購入対価（税込　円）	購入容積（㍑）	購入対価（税込　円）	購入容積（㍑）	購入対価（税込　円）	購入容積（㍑）	購入対価（税込　円）
年　1月								
年　2月								
年　3月								
年　4月								
年　5月								
年　6月								
年　7月								
年　8月								
年　9月								
年　10月								
年　11月								
年　12月								
計								
1㍑当りの単価								

２［前年の1月から12月の間に酸素の購入実績が***ない***場合(**最後に購入した月**の酸素の購入実績)］

※　令和元年9月30日までの間に医療機関が購入したものについては、当該対価に108分の110を乗じて得た額（1円未満の端数は四捨五入）を購入対価とし記載すること。

購入年月	定置式**液化**酸素貯槽（CE）		可搬式**液化**酸素容器（LGC）		大型ボンベ（3000㍑超）		小型ボンベ（3000㍑以下）	
	購入容積（㍑）	購入対価（税込　円）	購入容積（㍑）	購入対価（税込　円）	購入容積（㍑）	購入対価（税込　円）	購入容積（㍑）	購入対価（税込　円）
年　月		※		※		※		※
1㍑当りの単価								

３［購入業者名及び種類］

購入業者名	種類（液化酸素・ボンベ）
	1. 液化酸素(CE)　2. 液化酸素(LGC) 3. ボンベ(大型)　4. ボンベ(小型)
	1. 液化酸素(CE)　2. 液化酸素(LGC) 3. ボンベ(大型)　4. ボンベ(小型)
	1. 液化酸素(CE)　2. 液化酸素(LGC) 3. ボンベ(大型)　4. ボンベ(小型)

上記のとおり届出します。
令和　　年　　月　　日

医療機関コード	

中国四国厚生局長　様

保険医療機関　所在地
名　称
開設者
担当者
電　話　　－　　－

記載上の注意事項
1. 届出は当該前年の1月1日から12月31日までの間に購入した全ての酸素について記載すること。
2. 購入対価は、実際に購入した価格（消費税を含む）を記載すること。

記載例及び記載上の注意

屋外タンク等に貯蔵し配管で各病室に送る設備にしてある場合

可搬式ボンベに**液化酸素**を充填して使用する場合（液体酸素システム等）

3,000リットル超（7,000リットル等　）のボンベの場合

3,000リットル以下（ 500・1,000・3,000リットル等）のボンベの場合

（別紙様式25）

酸素の購入価格に関する届出書（令和6年度）

1［前年の1月から12月の間に酸素の購入実績が**ある**場合］

購入年月	定置式**液化**酸素貯槽(CE)		可搬式**液化**酸素容器(LGC)		大型ボンベ(3000㍑超)		小型ボンベ(3000㍑以下)	
	購入容積（ﾘｯﾄﾙ）	購入対価（税込　円）	購入容積（ﾘｯﾄﾙ）	購入対価（税込　円）	購入容積（ﾘｯﾄﾙ）	購入対価（税込　円）	購入容積（ﾘｯﾄﾙ）	購入対価（税込　円）
5年　1月			14,000	6,701				
5年　2月			4,000	2,000				
5年　3月			14,000	6,701				
5年　4月			14,000	6,701				
5年　5月			14,000	6,701				
5年　6月								
5年　7月								
5年　8月			7,000	3,350				
5年　9月								
5年　10月								
5年　11月								
5年　12月							1,000	2,366
計			67,000	32,154			1,000	2,366
1㍑当りの単価			0円48銭				2円37銭	

購入容積
酸素の容量を記入してください
Q&A ②･④

購入対価
消費税は含めます
ボンベ本体の**容器代、検査代等は含めません**
Q&A ③･⑤･⑥･⑦

2［前年の1月から12月の間に酸素の購入実績が**ない**場合(**最後に購入した月**の酸素の購入実績)］

※　令和元年9月30日までの間に医療機関が購入したものについては、当該対価に108分の110を乗じて得た額（1円未満の端数は四捨五入）を購入対価とし記載すること。

購入年月	定置式**液化**酸素貯槽(CE)		可搬式**液化**酸素容器(LGC)		大型ボンベ(3000㍑超)		小型ボンベ(3000㍑以下)	
	購入容積（ﾘｯﾄﾙ）	購入対価（税込　円）	購入容積（ﾘｯﾄﾙ）	購入対価（税込　円）	購入容積（ﾘｯﾄﾙ）	購入対価（税込　円）	購入容積（ﾘｯﾄﾙ）	購入対価（税込　円）
年　月		※		※	14,000	※　6,701		※
1㍑当りの単価					0円48銭			

単価の計算方法

購入対価÷購入容積

※　単価の端数処理
小数点第3位を四捨五入
Q&A ①

3［購入業者名及び種類］

購入業者名	種類（液化酸素・ボンベ）
○△□商事(株)	1. 液化酸素(CE)　②液化酸素(LGC) ③ボンベ(大型)　④ボンベ(小型)
	1. 液化酸素(CE)　2. 液化酸素(LGC) 3. ボンベ(大型)　4. ボンベ(小型)
	1. 液化酸素(CE)　2. 液化酸素(LGC) 3. ボンベ(大型)　4. ボンベ(小型)

上記のとおり届出します。
令和　年　月　日

医療機関コード　01．2345．6

〒000-0000
所在地　○○市○○区△△町○○－○○
保険医療機関　名　称　○○○○クリニック
開設者　健康太郎
担当者　健康花子
電　話　012－345－6789

中国四国厚生局長　様

記載上の注意事項
1. 届出は当該前年の1月1日から12月31日までの間に購入した全ての酸素について記載すること。
2. 購入対価は、実際に購入した価格（消費税を含む）を記載すること。

［ 届出及び記載項目判断表 ］

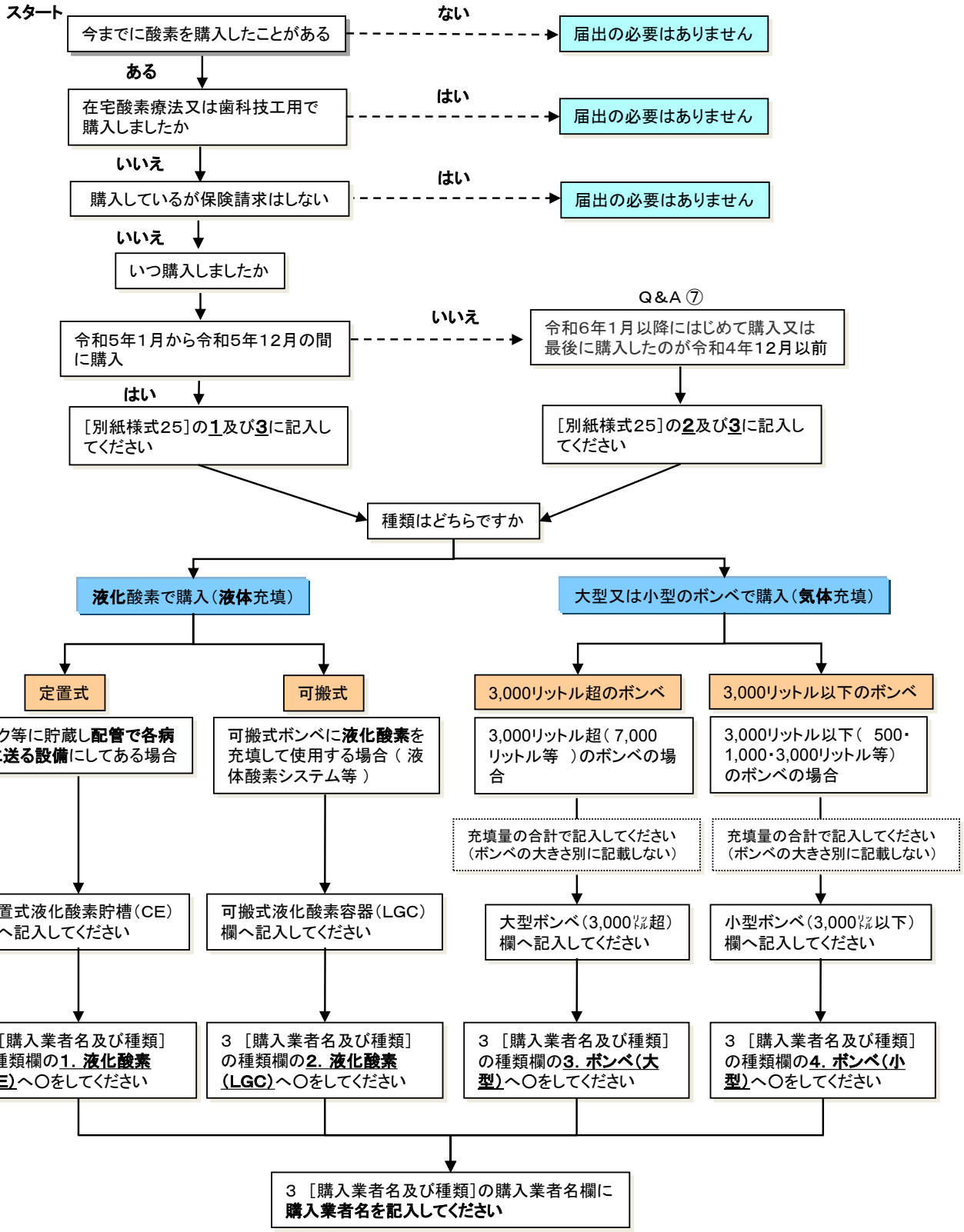

Q & A

①　1銭未満の端数の四捨五入及び円換算方法は？
（**購入対価÷購入容積**で得た答えの小数点以下3桁目を四捨五入）

例1　107，625円÷　41，500ﾘｯﾄﾙ＝2．593　⇒　2．59　⇒　2円59銭

例2　384，930円÷546，000ﾘｯﾄﾙ＝0．705　⇒　0．71　⇒　0円71銭

例3　5，200円÷　1，000ﾘｯﾄﾙ＝5．2　⇒　5．20　⇒　5円20銭

②　度量換算方法は？

基本　1㎥（立方メートル）＝ 1，000リットル
例1　3㎥（立方メートル）＝ 3，000リットル
例2　0．5㎥（立方メートル）＝　500リットル

③　購入対価に消費税は？

消費税は含んで計算します。　※ **購入対価**＝購入価格＋消費税

なお、平成26年4月から令和元年9月までの購入分については、実際に購入した価格（消費税を含む）に108分の110を乗じた価格（1円未満四捨五入）を記載してください。
また、平成26年3月以前購入分については、実際に購入した価格（消費税を含む）に105分の110を乗じた価格（1円未満四捨五入）を記載してください。

④　同月内に違う大きさのボンベを購入した場合は？

例1　500リットルを2本と3,000リットルを1本購入した場合は、
合算のうえ、4,000リットルとして、小型ボンベ欄に記入してください。
※購入対価も合算してください。

例2　7,000リットルと3,000リットルを1本ずつ購入した場合は、
7,000リットルは大型ボンベ欄に、3,000リットルは小型ボンベ欄に、
それぞれ分けて記入してください。

⑤　購入価格にボンベの容器代が入っているのは？

ボンベ本体の**容器代は含みません。**
純粋に**酸素のみの金額**を購入業者へ確認してください。

※耐圧検査等の**検査代は含みません。**
購入対価から除いてください。

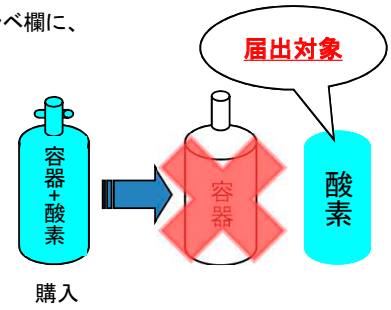

⑥　携帯用酸素ボンベ（使い捨て式又は詰替え式）の場合は？

［使い捨て式］
ボンベ本体の**容器代は含みません。**
純粋に**酸素のみの金額**を購入業者へ確認してください。

［詰替え式］
詰替え用の酸素の価格が分かれば届出ができます。
ボンベ本体の**容器代は含みません。**
純粋に**酸素のみの金額**を購入業者へ確認してください。

⑦　購入対価等が不明の場合は？

購入対価等が不明の場合は届出はできません。（保険請求は出来ません）
新規に購入した際に届出をしてください。

⑧　提出手段は？

提出は管轄の各県事務所（広島県においては指導監査課）に郵送又は窓口提出にてお願いいたします。FAXでの受付は行っておりませんのでご了承ください。

e-資料　通達文書（社保関係）掲載情報

☆e-広報室 → 広島県医師会速報 → e-資料 通達文書 → 医師会速報e-資料に全文掲載しております。

「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」の訂正について

令和6年1月11日（第1781号・保険）

厚生労働省保険局医療課より、標記の令和5年9月29日付け保医発0929第1号（日医発第1298号）について一部訂正の事務連絡が発出されました。

訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令及び指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準等の一部改正に伴う実施上の留意事項等について　令和6年1月15日（第1809号・保険）

指定訪問看護事業者によるオンライン請求及びオンライン資格確認が令和6年6月（7月請求分）から開始され、保険証廃止時期から義務化されることに伴い、各種規定の見直し内容及び留意事項、取扱要領の設定及びセキュリティに関するガイドライン等の改正が通知されました。

医療機器の保険適用について　令和6年1月16日（第1816号・保険）

令和6年1月1日から、新たに保険適用となった医療機器が示されております。

検査料の点数の取扱いについて　令和6年1月16日（第1817号・保険）

令和6年1月1日より適用となりました検査料の点数が示されております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載されています。

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」等の一部改正について　令和6年1月17日（第1835号・保険）

令和6年1月1日より改正されました内容が示されております。また、改正された留意事項は、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載されています。

詳細な内容は通知の全文をご確認ください。

広島県地域医療支援センターだより

最近の主な活動

昨年を振り返ってみますと、新型コロナウィルス感染症が5類感染症に移行されたこともあり、概ね順調に業務を進めることができたと感じています。とりわけ、地域医療セミナー（夏・冬）の開催など、医学生が現地に赴いて学ぶことのできる事業が滞りなく実施できたことは偏に皆様方のご協力の賜物であり、厚くお礼を申し上げます。

これからの3か月でも、ふるさと枠医師等の配置案を決定する広島県医療対策協議会やすべての臨床研修病院が参加してのオンライン合同説明会の開催といった大切な会議・事業を予定しています。関係の皆様のご指導をいただきながら着実に進めてまいりますので、引き続いてのご協力をよろしくお願いします。

◯ふるさと枠（地域枠）について

●地域枠が出来た経緯

全国の医学部入学定員は平成19年には7,625人でしたが、平成20年から増員が始まり、現在では9,384人と1,759人（約1.2倍）増加しています。定員増の一因は地域の医師確保のための「地域枠」であり、広島県では、平成21年度から広島大学に、平成22年度から岡山大学に奨学金を貸与する「地域枠」を設けています。現在では、広島大学に18名、岡山大学に2名の定員があり、広島大学の地域枠は「ふるさと枠」と呼ばれています。

●広島県の地域枠の特徴

全国の「地域枠」の制度は様々ですが、広島県では「県内の高校出身」と「奨学金の貸与」を条件とし、推薦入試によることとしています。広島大学、岡山大学の地域枠とも、入学後は月20万円の奨学金が6年間貸与され、「卒後12年の間に9年間、県内の公立公的医療機関で勤務し、そのうち4年間は中山間地域の医療機関、または知事の指定する診療科（現時点では産婦人科、病理診断科）で勤務」すれば、奨学金全額の返済が免除されます。

●教育の内容

広島大学には、地域医療実習やふるさと枠の医学生の教育・支援をするために、広島県の寄附講座「地域医療システム学講座」が設置されています。この講座では、通常の授業とは別に、ふるさと枠学生が昼休みに定期的に集まる勉強会（通称ふるセミ）も実施しており、医療面接など実践的な内容を勉強しています。

当センターでは、この講座と連携して、広島大学と岡山大学の地域枠学生のほかに自治医科大生や県奨学生も参加する「地域医療セミナー」を年3回開催し、地域医療の現場を1泊2日の日程で訪問して先輩医師の熱意を感じてもらうプログラムや、全員で合宿をして広島の地域医療を担う「同志」としての意識を持ってもらうプログラム等を実施しています。令和5年12月27日～28日には冬セミナーを開催し、ふるさと枠を卒業した先輩医師講演やグループワーク等を実施しました。学生達は地域医療に対する理解や意識を深めるとともに、学年や大学の垣根を超えて親睦を深めました。

～地域医療セミナーの様子～

事務局　（公財）広島県地域保健医療推進機構　地域医療支援センター
〒732-0057　広島市東区二葉の里三丁目2-3-4F　TEL：082-569-6491　FAX：082-569-6492
E-mail：iryou@hiroshima-hm.or.jp

ふるさとドクターネット広島
https://www.dn-hiroshima.jp

ドクターネット広島登録者数
3,284名（R5.12.31 現在）
（男性 2,198 名、女性 1,086 名）

介護保険の窓

e資料 のマークのある文書は、e-広報室「通達文書」へ全文が掲載してあります。

e-広報室 e-資料　通達文書（介護保険関係）掲載情報

☆e-広報室 → 広島県医師会速報 → e資料 通達文書 → 医師会速報e-資料に全文掲載しております。

e資料 令和6年2月からの介護職員処遇改善支援補助金について

日本医師会　令和6年1月5日（日医1726）

令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、11月29日に成立した令和5年度補正予算において、介護職員を対象に賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を2%程度（月額平均6,000円相当）引き上げるための措置を令和6年2月分の賃金改善から前倒しで実施することとされた。本補助金に係る要件等の現時点の案について厚生労働省より事務連絡が発出された。

e資料 令和6年能登半島地震による災害に係る介護報酬等の取扱いについて

日本医師会　令和6年1月5日（日医1738）

令和6年能登半島地震による災害について、被災地域が広範に及ぶとともに緊急的な対応が必要であることから、厚生労働省より今般の被災に伴う介護報酬等の取扱いについて事務連絡が発出された。避難所や避難先の家庭等で生活している要介護者及び要支援者に対して居宅サービスを提供した場合においても介護報酬の算定は可能であることや、一時的避難の緊急性が高く手続が間に合わない等やむを得ない場合に、これまで提供されていたサービスを継続して提供できていると保険者が判断したときは、避難前の介護保険施設等が施設介護サービス費等を請求し、避難先の介護保険施設や医療機関等に対して必要な費用を支払う等の取扱いとしても差し支えない旨などが記載されている。

e資料 令和6年能登半島地震にかかる災害により被災した要介護高齢者等への対応および被災者に係る被保険者証の提示等について

日本医師会　令和6年1月5日（日医1739）

令和6年能登半島地震により、新潟県、富山県、石川県及び福井県の一部地域において災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたため、厚生労働省より災害救助法の適用を受けた場合における被災した要介護高齢者等への対応に関する事務連絡が発出された。介護保険施設や居宅サービス事業所等について、災害等による定員超過利用が認められていること、被災のため職員の確保が困難な場合においても所定単位数の減算を行わないこと、また利用者については利用者負担や保険料の減免を可能とする等のほか、被保険者証等を家屋に残したまま避難していること等により、介護保険事業所等に対して被保険者証等を提示できない場合等の扱いについて、市町村に対し柔軟な対応が求められている。

令和6年能登半島地震による避難所等における心身機能の低下の予防及び認知症高齢者等に対する適切な支援について

日本医師会　令和6年1月5日（日医1740）

令和6年能登半島地震避難生活に伴い、被災した高齢者等の方々に生活の不活発化を原因とする心身の機能の低下（いわゆる「生活不活発病」）の発症が危倶されていることから、厚生労働省より生活不活発病の予防のための活動に係る資料や避難所における認知症高齢者等に対する適切な支援についての資料が送付された。認知症介護情報ネットワークのホームページ（http://www.dcnet.gr.jp/earthquake/）でも確認することができる。

令和6年能登半島地震による災害に係る科学的介護情報システム（LIFE）の取扱いについて　日本医師会　令和6年1月5日（日医1741）

令和6年能登半島地震による災害について、厚生労働省より科学的介護情報システム（LIFE）の取扱いについて事務連絡が発出された。今般の災害に伴い事業所等が被災したこと等により要件で定められた情報を期限までに提出できない場合など、やむを得ず当該要件を満たすことができなくなった場合（被災前にこれらを満たしていたときに限る）については、当面の間、被災前に算定していた加算を引き続き算定することが可能である旨が示されている。

令和6年能登半島地震による災害に係る介護報酬等の請求等の取扱いについて　日本医師会　令和6年1月5日（日医1742）

令和6年能登半島地震による災害に関する介護報酬等（介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業支給費を含む）の請求等の事務取扱について厚労省より事務連絡が発出された。令和5年12月サービス提供分に係る介護報酬等の請求については、今般の災害によりサービス提供記録等を滅失又は棄損した場合、あるいは災害発生直後における介護サービス提供内容については十分に把握することが困難である場合、概算による請求を行うことができる。

令和6年能登半島地震に伴う介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについて　日本医師会　令和6年1月5日（日医1743）

令和6年能登半島地震に伴い、被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足し、人員基準を満たすことができなくなるなどの場合についても、介護報酬や運営基準などについては柔軟な取扱いを可能とする旨の事務連絡が厚生労働省より発出された。

令和6年能登半島地震にかかる福祉避難所等に対する福祉関係職員等の派遣に係る費用の取扱い等の送付について

日本医師会　令和6年1月5日（日医1753）

令和6年能登半島地震にかかる福祉関係職員等の派遣に係る費用について、厚生労働省より人件費や旅費等に関する費用支弁対象および支給・精算の方法等に関する事務連絡が発出された。また、要配慮者への緊急的対応及び職員の応援確保として、避難生活が必要となった高齢者、障害者、こども等の要配慮者については、市町村とも連携の上、緊急的措置として社会福祉施設等（介護老人保健施設を含む）への受入れを行っても差し支えない旨の事務連絡が併せて発出された。

令和6年能登半島地震に伴い避難先市町村の地域密着型（介護予防）サービス等を利用する場合の手続について

日本医師会　令和6年1月9日（日医1763）

令和6年能登半島地震に伴い、避難を要する市町村の要介護者または要支援者が、やむを得ず別の市町村に避難し当該市町村の地域密着型（介護予防）サービスを利用する場合、本来は事業所所在市町村長の同意と避難を要する市町村の事業所指定が必要となるが、関係市町村間での手続については事後的に行う等柔軟に取り扱うこととしても差し支えない旨の事務連絡が発出された。なお、避難を要する市町村の要支援者または事業対象者が介護予防・日常生活支援総合事業による旧介護予防訪問介護等に相当するサービスを利用する場合についても同様の取扱いとしても差し支えない。

令和6年能登半島地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣依頼予定のご連絡について

日本医師会　令和6年1月9日（日医1765）

厚生労働省では、被災地域における社会福祉施設等の入所者等の生活を確保するための職員の確保に関して広域的調整をお願いしており、避難所における福祉支援ニーズに対しては、災害派遣福祉チーム（DWAT）の活動に加え、他地域からの介護職員等の派遣が必要と考えられることから、災害福祉支援ネットワークを活用し、社会福祉施設間での介護職員等派遣の協力を依頼する予定で準備を進めている。詳細は後日追って依頼する。

令和6年能登半島地震により被災した要援護高齢者等への対応について　日本医師会　令和6年1月11日（日医1784）

厚生労働省より、ひとり暮らし高齢者をはじめとする要援護高齢者等については、地域包括支援センターが中心となり、居宅介護支援事業者等と連携して安否確認及び課題の把握（必要最低限のアセスメントでも可）を行うなど適切な支援についてご配慮いただきたい旨の事務連絡が発出された。

令和6年能登半島地震により被災した高齢の要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について　日本医師会　令和6年1月11日（日医1785）

厚生労働省より、被災した高齢の要援護者への対応およびこれに伴う特例措置等として考えられる取組みや留意事項および特例措置等に関する事務連絡が発出された。特例措置においては措置施設等の入所者が他の措置施設等へ避難した場合の措置費支弁について示されている。

令和6年度の「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書」に係る提出期限について　日本医師会　令和6年1月16日（日医1808）

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「処遇改善加算等」）については、現在厚生労働省において計画書等の様式の見直しが検討されており、見直し後の様式については2月末目処で発出される予定となっていることから、処遇改善加算等の計画書の提出については、通常、処遇改善加算等を取得する月の前々月の末日までに行うこととされているが、令和6年4月及び5月分を算定する場合は、同年4月15日までに行うこととする予定との事務連絡が厚生労働省より発出された。

e資料

令和6年能登半島地震により被災した施設の入所者の受入れに係る利用料等の取扱いについて　日本医師会　令和6年1月16日（日医1832）

厚生労働省より、被災した介護保険施設等の入所者が一時的に別の介護保険施設等に避難している場合について、避難先の施設における介護サービスに係る利用料等の取扱いが示された。

令和5年度　救急小冊子発行のお知らせ

広島県医師会では、毎年9月9日（救急の日）にあわせて、救急医療の啓発を目的に小冊子を作成しております。

今年度は「知っておきたい命の危機に直結する救急疾患」と題した小冊子を発行いたします。

緊急度の高い疾患を症状別に分かりやすくまとめてあり、いざというとき役立つ内容です。

ご希望の方は広島県医師会までお問い合わせいただくか、ホームページよりお申し込みください。

申し込みフォーム
https://www.hiroshima.med.or.jp/forms/pamphlet/

9/9発行！

広島県医師会　広報情報課
TEL：082-568-1511　FAX：082-568-2112
E-Mail：kouhou@hiroshima.med.or.jp

ピー・エム・ディー・エー pmda くすりの副作用が出たら、にお知らせください

患者副作用報告

詳細は
患者副作用報告　検索

PMDAくすり相談窓口　☎03-3506-9457
月曜日～金曜日　午前9時～午後5時　（祝日・年末年始を除く）

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構　厚生労働省

⚠ご注意⚠
「医薬品副作用被害救済制度」による給付金請求は患者副作用報告とは別の手続きが必要です。
詳細は　医薬品副作用被害救済制度　検索

労災・自賠責コーナー

e資料 のマークのある文書は、e-広報室「通達文書」へ全文が掲載してあります。

e-広報室 e-資料　通達文書（労災・自賠責関係）掲載情報

☆e-広報室 → 広島県医師会速報 → e資料 通達文書 → 医師会速報e-資料に全文掲載しております。

e資料 令和6年能登半島地震の被災に関する労災診療費等の請求の取扱いについて

令和6年1月9日（第1776・保険）

今回の被災により診療録等が滅失又は破損した場合、通常の手続による請求を行う方法のほか、特例による請求を選択することが可能となります。特例による請求を選択する指定医療機関等は、やむを得ない事情がある場合を除き、「労働者災害補償保険診療費等特例請求書（令和5年12月診療分）」に診療実日数等の必要事項を記入の上、その所在地を管轄する都道府県労働局長に提出が必要となる事などが示されました。

詳細な内容は通知の全文をご確認ください。

事業主は、労働者が労働災害にあって休業・死亡した場合、所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出しなければなりません。

労働災害に健康保険は使えない、使わない。

労働災害の受診は労災保険で！！

労災保険の請求手続きについては、まず最寄りの労働基準監督署へご相談ください。

広島労働局・労働基準監督署

～税優遇を活かして老後への備え～
国民年金基金

国民年金（老齢基礎年金）に上乗せする終身を基本とする「公的な年金制度」です。

ポイント 3つの税制メリット
●掛金の全額が社会保険料控除の対象
●受け取る年金は公的年金等控除が適用
●遺族一時金は全額非課税

―不確実な将来に、今、備える―

ご加入条件
●20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者の方
●60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方
※主に、個人立診療所の医師・従業員・ご家族などとなります。

全国国民年金基金
日本医師・従業員支部
0120-700-650

HP上でもシミュレーションや加入申出のお手続きができます

日本医師・従業員支部は、「日本医師会」を設立母体とする日本医師・従業員国民年金基金が移行した医師・医療従事者のための職能型支部です。

勤務医ニュース

世界に誇れる医療制度維持のために望むこと

JA広島総合病院　病院長　石田　和史

病院長に就任して2年足らずとなりましたが、診療以外の事を考える時間が大幅に増えました。最も悩ましいのは病院の経営・運営で、特に当院は増改築事業の真っただ中で、コロナ禍→物価高騰下でのかじ取りはまるで荒波を進む小舟のようです。そんな状況ですが、最近特に思う事を述べてみます。

1）医療に関わるお金の問題

医療費は非課税なのに、医療機器・材料・薬品になぜ消費税を取るのか？この事実を多くの国民は知りません。現代医療に不可欠な多くの医療機器は高価で保証年数も短く、元を取るのは大変です。また、大規模医療施設では欠くことのできない電子カルテも費用がべらぼうに高い。ベンダーから7～8年ごとの更新を提案されますが、年で割ると毎年1億円以上の費用がかかっており、いっぱい汗を流して得たわずかな利益をベンダーに持っていかれる勘定になります。費用の内訳に疎い医療人にとって請求されるまま支払う現状は苦々しく、某有名病院のように病院自体で有能なシステムエンジニアを抱えて自分たちの思い通りのシステムを構築するほうが、人件費を勘案しても経済的ではないでしょうか。

昨年秋、国内の多くの病院が苦しい経営状況にあることがマスコミ報道されましたが、病院規模が大きいほど赤字化しやすい状況のようです。公立・公的病院は地域の急性期医療の質を維持するために不可欠な人材確保のため人件費は削れませんので、地元自治体からの補助金なしでの黒字化は困難です。補助金は住民からの税金が投入されているわけで、財源の乏しい自治体に位置する医療機関は先細りにならざるを得ず、結果的に人々をより住みにくくする悪循環に陥っているように思えます。

医療に関わる物品の消費税を廃止（せめて軽減税率）していただければ、もう少し頑張れるかもしれません。ただ、このような医療制度・経済のしくみ（DPC制度など）・現状について、多忙な若い勤務医の皆さんに意識させるのは難しいので、医学生の時期にあらかじめしっかり教育しておくことが大切だと考えます。

2）医師の働き方について

今年度も初期研修医のマッチング面接を行いましたが、将来外科系志望の学生は案外多いことに気づきます。しかし2年間の研修を終え実際に外科系を志望する研修医は明らかに減少します。外科系の先輩医師が術後患者診療のために休日出勤する姿を目の当たりにし、医師であってもライフワークバランスを重視する現代の若者たちにとって外科系がハードルの高い職種になっているようで、このままでは外科系医師のなり手は減るばかりです。これからの入院医療は複数主治医制やチーム制が基本となることを早く一般市民に啓発し、週末は休めるのが当たり前の体制を定着させる必要があると思います。

今年から「医師の働き改革」が本格化しますが、皆さまの施設での準備状況はいかがですか？「どこでも安全・安心な医療が等しく受けられる」ことを誇ってきた日本の医療体制は本当にsustainableでしょうか？　機械化の難しい仕事であるがゆえ良質な医療の提供にはどうしても人が必要ですが、それに見合う医師数は不足し、人件費の元手となる診療報酬の増額は微々たるものです。他職種へのタスクシフトを促していますが、特定行為看護師の養成などそう簡単には進みません。もちろん過労死はあってはならないことですが、地域の実状はさまざまであり、全国一律の基準で安全・安心な医療を維持するのは困難としか思えません。

3）おわりに

自分は若い頃、上司に「医師の給料が高いのは他職種よりたくさん働くからであって、医師という資格への対価ではない」と教えられ頑張ってきましたが、「医師の働き改革」の内容を見る限り、医師はもはや特別な職業ではなくなった感があります。ただ、時代が変わっても医師の皆さんには、ハラスメントに注意して人との交流を大切にし、院内の他職種に尊敬される存在であってほしいと願っています。

禁煙コーナー

幻のタバコのない国

広島県医師会常任理事
医療法人社団　福原医院　院長　檜山　桂子

広島県医師会速報2022年9月25日号の禁煙コーナーで、ニュージーランドはやがて“タバコのない国”になる、と紹介した。2009年以降に生まれた子どもは生涯にわたりたばこを吸えなくするための法改正案が成立されたからである。2008年までに生まれた人の寿命が尽きた時、ニュージーランドは“タバコのない国”となる、という画期的な法案である。

ところが2023年11月27日ニュージーランドでは中道右派の国民党のクリストファー・ラクソン党首が首相に就任し、6年続いた左派政権が終わった。この新政権は、減税の代替財源を確保するため、この2009年以降に生まれた人への紙巻きたばこの販売を禁止する「たばこ禁止法」を撤廃する方針を示し、“タバコのない国”は幻となった。たばこ禁止法により年間5,000人の命が救われるとされてきたものを、たばこの悪影響が否定されたのではなく、税収のために悪影響があっても禁止を撤廃する、というのである。人の命よりもお金を選択したのである。

そういえば、かつて日本にもたばこ禁止令はあったらしい。1601年、徳川家康は、スペインのフランシスコ会の修道士からタバコの種子を贈られ、庶民にも喫煙の風習が広がり始めたため、徳川幕府はたばこ禁止令を発した。健康被害を防ぐためではなく、反幕府勢力の抑制や年貢米確保のためにタバコの栽培を禁じたらしい。しかしこの禁止令、形骸化して日本は“タバコのない国”とはならなかった。現在に残る茶道のもてなしでも「煙草盆」が供される。客を思いやることを重んじる茶道で出されるということは、茶道の手前が確立したころ、喫煙が健康被害をもたらす、という意識がなかったに違いない。

たばこ禁止法は禁煙のゴールではなく通過点であること、それを維持するために、市民が禁止法を撤廃するような政党に投票しないよう、われわれ医療者はたばこの害を訴え続ける必要があること、を痛感させられた。ニュージーランドの禁煙推進派の皆さん、たばこ禁止法撤廃の撤廃を目指してがんばれ～！

厚生労働省版
禁煙支援マニュアル（第二版）増補改訂版

厚生労働省（健康局健康課）において、禁煙支援マニュアル（第二版）増補改訂版がとりまとめられました。日常の禁煙指導にお役立てください。

なお、内容は厚生労働省ホームページ「たばこと健康に関する情報ページ」で閲覧することができます。

◆禁煙支援マニュアル
URL https://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/kin-en-sien/

廣島醫学コーナー

「廣島醫学」77巻1号（1月28日発行）の論文等掲載を次のように予定しております。
ぜひ、ご精読ください。

	論　文　名	著　者	所　属
巻頭言		北原加奈子	広島県健康福祉局長
図　説	総胆管結石症に対する腹腔鏡下総胆管結石切石術	槇殿　公誉　他	医療法人社団公仁会槇殿順記念病院
原　著	山間僻地のPCI施行不可能な病院での心筋梗塞患者におけるDoor-In to Door-Out Timeの意義	島尻　寛人　他	広島市立北部医療センター安佐市民病院循環器内科
症例報告	画像診断が困難な多発骨梁間転移を示した直腸印環細胞癌の1例	金子賢太郎　他	広島赤十字・原爆病院放射線診断科
症例報告	4回の新型コロナワクチン接種後にCoronavirus disease 2019肺炎を生じた腎移植患者の1例	秋本　修志　他	国立病院機構呉医療センター・中国がんセンター外科
学会だより	第241回広島整形外科研究会		
学会だより	第65回呉市医学会		
編集後記		大野令央義	

※　広島医学会が発行する学術雑誌「廣島醫学」は、昭和23年創刊以来、若い医師会員の医学研究成果を発表する登竜門でもあり、実地医家のために医学医術の新しい知見を修得する場として、毎月1回発行しております。
廣島醫学へ積極的に論文等をご投稿くださるようお願いし、学術雑誌としてより評価の高いものを目指したいと思います。

廣島醫学編集委員会
委員長　志馬　伸朗
委員一同

厚生労働省・介護医療院公式サイトについて

厚生労働省では、介護医療院の円滑な開設に向け、ハンドブック等を作成、公表をしているところです。
介護医療院に関する疑問や課題についてご相談ください。

・介護医療院公式サイト
https://www.mhlw.go.jp/kaigoiryouin/
・介護医療院開設に向けたハンドブック（令和4年3月版公開中）
https://www.mhlw.go.jp/kaigoiryouin/assets/docs/kaigoiryouin_3.pdf
・「別冊資料集」（令和4年3月版公開中）
https://www.mhlw.go.jp/kaigoiryouin/assets/docs/kaigoiryouin_11.pdf

広島県医師協同組合 情報

第 11 回 医師協ゴルフ大会のお知らせ

広島県医師協同組合では、組合員の福祉事業の一環として「第11 回医師協ゴルフ大会」を開催することになりました。先生方には、奮ってご参加頂きますようお願い申し上げます。

日　　時：令和６年４月 28 日(日)
開催コース：グリーンバーズゴルフ倶楽部
三原市大和町大草 20905-37（tel：0847-33-1751）

※３名以下で同組をご希望の場合は他の参加者と同組になる場合がございます。ご了承の上お申し込み下さい。

第 11 回大会ではプレーのあとのミーティング（表彰式）を行いません。結果一覧は後日お申し込みご住所に郵便またはメールでお送りします。該当者には後日賞品を宅配で送ります。

参加対象：医師協組合員・賛助会員とそのご家族 ※未登録の先生は必ず事前の会員登録が必要です
プレー費：（全て税込・利用税別）**プレー代 ビジター14,300 円、メンバー8,800 円／参加費 1,000 円**
競技方法：18 ホールズストロークプレー（ダブルペリア方式）
主　　催：広島県医師協同組合

参加ご希望の先生は下記ご記入の上、ファクスまたはメール、ネットよりお申し込みください。

ネットでのお申し込みはこちらから
または
kouhou@hmca.or.jp まで

ファクス送信先　(0120) 64-2227　（締切 3/1(金)必着）			
フリガナ 氏　名		電話番号 ファクスまたは メールアドレス	
大会要項・スタート表（３月末ごろ郵送）、結果一覧（４月末ごろ郵送）について郵送ではなくメール送信を希望される場合はチェックを入れてください → □			
住　所	〒	性別	男性・女性
		□組合員　□賛助会員 □組合員または賛助会員のご家族 □未加入のため、加入申込書の送付を希望	
生年月日	西暦　　年　　月　　日(満　　歳) ※大会当日満年齢	ハンディキャップ※	

※オフィシャルハンディキャップをご記入ください。オフィシャルハンディのない方はプライベートハンディをご記入ください。

お問い合わせは 広島県医師協同組合　☎(082)568-4511 まで

ドクターバンク情報

令和6年1月25日現在

求人登録

職種	診療科	件数
医師	内科	10件
	整形外科	2件
	外科	1件
	脳神経外科	1件
	形成外科	1件
	皮膚科	1件
	耳鼻科	1件
	精神科	3件

求職登録

職種	診療科	件数
医師	内科	4件
	外科	1件
	小児科	1件
	泌尿器科	1件

求人・求職のお申し込み、お問い合わせは事務局へ
ドクターバンク事務局　TEL：082-261-6115
広島市東区二葉の里三丁目2番3号　県医師会館5階

募集コーナー

Web申込可 マークは広島県医師会ホームページからお申し込みいただけます

オンデマンド配信のお知らせ

県民が安心して暮らせるための四師会協議会 医療・介護人材の育成・確保対策ワーキンググループ

第4回在宅ノウハウ連携研修「在宅医療はワンチームで～認知症～」

広島県医師会・広島県歯科医師会・広島県薬剤師会・広島県看護協会で組織する「県民が安心して暮らせるための四師会協議会」では、県民が生涯にわたって健康で過ごすための予防体制構築に向けた取り組みを行っており、令和元年度より在宅医療を実践しておられる方、在宅医療を始めてみようと思われている方、また、在宅医療に関わられている方々の実践に即した研修会を企画・開催しており、今回で4回目の開催となります。

テーマは「認知症」として、事前学習動画の視聴とWeb研修の2段階形式で開催し、Web研修では、事前学習の振り返りや講師によるディスカッション（質疑応答）を行いました。このたび、事前学習動画とあわせて、Web研修の内容や質疑について期間を設けてオンデマンド配信することとなりました。講演内容に関する質問は質問フォームにて受け付けますので、ご確認ください。

配信スケジュール参加方法等については下記をご確認いただきご参加いただきますようお願いいたします。

配信期間　Web配信（令和5年12月1日㈮～令和6年2月1日㈭までのオンデマンド配信）

視聴方法　**視聴URL　https://www.hiroshima.med.or.jp/forms/2023/zaitaku2023/**または二次元コード
一般社団法人広島県医師会ホームページ＞医師のみなさまへ
＞お知らせ「研修会・講習会」または「医師向け」からアクセス
◎ホームページ上の申請フォームより研修視聴ID・パスワードを取得のうえ、ご視聴ください

受講対象　**在宅医療を実施しておられる医師または、これからはじめようとされている医師を始めとした医療・介護関係者**

問合先　一般社団法人広島県医師会　地域医療課　溝田・沖本（TEL：082-568-1511）

【事前学習動画】（全動画視聴時間 2：07：54）

- **「認知症について」（43：49）**
  医師：井門　ゆかり（井門ゆかり脳神経内科クリニック）
- **「第4回在宅ノウハウ連携研修「認知症」」（13：23）**
  歯科医師：半澤　泰紀（広島県歯科医師会）
- **「認知症と薬剤師の関わり」（20：52）**
  薬剤師：中島　啓介（広島県薬剤師会）
- **「認知症の人の在宅療養における訪問看護の役割～家族支援・多職種連携を中心に～」（31：37）**
  看護師：遠藤　泰子（広島県看護協会訪問看護ステーション「ひろしま」）
- **「認知症になっても在宅で～地域で支える～介護支援専門員の立場から」（18：13）**
  介護支援専門員：岡崎　美保（広島県介護支援専門員協会）

【Web研修会】（全動画視聴時間 01：29：57）

プログラム
○事前学習振り返り　　広島県医師会常任理事　魚谷　啓
○ディスカッション
≪講師≫
・医　　師　井門ゆかり（井門ゆかり脳神経内科クリニック）
・歯科医師　半澤　泰紀（広島県歯科医師会）
・薬　剤　師　中島　啓介（広島県薬剤師会）
・看　護　師　遠藤　泰子（広島県看護協会訪問看護ステーション「ひろしま」）
・介護支援専門員　岡崎　美保（広島県介護支援専門員協会）

※なお、本研修動画の内容等に関する質問は質問フォームから受け付けております。

Web申込可 令和5年度 医療機関向けサイバーセキュリティ研修会

昨今、医療機関を標的としたランサムウェア（情報システムを使用不可の状態にした上で身代金を要求するウイルス）を利用したサイバー攻撃が多発しており、国内の医療機関でも実際に被害が発生している状況です。

そこで、このランサムウェア等によるサイバー攻撃についての情報提供と注意喚起を行うために、サイバーセキュリティ研修会を開催いたします。

日　　時　**令和6年2月8日㈭　19時半～21時**

対　　象　会員および会員医療機関のシステム・セキュリティ担当者など

定　　員　1,000名程度

講師（予定）

・徳島県つるぎ町立半田病院　　須藤 泰史　氏
・厚生労働省医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室
・東京海上日動火災保険株式会社

参加方法　Web開催のみ

申込方法　広島県医師会ホームページの「医師のみなさまへ」内の研修会参加申込ページ（https://www.hiroshima.med.or.jp/ishi/workshop/）からお申し込みください。

申込締切　**令和6年2月6日㈫　17時迄**

※ご参加の方に参加用URLを令和6年2月7日㈬までに、参加登録時のE-mailアドレス宛てにお送りいたします。同日までに届かない場合は、広島県医師会 広報情報課までお問い合わせください。

問合せ先　広島県医師会　広報情報課
TEL：082-568-1511　E-mail：jouhou@hiroshima.med.or.jp

注意事項　同じ医療機関の方で複数名がWebで閲覧される場合、同じメールアドレスで複数のパソコンから参加することはできません。
複数のパソコンで閲覧される場合や、異なる場所で閲覧される場合は、閲覧台数分、別途参加申込を行ってください。

Web申込可 令和5年度　医療機関税制Webセミナー

このたび、医業経営に係る税務についての理解を深めていただくため、研修会を開催いたします。
会員の皆様、その医療機関の経理ご担当者をはじめ、ご興味がおありの方はこの機会にぜひご参加ください。

日　　時　**令和6年2月11日(日)　10：00～12：00**
場　　所　広島県医師会館　2階　201会議室/Web配信

プログラム

第1部　講演Ⅰ　「医療に係る税、事業承継について」（10：05～10：55）
講　師　日本医師会　常任理事　宮川　政昭
質疑応答（10：55～11：00）
第2部　講演Ⅱ「医療機関のインボイス・電子帳簿保存法への対応について」
（11：00～11：50）
講　師　TKC医業・会計システム研究会　税理士　麻生　香雄
質疑応答（11：50～11：55）

対　　象　会員　および　会員医療機関事務職員

主　　催　公益社団法人　日本医師会
一般社団法人　広島県医師会
TKC医業・会計システム研究会

定　　員　会場参加【40名】、Web参加【1,000名】

参 加 料　無料

申込方法　下記URLの申込フォームまたは二次元コードからお申し込みください。
https://forms.office.com/r/P15hTfhAs6

申込締切　**令和6年2月9日(金)**

問合せ先　広島県医師会　経理課（TEL：082-568-1511/E-mail：keiri@hiroshima.med.or.jp）

広島県アルコール健康障害サポート医（専門）フォローアップ研修会・広島県アルコール健康障害サポート医養成研修会および産業医研修会

アルコール健康障害対策基本法が制定されて以降、アルコール依存症の早期介入がますます重要視されるようになっています。

アルコール健康障害に関して気軽に相談できる広島県アルコール健康障害サポート医（※）を養成するため、医師を対象とした研修会を開催しますので、是非ともご参加いただきますようお願いします。

※「広島県アルコール健康障害サポート医」は、広島県独自の医療広告可能事項です。

日　　時　令和6年2月15日㈭　18：55～21：00
開催場所　広島県医師会　会館ホール　〒732-0057　広島県広島市東区二葉の里3丁目2番3号
対　　象　かかりつけ医、産業医、救急医、精神科医　等
参加人数　150名程度　（先着順）
受 講 料　無料
取得単位　★日本医師会生涯教育講座認定単位（2単位、CC：82（生活習慣））
★日本医師会認定産業医制度単位（生涯専門3：2単位）申請中
※申込フォーム内で取得を希望する単位に☑をお願いします。

時　間		内　容
18：20～	受　付	
18：55～19：00	挨　拶 説　明	主催者あいさつ オリエンテーション（広島県）
19：00～19：30	講　演	**労働者のためのアルコール依存症の早期介入** 加賀谷　有　行（瀬野川病院KONUMA記念依存とこころの研究所　所長） （広島産業保健総合支援センター産業保健相談員）
19：30～20：00	講　演	**アルコール依存症治療プログラムで労働者の就労継続を支援する** 田　中　奈津子（瀬野川病院公認心理師）
20：00～20：30	講　演	**労働者の就労継続支援のためのアルコール依存症の薬物療法** 加賀谷　有　行（瀬野川病院KONUMA記念依存とこころの研究所　所長） （広島産業保健総合支援センター産業保健相談員）
20：30～21：00	講　演	**労働者でも発症するアルコール依存症の合併精神障害と復職支援** 加賀谷　有　行（瀬野川病院KONUMA記念依存とこころの研究所　所長） （広島産業保健総合支援センター産業保健相談員）

申込方法：下記URLもしくは、二次元コードよりお申込みください。**申込締切り2/6㈫**
申込URL：https://forms.gle/6beKDFi8kMcGZU2K7

主　　催：広島県健康福祉局疾病対策課
（受託先：広島県依存症治療拠点機関（医療法人せのがわ　瀬野川病院））
共　　催：一般社団法人　広島県医師会
独立行政法人労働者健康安全機構　広島産業保健総合支援センター
問 合 せ 先：医療法人せのがわ 瀬野川病院（担当：胡子）　TEL：082-892-1055
広島県健康福祉局疾病対策課　TEL：082-513-3069
広島産業保健総合支援センター　TEL：082-224-1361

令和5年度自立支援多職種連携推進研修

「利用者も支援者もみんながhappyに♪
～地域における多職種連携を考えよう！～」

本研修は、いつまでも地域で自分らしく過ごせるよう、“自立支援”を担う専門職に必要とされるコミュニケーションスキルをはじめ、多職種連携の意義や課題について、在宅医療や多職種連携など、多方面で経験豊富な講師を招いて学びます。

利用者も支援者もみんながハッピーになれる！支援について一緒に考えてみませんか？

日　　時　**令和6年2月17日㈯　15時30分～17時**

会　　場　**広島市総合福祉センター5階　ホール**（広島市南区松原町5-1　BIGFRONTひろしま5階）

定　　員　会場：100名　オンライン：300名

講　　師　一般社団法人広島県医師会　常任理事　魚谷　啓 氏

参加対象　医療・介護に携わるすべての専門職等

参加申込

(1)　申込期間　令和5年12月7日㈭～令和6年2月5日㈪

(2)　申込方法

次のURLもしくは二次元コードからお申込みください。

https://req.qubo.jp/hirokensha_dantai/form/0217

参 加 費　無料

主　　催　自立支援多職種ネットワーク推進会議

お問い合わせ先

広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会 事務局

（社福）広島県社会福祉協議会 法人振興課内

〒732-0816　広島市南区比治山本町12-2

TEL：082-254-3416　FAX：082-256-2228

Facebook更新中!

もみじ医が広島県医師会のイベント情報を
お知らせしています。
フォローして最新情報をチェックしましょう。

e-広報室のご案内

e-広報室は、会員の先生方のみに広島県医師会速報・広島医学・重要な通達文書などを公開するサイトです。本サイトでは、速報や医学など紙媒体の郵送物をメルマガに切り替える機能などがございます。ぜひご活用くださいませ！

メンバーズルームのご案内

お知らせ	医師会からのお知らせを掲載しています
新型コロナウイルス感染症情報	
関連文書一覧	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する情報を掲載しています
対策本部・日医等会議	対策本部資料・日医テレビ会議資料
診療報酬関係	診療報酬上の臨時的な取り扱いなど
介護保険関係	
労災・自賠責保険関係	
会員からの情報提供	
ビデオ	新型コロナワクチン接種の手技・アナフィラキシーへの対応
行事予定	研修会・イベントなど今後の予定を掲載
広島県医師会速報	臨時増刊号 ファックスニュースも閲覧/検索できます
e-資料 通達文書	医師会速報に掲載されたe-資料の通達文書（全文）を掲載しています
広島医学	「廣島医学」を閲覧/検索できます
診療報酬・指導関連情報	診療報酬・指導関連情報を一覧で掲載しています
ビデオライブラリー	研修会などの様子を動画でご欄になれます
e-書庫	電子文書を一覧で掲載しています

e-広報室へのログインについて

・ログインIDとパスワードが必要となります。
ログインIDとパスワードにつきましては郵便にてお送りしております。
以下の２通にてお知らせしております。
送付１「会員専用ページ【e-広報室】の新ログインID／パスワードの通知」
送付２「ログイン方法変更の延期及びログインID／パスワードの変更」

※ID・パスワードをお忘れの会員の先生は下記の広島県医師会（広報情報課）へお問合せください。

e-広報室の登録はインターネットで

広島県医師会ホームページの「医師のみなさまへ」より
アクセスして「e-広報室」を登録してください。

広島県医師会　検索

お問い合わせ先：広島県医師会　広報情報課
TEL（082）568-1511　E-mail:kouhou@hiroshima.med.or.jp

※現在メルマガを受け取っておられる先生は追加の手続きは不要です。

学術講演会・学会ガイド

注）申込受付を過ぎたものも予定に掲載しております　※日医生涯教育講座承認待ちのものを含む

1月の予定

25	木	日 広島赤十字・原爆病院　地域連携セミナー 日 三原市医師会学術講演会 －糖尿病合併症のマネジメント－ 日 安芸学術講演会 ●広島形成外科懇話会 ●第32回広島透析アクセス懇話会 ●福山市民病院オープンカンファレンス
26	金	日 令和5年度第1回在宅医療連携研修会 日 東広島医療センター・東広島地区医師会合同カンファレンス
27	土	●第7回広島医史学研究会・岡山医学史研究会合同学術集会
28	日	●産業医のためのブラッシュアップセミナー →P67
29	月	
30	火	日 三原市医師会学術講演会 －SGLT2阻害薬と患者さんの未来を考える会－ ●広島記念病院地域医療従事者研修会
31	水	

2月の予定

1	木	●庄原市医師会学術講演会 －アトピー性皮膚炎の外用療法を学ぶ in 備北－ ●産業医研修会 →P65
2	金	日 第10回芸南地区膝関節研究会 日 呉共済病院オープンカンファレンス 日 令和5年度 感染症講習会 ～ダニ類媒介感染症および薬剤耐性菌対策～ 1 →P69
3	土	●産業医研修会 →P65
4	日	
5	月	
6	火	日 尾三因消化管病態機能研究会
7	水	
8	木	日 がん診療に関わる地域医療連携研修会 （呼吸器オープンカンファレンス） 日 安佐学術講演会 日 ~~第197回尾道市立市民病院オープンカンファレンス~~ ※延期となりました ●令和5年度 医療機関向けサイバーセキュリティ研修会 →P55

2月の予定

9	金	日 第402回呉循環器病研究会学術講演会
10	土	●令和5年度広島県児童思春期精神保健事例検討ワークショップ
11	日	●令和5年度　医療機関税制Webセミナー →P56
12	月	
13	火	日 広島市佐伯区医師会学術講演会 日 第89回広島北キャンサーネット研修会
14	水	日 第41回がんオープンカンファレンス
15	木	日 2023年度第5回がんセミナー 日 第337回世羅郡医師会学術講演会 日 広島県アルコール健康障害サポート医（専門）フォローアップ研修会・広島県アルコール健康障害サポート医養成研修会および産業医研修会 →P57 ●第24回北部医療センター安佐市民病院Web講演会 ●令和5年度庄原産業保健推進協議会研修会 ●産業医研修会 →P65
16	金	
17	土	日 第68回呉内科会総会・学術講演会 ●HICARE県民・市民講演会「身近な放射線」 ●令和5年度自立支援多職種連携推進研修 →P58
18	日	●第49回日本東洋医学会広島県部会 ●産業医のためのブラッシュアップセミナー →P67
19	月	
20	火	
21	水	日 安佐学術講演会
22	木	日 第74回広島医学会北部支部大会及び令和5年度三次地区医師会・庄原市医師会・安芸高田市医師会・市立三次中央病院・庄原赤十字病院　合同カンファレンス 日 令和5年度　広島県医師会 園医・嘱託医研修会 1 →P71
23	金	
24	土	

※　日は日医生涯教育講座として県医師会が認定したものです。
※　単位の配分につきましては、主催者にお問い合わせください。
※　広島県医師会館駐車場減免区分　1：減免対象　2：要医師資格証　3：減免なし

学術講演会

※演題に対する単位の配分は、主催者にお問い合わせください。

㊐　広島赤十字・原爆病院　地域連携セミナー

と　き　**1月25日㈭　午後6時30分**

ところ　広島赤十字・原爆病院　東棟　講堂
Web配信（Zoom）

演題と講師
脳卒中治療の進歩
広島赤十字・原爆病院　副院長
脳神経外科　部長　隅　田　昌　之

主　催　広島赤十字・原爆病院

連絡先　同上（地域医療連携課：榎並・椿）
TEL　082－241－3111

単　位　1　　コード　32

㊐　三原市医師会学術講演会
－糖尿病合併症のマネジメント－

と　き　**1月25日㈭　午後7時**

ところ　三原シティホテル　Web配信

演題と講師
糖尿病関連腎臓病患者さんへの血圧管理
医療法人社団仁明会　おさふねクリニック
院長　中　村　明　彦
糖尿病神経障害の診断とその対応
東京大学医学部附属病院　糖尿病・代謝内科
助教　高　梨　幹　生

主　催　三原市医師会

連絡先　同上　TEL　0848－62－2283

単　位　1　　コード　7，19

㊐　安芸学術講演会

と　き　**1月25日㈭　午後7時**

ところ　安芸地区医師会館　大会議室　Web配信

演題と講師
軽度認知障害（MCI）について
－抗Aβ抗体薬時代における重要性－
独立行政法人労働者健康安全機構　中国労災病院
脳神経内科　部長　北　村　　健

主　催　安芸地区医師会

連絡先　同上　TEL　082－823－4931

単　位　1　　コード　29

広島形成外科懇話会

と　き　**1月25日㈭　午後6時45分**

ところ　広島大学病院敷地内　広仁会館　中会議室

症例検討

主　催　広島形成外科懇話会事務局

連絡先　広島大学病院（形成外科）
TEL　082－257－5851

第32回広島透析アクセス懇話会

と　き　**1月25日㈭　午後7時**

ところ　オリエンタルホテル広島

演題と講師
シャント血流がもたらす全身への影響
信州大学腎臓内科長・診療教授　上　條　祐　司

会　費　1，000円

主　催　広島透析アクセス懇話会

連絡先　土谷総合病院（川西）　TEL　082－243－9191

福山市民病院オープンカンファレンス

と　き　**1月25日㈭　午後6時**

ところ　福山市民病院西館　Hall Core（ホールコア）
Web配信（Zoom）

演題と講師
医療従事者のためのLGBT講座（仮）
広島県セクシュアルマイノリティ協会
代表理事　野　本　惠　水

主　催　福山市民病院教育研修委員会

連絡先　福山市民病院（病院総務課：松本）
TEL　084－941－5151

㊐　令和5年度第1回在宅医療連携研修会

と　き　**1月26日㈮　午後7時**

ところ　府中地区医師会館　講堂　Web配信

演題と講師
在宅医療の質を高める方法
－ただ看取るだけでいいのか？－
医療法人　ゆうの森　理事長
たんぽぽクリニック　永　井　康　徳

主　催　府中地区医師会

連絡先　同上　TEL　0847－45－3505

単　位　1　　コード　13

㊐　東広島医療センター・東広島地区医師会合同カンファレンス

と　き　**1月26日㈮　午後7時**

ところ　東広島医療センター　大会議室

演題と講師
知っておきたい最近の肝臓事情
東広島医療センター　消化器内科　安　藤　雄　和

主　催　東広島地区医師会

連絡先　同上　TEL　082－422－3810

単　位　1.5　　コード　73

第7回広島医史学研究会・岡山医学史研究会合同学術集会

と　き　**1月27日㈯　午後2時**

ところ　広島大学霞キャンパス　広仁会館　大会議室

特別講演
富士川游と中山太一・赤松金芳
日本医史学会　副理事長　小曽戸　　洋

※要申込

会　費　1，000円（学生無料）

主　催　広島医史学研究会　岡山医学史研究会

連絡先　広島医史学研究会　TEL　082－257－5099

㊐　三原市医師会学術講演会
－SGLT2阻害薬と患者さんの未来を考える会－

と　き　**1月30日㈫　午後7時**

ところ　三原シティホテル　Web配信

演題と講師
糖尿病と心不全
－心・腎・代謝連関から考えるSGLT2阻害薬の新展開－
順天堂大学医学部　循環器内科
准教授（データサイエンスコース併任）
保健医療学部　デジタルヘルス遠隔医療研究開発講座
准教授　鍵　山　暢　之

主　催　三原市医師会

連絡先　同上　TEL　0848－62－2283

単　位　0.5　　コード　76

広島記念病院地域医療従事者研修会

と　き　**1月30日㈫　午後6時30分**

ところ　広島記念病院　講義室
Web配信（Microsoft Teams）

演題と講師
広島大学外科学における最近の治療について
広島大学大学院医系科学研究科　外科学
教授　髙　橋　信　也

主　催　広島記念病院

連絡先　同上（地域連携室）　TEL　082－292－1271

庄原市医師会学術講演会
ーアトピー性皮膚炎の外用療法を学ぶ in 備北ー
と　き　2月1日(木)　午後7時
ところ　Web配信
演題と講師
アトピー外用指導虎の巻
医療法人社団北燈会　すみかわ皮膚科アレルギークリニック
理事長・院長　澄　川　靖　之
共　催　庄原市医師会　三次地区医師会
連絡先　庄原赤十字病院（総務課：足羽）
TEL　0824－72－3111

日　第10回芸南地区膝関節研究会
と　き　2月2日(金)　午後7時45分
ところ　呉阪急ホテル　安芸
特別講演
高位脛骨骨切り術の適応と合併症
日本鋼管福山病院　整形外科　部長　髙　原　康　弘
主　催　芸南地区膝関節研究会
連絡先　呉市医師会　TEL　0823－22－2326
単　位　1　コード　61

日　呉共済病院オープンカンファレンス
と　き　2月2日(金)　午後6時
ところ　呉共済病院　東館　多目的ホール　Web配信
演題と講師
これからのリハビリテーション医学医療
－急性期リハビリテーションへの期待－
広島大学病院　リハビリテーション科
教授　三　上　幸　夫
主　催　呉共済病院
連絡先　同上　TEL　0823－22－2111
単　位　1　コード　0

日　尾三因消化管病態機能研究会
と　き　2月6日(火)　午後7時
ところ　尾道国際ホテル　Web配信
特別講演
慢性便秘症の病態に応じた治療とプロバイオティクスの有用性
－「便通異常症診療ガイドライン2023　慢性便秘症」発刊に際して－
自治医科大学外科学講座　消化器一般移植外科学部門
教授　味　村　俊　樹
※要申込
主　催　尾三因消化管病態機能研究会
連絡先　尾道市医師会　TEL　0848－25－3151
単　位　1　コード　54

日　がん診療に関わる地域医療連携研修会
（呼吸器オープンカンファレンス）
と　き　2月8日(木)　午後6時30分
ところ　広島赤十字・原爆病院　東棟　講堂　Web配信（Zoom）
演題と講師
多職種連携による非結核性抗酸菌症診療
－吉島病院の昨日・今日・明日－
国家公務員共済組合連合会　吉島病院
呼吸器内科　呼吸器内視鏡医長　尾　下　豪　人
主　催　広島赤十字・原爆病院
連絡先　同上（地域医療連携課：榎並・椿）
TEL　082－241－3111
単　位　1　コード　10

日　安佐学術講演会
と　き　2月8日(木)　午後7時
ところ　安佐医師会館　Web配信
演題と講師
慢性肝疾患　奈良宣言2023
どう診る？どんな穴がある？
NAFLD-MAFLD-MASLDへの変遷
兵庫内科・肝臓糖尿病クリニック
院長　兵　庫　秀　幸
主　催　安佐医師会
連絡先　同上　TEL　082－873－1840
単　位　1　コード　75

日　~~第197回尾道市立市民病院オープンカンファレンス~~
と　き　2月8日(木)　午後7時　**※延期となりました**
ところ　尾道市立市民病院　新館　大会議室
演　題
嚥下機能評価・訓練について
教科書にはない認知症ケア
主　催　尾道市立市民病院
連絡先　同上（藤井・河合）　TEL　0848－47－1155
単　位　1　コード　29，49

日　第402回呉循環器病研究会学術講演会
と　き　2月9日(金)　午後7時
ところ　呉阪急ホテル　皇城　Web配信
演題と講師
「心不全再発リスクを徹底的に管理する」
－残余リスクとしての貧血、慢性腎臓病、高尿酸血症管理－
広島大学大学院医系科学研究科　循環器内科学
診療講師　宇都宮　裕　人
主　催　呉循環器病研究会
連絡先　呉市医師会　TEL　0823－22－2326
単　位　1　コード　73

令和5年度広島県児童思春期精神保健事例検討ワークショップ
と　き　2月10日(土)　午前10時
ところ　広島県健康福祉センター
演題と講師
発達や愛着の問題を抱える子どもの理解と支援
－アセスメントと具体的支援のポイント－
和歌山大学教育学部心理学教室
教授　米　澤　好　史
※要申込
会　費　4,000円（会員）　6,000円（非会員）
主　催　広島県精神保健福祉協会
連絡先　同上　TEL　082－516－8221

日　広島市佐伯区医師会学術講演会
と　き　2月13日(火)　午後7時30分
ところ　広島市佐伯区地域福祉センター　大会議室　Web配信
演題と講師
妊娠と薬－プレコンセプションケアを含めて－
広島大学病院　産科婦人科　大　森　由里子
※要申込
主　催　広島市佐伯区医師会
連絡先　同上（角保）　TEL　082－921－4800
単　位　1　コード　7

日　第89回広島北キャンサーネット研修会
と　き　2月13日(火)　午後7時
ところ　Web配信
演題と講師
AYA世代がん患者に対する妊孕性温存療法
県立広島病院　生殖医療科　主任部長　兒　玉　尚　志
主　催　広島市立北部医療センター安佐市民病院
連絡先　同上（がん相談支援センター）
TEL　082－815－5533
単　位　0.5　コード　3

日　第41回がんオープンカンファレンス
と　き　2月14日(水)　午後5時30分
ところ　中国労災病院　多目的ホール
演　題
内分泌関連のirAE
当院におけるirAEの現状
主　催　中国労災病院
連絡先　同上　TEL　0823－72－7171
単　位　1　コード　76，84

日　2023年度第5回がんセミナー
と　き　2月15日㈭　午後6時

ところ　広島市民病院　中央棟　講堂
Web配信（Zoom）

演題と講師
コミュニケーションガイドラインのお話・研修会
聖マリア病院　ホスピス科
診療部長　大谷弘行

主　催　広島市民病院
連絡先　同上（医療支援センター：丸川・新久・渡邊・谷口）
TEL　082－221－2291
単　位　1　　コード　0

日　第337回世羅郡医師会学術講演会
と　き　2月15日㈭　午後7時

ところ　公立世羅中央病院　大会議室　Web配信
一般講演　1題
特別講演
間質性肺炎の早期発見・治療に向けて
広島大学大学院医系科学研究科　分子内科学
教授　服部　登

主　催　世羅郡医師会
連絡先　同上　TEL　0847－22－1148
単　位　1　　コード　45

第24回北部医療センター安佐市民病院Web講演会
と　き　2月15日㈭　午後7時

ところ　Web配信
演題と講師
子宮内膜癌に対する低侵襲手術について
広島市立北部医療センター安佐市民病院
産婦人科　主任部長　本田　裕

主　催　広島市立北部医療センター安佐市民病院
連絡先　同上（医療支援センター）
TEL　082－815－5211

令和5年度庄原産業保健推進協議会研修会
と　き　2月15日㈭　午後2時30分

ところ　庄原グランドホテル
演題と講師
最近の労働衛生行政について
厚生労働省　広島労働局　三次労働基準監督署
署長　坂根紀雄
呼吸法を使ったストレスマネジメント
広島産業保健総合支援センター
産業保健相談員　中尾陽子

主　催　庄原産業保健推進協議会
連絡先　同上　TEL　0824－72－0121

日　第68回呉内科会総会・学術講演会
と　き　2月17日㈯　午後4時10分

ところ　呉阪急ホテル　皇城　Web配信
特別講演
肺癌診療のFront line2024
－Academia発の新規治療開発を含めて－
広島大学病院　呼吸器内科　診療講師
病棟医長　益田　武
泌尿器科専門医が選ぶ過活動膀胱治療－今はコレ！－
国家公務員共済組合連合会　呉共済病院　泌尿器科
部長　安東栄一

主　催　呉内科会
連絡先　呉市医師会　TEL　0823－22－2326
単　位　2　　コード　15，65

HICARE県民・市民講演会「身近な放射線」
と　き　2月17日㈯　午後1時30分

ところ　広島国際会議場　ダリア
演題と講師
知っているつもりの放射線
－身近にある放射線とその人体影響－
広島大学原爆放射線医科学研究所
教授　保田浩志
放射線診断で病気がここまでわかる
－患者診療への放射線の活用－
広島大学　医学部長　粟井和夫
※要申込

主　催　放射線被曝者医療国際協力推進協議会（HICARE）
連絡先　同上　TEL　082－228－9901

第49回日本東洋医学会広島県部会
と　き　2月18日㈰　午前10時30分

ところ　福山大学社会連携推進センター　会議室
特別講演
「薬食同源」再考
－漢方薬と腸内細菌の関わりから解る温故知新－
福山大学薬学部　講師　髙山健人
ランチョンセミナー
下部尿路疾患の漢方治療～
シンポジウム
腎・泌尿器と婦人科疾患

主　催　日本東洋医学会広島県部会
連絡先　いでした内科・神経内科クリニック（菊本）
TEL　082－845－0211

日　安佐学術講演会
と　き　2月21日㈬　午後7時

ところ　Web配信
演題と講師
便通異常外来の現状
－原因不明ゼロ・刺激性下剤ゼロを目指して－
島根大学医学部　内科学講座（内科学第二）
学内講師　岡　明彦

主　催　安佐医師会
連絡先　同上　TEL　082－873－1840
単　位　1　　コード　54

日　第74回広島医学会北部支部大会及び令和5年度三次地区医師会・庄原市医師会・安芸高田市医師会・市立三次中央病院・庄原赤十字病院　合同カンファレンス
と　き　2月22日㈭　午後7時

ところ　三次グランドホテル　Web配信
演題と講師
中山間地域における糖尿病医療と専門医の役割
庄原赤十字病院　糖尿病内科　部長　米田真康

共　催　三次地区医師会　庄原市医師会　安芸高田市医師会
市立三次中央病院　庄原赤十字病院
連絡先　庄原赤十字病院（総務課：足羽）
TEL　0824－72－3111
単　位　1　　コード　76

学会案内

Web申込可 マークは広島県医師会ホームページからお申し込みいただけます。

今号の学会案内

- ●産業医研修会　●産業医のためのブラッシュアップセミナー
- ●心とからだの健康づくり指導者等のための実務向上研修　聴講
- ● Web申込可 令和5年度 感染症講習会
- ● Web申込可 令和5年度　広島県医師会 園医・嘱託医研修会
- ● Web申込可 広島県医師会　女性医師部会 総会
- ●広島がん高精度放射線治療センター（HIPRAC）　県民公開セミナー

産　業　医　研　修　会

（広島産業保健総合支援センター：受講料無料）

下記のとおり産業医研修会をご案内いたします。
※当センターでの産業医研修は、生涯研修のみです。基礎研修の単位は取得できませんのでご注意ください。
会場は研修ごとに異なりますのでご確認ください。
開催機関：広島産業保健総合支援センター　（広島市中区基町11-13合人社広島紙屋町アネクス5階）

産業医研修

研修番号・日時	研修タイトル・会場・定員	講　師	単　位
A0201 2月1日(木) 14:00～16:00	高次脳機能障害をもつ労働者の雇用の現実と具体的な次の支援への繋ぎ方 講演1　高次脳機能障害の基本と接し方について 講演2　労働者の雇用の現実と具体的な繋ぎ方について シンポジウム　家族の立場からみえるもの ■研修会場：JMSアステールプラザ4階大会議室 （広島市中区加古町4-17） ■開催方法：ハイブリット ■定員：会場100名　Web100名 ※会場参加者のみ単位付与 ■主催：広島市 共催：広島産業保健総合支援センター 一般社団法人めぐみ高次脳機能障害サポートネットひろしま シンポジスト追加：弁護士法人広島メープル法律事務所 弁護士　甲斐野　正行氏	講演1／ シンポジウムコーディネーター 一般社団法人めぐみ 高次脳機能障害サポートネットひろしま　副代表 （広島都市学園大学　言語聴覚専攻科　教授・専攻科長） 本　多　留　美 講演2／ シンポジウムシンポジスト 一般社団法人めぐみ 理事長　上　田　美　幸 シンポジウムシンポジスト 一般社団法人めぐみ高次脳機能障害サポートネットひろしま　代表 濵　田　小夜子	生涯専門3 2単位
A0203-1 2月3日(土) 13:30～15:30	長時間労働者・高ストレス者面談の実務について ■研修会場：広島県医師会館 301会議室 （広島市東区二葉の里3-2-3）■定員：72名	広島産業保健総合支援センター 産業保健相談員 冨　田　洋　平	生涯専門3 2単位
A0203－2 2月3日(土) 16:00～18:00	「産業保健と法」第5回　産業医が裁判例を知る意義 ～5つの裁判例を素材として～ ■研修会場：広島県医師会館301会議室 （広島市東区二葉の里3-2-3）■定員：72名	近畿大学法学部 教授　三　柴　丈　典 ※講師Web参加	生涯更新1 2単位
A0215 2月15日(木) 18:55～21:00	広島県アルコール健康障害サポート医養成研修 ■研修会場：広島県医師会館 ホール （広島市東区二葉の里3-2-3） ■定員：150名（先着順） ※詳しくは、広島産業保健総合支援センター研修のご案内をご覧ください。 ■共催：広島県 医療法人せのがわ 瀬野川病院	広島産業保健総合支援センター 産業保健相談員 加賀谷　有　行 瀬野川病院 公認心理師 田　中　奈津子	生涯専門3 2単位

《申込みに当たっての注意事項》

広島産業保健総合支援センターの**ホームページ「研修のご案内」**からお申し込みください。

申込み期間は、研修開催日の**おおむね3週間前まで**ですが、申込状況により早期終了となる場合がございます。

お申込み後3営業日以内に、当センターから受付確認メールを返信いたします。

お申込み後3営業日を経過しても返信メールがない場合は、当センターまでお電話（082-224-1361）にてご連絡ください。

研修開催日の3～2週間前に、受講可否のメールを配信します。研修日の10日前になっても受講可否メールが届かない場合はご連絡ください。

定員を超過する申込みがあった場合、**抽選を行い、受講者を決定**します。

研修日前**2週を過ぎて空席がある場合は、先着順で受講者を決定**します。**（県内産業医優先）**

30分以上の遅刻、早退は、単位認定シールをお渡しできませんので、ご注意ください。

お申込み後、キャンセルされる場合は**必ずご連絡**ください。一人でも多くの方がご参加いただけるよう、ご協力をお願いします。

無断欠席は、次回の参加をお断りする場合があります。

※THP対象研修の場合、レベルアップ研修単位認定をご希望の方は、指導者資格登録番号、種類等を申込時に記載してください。

※できる限り公共交通機関でお越しください。なお、駐車料金等は自己負担となります。

※天災事変その他やむを得ない事由（感染症の拡大防止を含む）の場合、研修を延期または中止することがありますので、ホームページでご確認ください。

研修会申込に際し記載いただいた個人情報は、当センターの事業のみに使用させていただきます。

独立行政法人労働者健康安全機構　広島産業保健総合支援センター
広島市中区基町11-13　合人社広島紙屋町アネクス5階
電話番号　082-224-1361　ホームページ：https://www.hiroshimas.johas.go.jp
メールアドレス：info@hiroshimas.johas.go.jp

医師・看護師、介護業務に従事される方々は、業務外での感染が明らかな場合を除き、原則として労災保険の対象です

○対象

・感染経路が業務によることが明らかな場合

・感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務※に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合

・医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象

※（例1）複数の感染者が確認された労働環境下での業務、※（例2）顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務

○労災保険の種類

業務に起因して新型コロナウイルスに感染した労働者の方やそのご遺族の方は、正社員、パート、アルバイトなどの雇用形態によらず、次のような保険給付を受けられます。

①療養補償給付（労災指定医療機関を受診すれば、原則として無料で治療など）

②休業補償給付（療養のために仕事を休み賃金を受けていない場合、給付可能）

③遺族補償給付（業務に起因する感染で亡くなった労働者の遺族は、遺族補償年金など受取可能）

お問い合わせはお近くの労働局または労働基準監督署へ！
↓二次元コードからアクセス！

《二次元コード》

産業医のためのブラッシュアップセミナー

（日本医師会認定産業医研修会）

職場の安全・健康管理、メンタルヘルス対策に関する最新情報や実践事例をテーマとして取り上げ、講義・演習を通じて学ぶ、産業医活動に役立つ実践的なセミナーです。生涯・実地研修の4単位が取得できます。

回　数	研修日時	研　修　内　容	単　位
第6回	2024年 1月28日(日) 12:30～17:20	・新たな化学物質管理について （化学物質リスクアセスメントとSDSの活用） ・ストレスチェック制度の概要と職場環境改善の進め方	生涯・実地 4単位
第7回	2月18日(日) 12:30～17:20	・職場巡視における情報機器作業の急所 ・作業者が装着すべき保護具のチェックポイント ・職場巡視のポイント ・産業医から見る作業手順書	生涯・実地 4単位
第8回	3月10日(日) 12:30～17:20	・職場巡視に有用な簡易測定器の取扱いと評価方法（局所排気装置） ・職場巡視に有用な簡易測定器の取扱いと評価方法（騒音測定） ・メンタルヘルス対策のためのコミュニケーション	生涯・実地 4単位

≪研修申し込みについて≫

1. 会　場　中央労働災害防止協会 中国四国安全衛生サービスセンター
（広島市西区三篠町3-25-30）JR山陽本線・横川駅 徒歩8分

2. 参加費　**16,500円**（テキスト代、消費税10%を含む）

3. 対象者　日本医師会認定産業医
※お申込み時に医籍番号、日本医師会産業医認定証番号および所属医師会名が必要です。

4. お申込　当センターホームページからオンラインでお申込みください。
https://www.jisha.or.jp/chushikoku/seminar/f7420_sangyoui_brushup.html

5. 備　考　研修会当日は産業医学研修手帳をお持ちください。

6. 連絡先　中央労働災害防止協会 中国四国安全衛生サービスセンター
TEL：082-238-4707　E-mail：chushiko@jisha.or.jp

心とからだの健康づくり指導者等のための実務向上研修　聴講

（日本医師会産業医制度 指定研修会）

実務向上研修は、THP指導者養成専門研修修了者を対象にした、レベルアップのための研修です。
各専門分野に関することだけでなく、心身両面にわたる健康づくりの最新情報を習得できるように、産業医の方を対象とした“聴講”のコースをご用意しております。
日本医師会認定産業医制度　指定研修会で、生涯・専門研修の5単位が取得できます。

回数	研修日時	会場	単　　位	単　位
第6回	2024年 3月12日㈫ 9:30～17:10	広島 会場	≪Aコース≫ ・働く人の健康づくりの動向 ・身体を守る免疫の話　～ストレス下での感染対策～ ・職場ではぐくむレジリエンス：測定、理論、実践	生涯・専門 5単位

≪研修申し込みについて≫

1. 会　場　中央労働災害防止協会 中国四国安全衛生サービスセンター
（広島市西区三篠町3-25-30）JR山陽本線・横川駅 徒歩8分

2. 参加費　一般：24,200円
中災防会員、THP登録者：21,780円（テキスト代、消費税10%を含む）

3. 対象者　日本医師会認定産業医
※お申込み時に医籍番号、日本医師会産業医認定証番号および所属医師会名が必要です。

4. お申込　当センターホームページからオンラインでお申込みください。
https://www.jisha.or.jp/chushikoku/seminar/f3160_skil_up.html

5. 備　考　研修会当日は産業医学研修手帳をお持ちください。

6. 連絡先　中央労働災害防止協会 中国四国安全衛生サービスセンター
TEL ： 082-238-4707　E-mail：chushiko@jisha.or.jp

事故防止、医師と患者の信頼関係

「日本医師会特約保険」・「法人向け団体医師賠償責任保険」・「団体医療施設賠償責任保険」に加入されていますか？医療におけるクレーム・紛争または訴訟にまきこまれた時、あなたとあなたの医療機関は大丈夫ですか？

お問い合わせ先　広島県医師会事務局　保険医事課
TEL：082-568-1511
E-mail：ijihosei@hiroshima.med.or.jp

令和5年度 感染症講習会 ～ダニ類媒介感染症および薬剤耐性菌対策～

（外来感染対策向上加算に係るカンファレンス）

Web申込可

重症熱性血小板減少症候群（SFTS）や日本紅斑熱を含むダニ類媒介感染症については、発生する地域の広がりとともに継続して患者の発生が報告されており、県内においては増加傾向にあります。また、薬剤耐性においては、世界的に深刻な健康上の脅威として取り上げられており、薬剤耐性菌の拡大防止は非常に重要です。

本会では、広島県とともにダニ類媒介感染症、薬剤耐性菌について注意喚起を行い、医療機関における今後の診療や対策の一助としていただくため、下記の要領で標記講習会を開催する運びとなりました。

日　　時　**令和6年2月2日(金)　19：15～21：15**

場　　所　**広島県医師会館1階ホール**（広島市東区二葉の里3-2-3）/Web　**※ハイブリッド開催**

内　　容　◆講演（質疑応答含む）

Ⅰ．SFTSを含む新規ダニ媒介性ウイルス感染症の発見：研究と対策

札幌市保健福祉局・保健所 医務・健康衛生担当局長　西條　政幸

Ⅱ．薬剤耐性菌対策について

国立感染症研究所 薬剤耐性研究センター センター長　菅井　基行

主　　催　広島県・広島県医師会

申込方法　広島県医師会HP申込フォームまたはE-mail（chiiki@hiroshima.med.or.jp）、FAX（082-568-2112）によりお申し込みください。

申込期限　**令和6年1月26日(金)　必着**

問合せ先　広島県医師会　地域医療課　TEL：082-568-1511　FAX：082-568-2112

E-mail：chiiki@hiroshima.med.or.jp

※なお、本講演会は令和4年度診療報酬改定で新設された外来感染対策向上加算の施設基準の届出要件である「院内感染管理者は、少なくとも年2回程度、感染対策向上加算1に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスに参加していること」に該当する講演会です。

令和5年度感染症講習会　参加申込書

FAX：082-568-2112　　広島県医師会地域医療課 行

（ふりがな） 受講者氏名	
所属施設名	
職種	
所属施設住所	
参加方法	会場参加　・　Web参加
電話番号	
E-mailアドレス	※記入いただいたアドレスに配布資料、Web参加のアドレスをお送りいたします。大変恐縮ですが、英数字や大文字、小文字の記載について注意いただき、はっきりと大きい記入のご協力をお願いいたします。

医療事故調査制度に関する相談窓口

広島県医師会では医療事故調査制度に関する相談窓口を設置しています。「医療事故」に該当するかの相談、医療事故調査に必要な支援を求めたいときなどは下記へご相談ください。

一般社団法人広島県医師会　医療安全対策課（医療事故調査等支援団体）

相談専用TEL：082-568-2129　※夜間・休日はコールセンターにて対応
相談専用FAX：082-568-2130
相談専用E-mail：jikocho@hiroshima.med.or.jp
URL：https://www.hiroshima.med.or.jp/ishi/jikosoudan/
※ご相談は365日受け付けますが、合議により回答いたしますので即答は困難です。ある程度の時間を要しますことをご了承ください。
基本は所定の様式（上記URL参照）でのご相談となりますが、必要事項が記載されていれば、貴院にて纏められた様式でも結構です。

また、一般社団法人日本医療安全調査機構においても医療事故調査の実施に関する相談に応じる窓口を設けています。

一般社団法人日本医療安全調査機構（医療事故調査・支援センター）

相談専用TEL：03-3434-1110（平日9：00～17：00）
URL：https://www.medsafe.or.jp

令和5年度　広島県医師会 園医・嘱託医研修会

Web申込可

近年、共働き世帯が増え、乳幼児期早期から集団生活を開始する子どもが増加しています。幼稚園や保育施設における園児の健康課題が多様化し、子どもたちの健康を守る園医・嘱託医に対する支援や多方面との連携機能強化が求められています。

広島県医師会では、平成26年度より標記の研修会を開催しており、園医・嘱託医の皆さまをはじめとした関係者間でさまざまな知識や問題点の共有を図っております 。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応も踏まえて改訂された「保育所における感染症対策ガイドライン」の解説を中心に、保育所等における感染対策に関しご講演をいただく企画をいたしました。

園医・嘱託医の先生方をはじめ、ご興味がおありの皆さまに多数ご参加いただきたくお知らせ申し上げます。

と　き　**令和6年2月22日㈭　19：00～20：15（予定）**
ところ　**広島県医師会館　1階ホール　および　Web配信（Zoomウェビナー）**

プログラム（予定）

講　　演（19：05～20：05）日医生涯教育講座CC：8（1単位）
【専門医共通講習－感染対策：1単位】（申請中）**※会場参加者のみ取得可能**

「保育所等における感染対策～保育所における感染症対策ガイドラインを中心に」

講師：神奈川県衛生研究所　所長　　多屋　馨子

申込方法　広島県医師会ホームページ、または下記によりFAXまたはメールにてお申し込みください。
主　　催　広島県医師会
問 合 先　広島県医師会地域医療課　TEL：082-568-1511、E-mail：chiiki@hiroshima.med.or.jp

＊＊

申込先：広島県医師会地域医療課（中島）　行
FAX 082-568-2112、E-mail：chiiki@hiroshima.med.or.jp

申込締切：令和6年2月9日㈮

令和5年度　広島県医師会 園医・嘱託医研修会　参加申込書

参加方法	□会場参加（広島県医師会館）　□Web参加（Zoomウェビナー） ※ご希望の参加方法に✔をご記入ください。
ふりがな お　名　前	
所属医療機関名	
住　　所 （資料送付先）	〒 (TEL：　　)
メールアドレス	

※Web参加の場合は、Zoom配信に関するご案内を開催日数日前にメールにてお送りいたしますので、メールアドレスを必ずご記入ください。

参加無料

広島県医師会 女性医師部会 総会

Web申込可

日　時　令和6年3月3日(日)　10：00～11：30

場　所　広島県医師会館2階201会議室

開会挨拶　（10：00）

広島県医師会会長　松村　誠
広島県医師会女性医師部会長　石田　万里

報　告　（10：05）

令和5年度広島県医師会女性医師部会の取り組み

広島県医師会常任理事　檜山　桂子

講 演 会　（10：15～）

「医療と医療のすきまの医療」

講師：医療法人　河野産婦人科クリニック
院長／理事長　河野美代子

質疑応答

閉　会

男性・病院管理者も歓迎
ぜひご参加ください！

託児室あり
(2/16までに要予約)
無　料

※閉会後、3階303会議室にて懇親会を開催します（参加無料）

申込方法　広島県医師会ホームページ、または下記により
FAXまたはメールにてお申し込みください。
右記二次元コードからもお申し込みいただけます。
申込締切　令和6年2月22日(木)
問合せ先　広島県医師会　学術課　TEL：082-568-1511　E-mail：gaku@hiroshima.med.or.jp

---

申込先　広島県医師会学術課　宛（FAX：082-568-2112、E-mail：gaku@hiroshima.med.or.jp）

広島県医師会 女性医師部会 総会　参加申込書

（令和6年3月3日(日)　10：00～）

ご　氏　名			
ご　所　属			
T　E　L			
メールアドレス			
懇　親　会	参加　・　不参加	託 児 利 用	する　・　しない

広島がん高精度放射線治療センター（HIPRAC）　県民公開セミナー

発見しよう！自分に適した「がん治療」

がん治療には「手術」「放射線治療」「薬物療法」などの様々な治療方法がありますが、それぞれの特徴を最大限に活かし、時には組み合わせて治療を行うことが重要です。
今回のセミナーでは、４人の専門医が「肺がん・乳がん・前立腺がん・緩和照射」に焦点を当て、それぞれの治療方法の違いや最新の情報等を分かりやすく解説します。
ご自身やあなたの大切な方のために、「がん治療」への理解を更に深めましょう！！

※このセミナーは、高齢者いきいき活動ポイントの対象です。

日時　2024年 3月16日（土）
14時00分～17時00分

会場　広島県医師会館１階ホール
広島市東区二葉の里3-2-3（HIPRAC隣）

Web　Zoomウェビナー

参加無料（事前申込要）

- 消毒液の設置や会場の換気など感染対策を徹底します。
- マスク着用にご協力をお願いします。

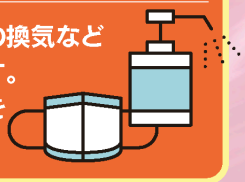

定員　会場 300名　Web 500名

司会　広島県医師会常任理事　茗荷 浩志先生

座長　広島がん高精度放射線治療センター長　影本 正之先生

14:10～14:20
広島県のがん対策　10分
広島県健康づくり推進課 がん対策担当監　山根 一人氏

14:20～14:50
肺　が　ん　30分

■内容：放射線治療　手術・薬物療法
広島大学病院　今野 伸樹先生

14:50～15:20
乳　が　ん　30分

■内容：放射線治療　手術・薬物療法
広島がん高精度放射線治療センター　権丈 雅浩先生

休　憩　（15分）

15:35～16:05
前立腺がん　30分

■内容：放射線治療　手術・薬物療法
広島赤十字・原爆病院　髙橋 一平先生

16:05～16:35
緩和照射　30分

■内容：放射線治療　手術・薬物療法
広島市民病院　松浦 寛司先生

事前質問回答コーナー　（20分）

共催　広島県、広島市、広島県医師会、広島大学病院、県立広島病院、広島市立広島市民病院、広島赤十字・原爆病院

■参加を希望される方は、必要事項を下記の方法でお申し込みください。
[申込期限：2024年２月29日（木）必着]
●H　P　https://www.hiroshima.med.or.jp/kenmin/forum/
※ホームページからのお申し込みが便利です。
●郵　便　〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目2-2 広島がん高精度放射線治療センター
●ＦＡＸ　082-263-1331
※ホールへのご案内は当日の受付順となります。

お申し込みはこちらから

※駐車場台数には限りがございますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。
※駐車場料金　200円／30分（上限なし）

お問い合わせ　広島がん高精度放射線治療センター　TEL 082-263-1314

FAX番号 082-263-1331

広島がん高精度放射線治療センター事務　行

2024年3月16日（土）広島がん高精度放射線治療センター（HIPRAC）
県民公開セミナー　参加申込書（ＦＡＸ）

2024年2月29日（木）必着

●会場参加にお申込いただいた方には、後日聴講券（葉書）を送付いたしますので、当日ご持参ください。
人数超過等により、会場参加ができない場合は、その旨葉書又はメールでお知らせします。
●3月8日（金）までに聴講券又はご案内メールが届かない場合は、HIPRAC事務までお問い合わせください。
●Web参加の方にはご案内をメールでお送りしますので、必ずメールアドレスを記入してください。HIPRAC事務にて申込確認後、記載していただいたメールアドレスへ事前に参加方法等をメールにて送信いたします。
●会場・Web両方に○をしていただいた場合、原則会場参加優先で受付を行います。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によりWebのみの開催となった場合は、記載していただいた**メールアドレスに参加のご案内をお送りいたします。**

医療機関・会社・団体名		※個人で申込の場合は記入不要です。		
参加者１	氏　　名	ふりがな（　　）	※参加希望の項目全てに○をしてください。	
	ご 職 業	１ 医師　２ 医療関係者　３ 一般　４ 学生		会場
	ご 住 所 ご連絡先	〒　　－		Web
		ＴＥＬ		
		メール		
希望事項 （2/16（金）締切）		※車いす使用 など		
参加者２	氏　　名	ふりがな（　　）	※参加希望の項目全てに○をしてください。	
	ご 職 業	１ 医師　２ 医療関係者　３ 一般　４ 学生		会場
	ご 住 所 ご連絡先	〒　　－		Web
		ＴＥＬ		
		メール		
希望事項 （2/16（金）締切）		※車いす使用 など		

（注）ご記入いただきました情報は、当セミナーの受付及び運営のほか、今後のセミナー等のご案内に利用させていただきます。

■講師への質問

講師への質問がある場合には、がんの種別をお選びの上、質問内容を記入してください。全ての質問への回答はできませんので、ご了承ください。なお、時間の関係上、当日のご質問はお受けできません。

がんの種別	肺がん・乳がん・前立腺がん・緩和照射 ・ その他
質　　問	

問い合わせ先　広島がん高精度放射線治療センター事務　TEL 082-263-1314